



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 31 日 (火)
号外第 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 監査公告	包括外部監査の結果の公表 (7)	2
--------	------------------------	---

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人勝部不二夫から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により提出された意見を併せて公表する。

平成21年3月31日

鳥取県監査委員	山	本	光	範
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	山	根	真	知
鳥取県監査委員	伊	藤		保
鳥取県監査委員	稲	田	寿	久

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

特定の事件は選定せず、鳥取県警察の財務の執行状況全般を対象とした。

第3 監査の対象とした理由

次の理由から監査対象を選定した。

- 1 鳥取県の予算及び決算に占める鳥取県警察の予算及び決算の規模は小さいが、警察業務は県民の治安を守るという使命がある。
- 2 その業務上の使命のために、いかなる予算執行を行っているかは県民の関心事である。
- 3 過去の包括外部監査において部分的に監査対象となっていたが、今回はさらに視野を広げた監査をする必要性を感じた。

第4 監査を実施した期間

平成20年6月16日から平成21年1月31日まで

第5 実施した監査の方法

1 主な監査対象部署

公安委員会、警察本部、警察学校及び警察署

2 主な監査手続

必要と認められた決算資料を入手し、その内容を検証するために県の条例等を確認し、事務手続を正確に執行しているかどうかを基礎資料と照合及び質問することにより確認した。

第6 包括外部監査の実施者

外部監査人 公認会計士 勝部 不二夫

外部監査人補助者 税理士 本城 慶光

外部監査人補助者 会計事務所職員 矢野 年宏

第7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 県の歳出額及び鳥取県警察の歳出額

第1 県の歳出額の推移

平成10年度から平成19年度までの県全体の歳出額を次の表に示した。

金額単位：億円

年度	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
県歳出額	4,716	4,633	4,824	4,641	4,342	4,163	4,048	3,822	3,696	3,416

平成12年10月に発生した鳥取県西部地震の災害復旧工事等で平成12年度と平成13年度の歳出額が膨らんでいる。

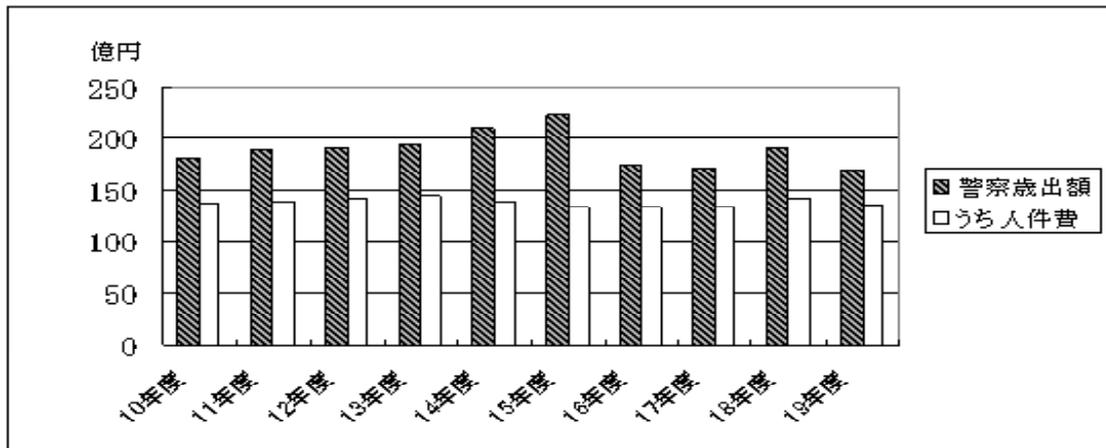
その後、歳出額は減少している。歳入の減少と国からの地方交付税の減額という中で、県税収入を超える借入金を返済するため大規模な事業を中止し、さまざまな既存の事業を見直して歳出を削減している。

第2 鳥取県警察の歳出額の推移

平成10年度から平成19年度までの警察の歳出総額とそのうちの人件費の推移を次の表とグラフに示した。

金額単位：億円

区分	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年
警察歳出額	180	188	191	195	210	224	175	172	191	170
うち人件費	137	139	143	145	138	133	132	133	142	134
人件費割合	76.1%	73.9%	74.9%	74.4%	65.7%	59.4%	75.4%	77.3%	74.3%	78.8%



平成14年度及び平成15年度の歳出額が多額になっている。これは、平成13年度に着工し平成15年1月に供用を開始した米子警察署の新築工事があったこと、平成13年度に着工し平成16年2月に供用を開始した警察本部庁舎の新築工事があったことによる。平成18年度は、鳥取警察署の新築工事があったために歳出額が膨らんでいる。

現在の警察本部庁舎ができるまでは、警察本部は県庁本庁舎内にあり、施設・設備面では110番通報の対応や初動捜査を一元的に指揮する通信指令システムも古いものであった。米子警察署及び鳥取警察署の旧庁舎は老朽化と取調室や留置施設の不足のため十分な警察機能を果たせないという課題を抱えていた。これらの施設・設備面の整備により、警察力の向上が実現し、平成17年度の県内警察組織の大きな再編が可能になった。新たな施設・設備の導入は、新たな枠組みを創発することができたと感じている。

ハード面の歳出額を除けば、警察費中の最大の経費である人件費割合は歳出合計額の4分の3程度で推移している。平成14年度から人件費総額が漸減しているのは、県の方針により、職員給与を削減し、それによって得られた財源を新たな雇用の創出施策の実施に充当しているためである。ただし、定年退職者の増加により退職金負担が膨らむ傾向にある。

第3章 鳥取県警察の組織と職員数

第1 鳥取県警察の組織

1 組織の概要

鳥取県警察は、鳥取県公安委員会の管理のもとに警察活動の中核として鳥取県警察本部が設置され、その下に警察署が、さらにその下部機構として、交番や駐在所が設けられている。次の組織図は、鳥取県警

察のホームページから引用したものである。

鳥取県公安委員会	
鳥取県公安委員会は、警察が政治的に中立で、かつ、民主的に運営されるよう管理する機関で、3人の委員で構成されている。	

鳥取県警察本部					警察学校
警務部	生活安全部	刑事部	交通部	警備部	
総務課 警察県民課 会計課 警務課 教養課 厚生課 情報管理課 監察官室	生活安全企画課 少年課 生活環境課 地域課 通信指令課 自動車警ら隊	捜査第一課 捜査第二課 組織犯罪対策課 鑑識課 科学捜査研究所	交通企画課 交通指導課 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察隊	警備第一課 警備第二課 機動隊	

警 察 署（鳥取・郡家・智頭・浜村・倉吉・八橋・米子・境港・黒坂の各署）			
警 務 課	留置管理課	会 計 課	生活安全課
受付事務、広報、被害者支援、職員の福利厚生・健康管理など	被疑者の留置など	落とし物・拾い物の取扱い、職員の給与事務、建物の維持管理など	警察安全相談の受理、非行少年の補導、薬物・公害事犯などの取締り、ハイテク犯罪対策、風俗営業の許可など
地 域 課	刑 事 課	交 通 課	警 備 課
地域安全活動、110番通報への対応、雑踏警戒など	殺人、強盗、窃盗、暴力犯罪などの捜査、鑑識活動など	交通安全教育、交通指導取締り、交通事故の捜査、交通安全施設や運転免許の事務など	要人警護、災害警備など

2 各部課の業務

(1) 公安委員会の役割と活動

公安委員会の3名の委員は、鳥取県知事が鳥取県議会の同意を得て任命している。その役割は、県民の視点から鳥取県の警察行政の民主的運営及び政治的中立性を確保することである。

平成13年度の包括外部監査で、公安委員会の形骸化が指摘された。その後、定例公安委員会における審議の活性化、会議録の情報公開（ホームページ内容の充実）、公安委員会補佐室の補佐機能強化等の措置を講じて公安委員会の発言力を高めている。また、各種警察活動の視察、激励等を積極的に実施している。毎週木曜日に開催される定例公安委員会において、各公安委員はほぼ一日をかけて全国及び鳥取県内の犯罪等の状況説明を受けるだけでなく、警察本部長等警察幹部に対して忌憚のない意見を述べている。各種法令に基づく、例えば道路交通法に基づく運転免許の取消処分等の裁定を行うことも公安委員会の職務となっている。

(2) 警察本部の各部の役割の概略

管理部門である「警務部」、住民の安全を守る「生活安全部」、刑法犯罪等の捜査を行う「刑事部」、交通関係を担当する「交通部」、要人警護、災害警備等を行う「警備部」が設置されている。

犯罪者の捜査、逮捕等の活動に焦点が当てられるが、警察は、日常の防犯活動や運転免許その他の許

認可事務を執り行っている。また、被疑者の留置業務も行っているのである。

(3) 警察学校

鳥取県警察の警察学校は、鳥取市伏野に設置されている。警察学校は、警察官として採用された者に対し必要な基礎法学、警察実務等の基礎知識を教え、また柔、剣道などの術科訓練を行っている。採用直後の初任科教養と警察署での職場実習後の初任補修科を経て、一人前の警察官として勤務することになる。

(4) 各警察署の組織と警察署協議会

県内の警察署の組織の基本形態は、組織図のように8つの課から構成される。大規模警察署では、刑事課や交通課を2つの課に分けることもある。小規模警察署では留置管理課が警務課に組み込まれ、生活安全課と刑事課が一体となって生活安全刑事課として組織編制されている。

各警察署には、地域に密着した警察活動を遂行するために交番と駐在所等が設置されている。平成20年4月1日現在の、鳥取県内の交番数は16か所、駐在所87か所、幹部派出所2か所（岩美、溝口）、警備派出所2か所（鳥取空港、米子空港）である。

平成12年11月の警察法の改正により、警察署の業務運営に地域住民の意見を反映させるため、警察署に警察署協議会を設置することが定められた。この協議会は、警察署長の諮問に応じるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関である。鳥取県内の各警察署単位で設置されるため、9つの協議会がある。その委員は、鳥取県公安委員会からの委嘱であり、合計74名の委員が就任している。

第2 警察職員の数

平成15年度から平成19年度間の警察職員数の推移を次の表に示した。

区 分		H15	H16	H17	H18	H19
警察官	本 部	(5) 399	(6) 392	(6) 436	(6) 438	(6) 452
	警 察 署	(1) 764	(1) 771	(1) 746	(1) 749	(1) 727
	計	(6) 1,163	(7) 1,163	(7) 1,182	(7) 1,187	(7) 1,179
一般職員	本 部	162	163	164	165	160
	警 察 署	63	62	59	59	58
	計	225	225	223	224	218
合計	本 部	(5) 561	(6) 555	(6) 600	(6) 603	(6) 612
	警 察 署	(1) 827	(1) 833	(1) 805	(1) 808	(1) 785
	計	(6) 1,388	(7) 1,388	(7) 1,405	(7) 1,411	(7) 1,397

(注) 上表中の()内の数は、国家公務員で警視正以上の階級にある者。外数である。

警察官は、治安を守るために犯罪の予防や捜査、被疑者の逮捕、交通取締りなどに従事しており、一般職員は、科学捜査等に従事する一部の職員を除いて犯罪捜査等に直接従事することはないが、経理、庶務、統計等に関する事務に従事し、警察活動の一翼を担っている。警察官の身分を有していても、一般事務を執る者も若干存在することを書き加えておく。

警察官の数は、警察法施行令により都道府県ごとの定員の基準（政令定員）が定められ、それを元に県条例により条例定員を定めている。平成19年4月1日現在の県条例による定員は1,200名であったが、現員数はそれより21名少ない1,179名である。鳥取県の場合、平成15年度から平成19年度の各年度の定員不足数は、約10名から30名の範囲で続いている。

鳥取県警察では、業務の増加に対応するため、この定員不足を非常勤職員の活用等で補っている。平成19年4月1日現在の非常勤職員数は、本部14名、警察署49名である。警察署の非常勤職員の中には、交番勤務の警察官の街頭活動を強化するために採用した交番相談員30名（警察官退職者が就く。）が含まれている。また、県民からの犯罪被害に関する相談が増加傾向にある。相談受理件数は、平成12年度が3,877件に対し、平成19年度は9,996件と約2.5倍増加している。このことに対応し、非常勤職員として警察安全相談員を9名（本部1名、警察署8名）置いている。警察安全相談員は、元警察官からの採用である。このように、警察力の補完のために退職した元警察職員の知識と経験を生かすことは、人件費の削減と雇用の維持の面が

ら望ましい方法である。

一般職員の数は、平成18年度までは、ほぼ定員どおりで推移していたが、平成19年度には、現員が前年度比で6名減少した。

第3 平成17年度の警察組織の再編の概要

1 再編の目的

警察署、交番及び駐在所における業務負担の平準化・効率化を図り、県民に対する治安サービスを向上させ、安全で安心して暮らせる鳥取県を目指そうとするものである。

2 再編の概要

(1) 警察署の統廃合

平成16年度末までは、県下11警察署体制であった。平成17年度から岩美警察署と溝口警察署を廃止し、前者は鳥取警察署に、後者は黒坂警察署に組み込んだ。旧岩美警察署及び旧溝口警察署は、幹部派出所（日勤の警部常駐。許認可事務も取り扱う。）となった。これにより、県下9警察署体制になった。

(2) 交番と駐在所の削減

平成10年度には、県下に21交番、123駐在所、2警備派出所（空港に設置）の合計146か所の交番等があった。平成17年度の組織再編により現在は、交番数16、駐在所数87、警備派出所は2つと、合計105か所となっている。

(3) 再編を可能にしたこと

平成16年2月に、鳥取県警察にとって念願の本部新庁舎が完成した。このことが再編を可能にした要因の一つであると考えられる。それまでの警察本部は県庁本庁舎内にあり、警察機能を十分に発揮するための施設環境ではなかった。

新庁舎が完成したことにより、110番通報の受理から警察官の配備までの通信指令システムに最新のコンピューターや大型プロジェクターを導入することができ、それに対応してパトロールカーに地図画面を表示する装備（カーロケータ・システム）を導入した。平成15年の県下平均の通報から事件現場到着までの所要時間（以下「レスポンス・タイム」という。）は11分2秒であったが、平成17年には6分34秒と飛躍的に短縮することができた。新たな施設・設備の導入により、新たな治安体制の枠組みを創発することができたと感じている。

警察署や駐在所数の削減により治安体制が手薄になることが懸念されたが、自動車警ら隊の新設、全交番・駐在所にミニバトカーを配備することによる機動力増強でカバーしている。

(4) 再編による効果の検証

平成19年11月2日付の県議会決算審査特別委員会総務警察分科会資料において、再編後の刑法犯認知件数状況、交通事故の発生状況及びレスポンス・タイムの状況が報告されている。警察署の統廃合と交番等の削減は、治安状況を悪化させることはなかった旨の報告であった。

警察活動の業務負担の平準化・効率化を図ることが目的の組織再編であったので、経費面での検証資料は作成されていなかった。

第4章 鳥取県の犯罪等の状況と治安力

第1 鳥取県の犯罪等の状況

鳥取県は、人口約60万人と都道府県の中で一番人口が少ない。人口が少なければ、犯罪等の発生件数も少なくなるとはいえないが、全国の都道府県の中では、比較的犯罪の発生が少ない。このことを確認するため、平成19年の全国と中・四国9県の刑法犯の犯罪認知件数等を次の表にまとめた。

区分	認知件数	犯罪率	負担件数
全 国	1,908,836	14.9%	7.6
中 鳥 取 県	6,261	10.4%	5.2
・ 島 根 県	6,001	8.2%	4.1
四 岡 山 県	29,257	15.0%	8.7

(用語説明)

刑法犯とは、殺人・強盗・窃盗など刑法等の法律に規定する犯罪をいう。

認知件数とは、警察において犯罪を認知し

国 の 各 県	広 島 県	32,696	11.4%	6.6
	山 口 県	15,196	10.3%	4.9
	徳 島 県	8,518	10.6%	5.5
	香 川 県	13,010	12.9%	7.2
	愛 媛 県	18,626	12.8%	7.8
	高 知 県	11,165	14.3%	7.1
	9 県の平均	15,637	11.8%	6.3

た事件数をいう。

犯罪率とは、人口1,000人当たりの認知件数をいう。

負担件数とは、警察官条例定員1人当たりの認知件数をいう。

鳥取県の平成19年の刑法犯の認知件数は6,261件と全国で2番目に少なく、犯罪率は10.4パーセントと全国で17番目に少ない、警察官1人当たりの認知件数である負担件数は5.2件と全国で9番目に少ない。鳥取県は、犯罪の少ない県である。

平成19年の全国の交通事故の発生件数は83万件を超え、中・四国9県の交通事故発生件数は86,557件で1県当たりの平均は9,617件となっていた。平成19年の鳥取県の交通事故発生件数は2,539件と全国で一番少ない。国の人口を約1億2,771万人、鳥取県の人口を約60万人とすると、人口1,000人当たりの交通事故発生件数は、全国6.5件、鳥取県は4.2件と少ない。

鳥取県は、県民が安心して暮らせる県であるといえる。

それでは、治安力をみる目安として刑法犯検挙率と県下パトロールカーのレスポンス・タイムの状況を見てみる。

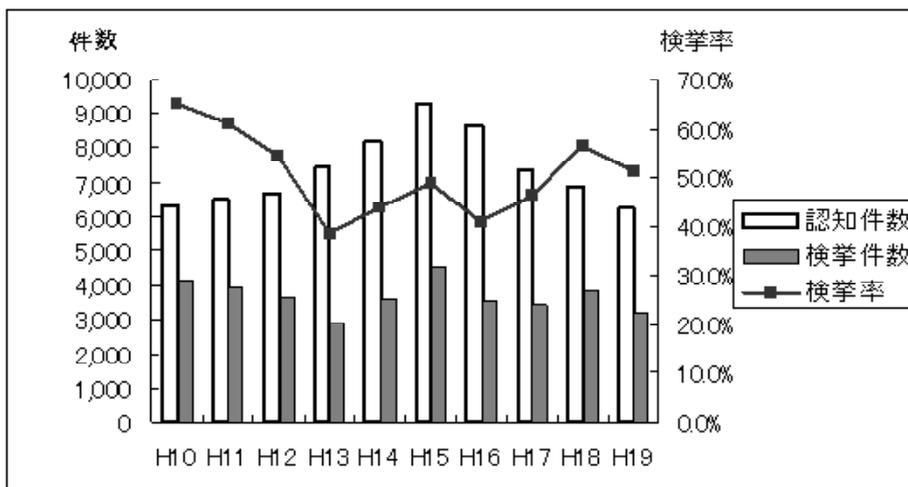
第2 鳥取県警察の治安力

1 刑法犯の検挙率

次の表は、鳥取県の平成10年から平成19年までの10年間の刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙率及び検挙人員の推移をまとめたものである。

項 目	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
認 知 件 数	6,348	6,509	6,682	7,468	8,215	9,302	8,688	7,382	6,838	6,261
検 挙 件 数	4,146	3,970	3,642	2,889	3,598	4,541	3,574	3,437	3,862	3,203
検 挙 率	65.3%	61.0%	54.5%	38.7%	43.8%	48.8%	41.1%	46.6%	56.5%	51.2%
検 挙 人 員	1,938	1,957	1,910	2,167	2,071	2,390	2,081	1,988	1,734	1,572

見やすくグラフで示す。



刑法犯認知件数は、平成15年の9,302件をピークとして減少傾向にある。犯罪の減少は喜ばしいことである。検挙率は、平成10年及び平成11年は60パーセントを超えていたのが、その後低下し平成13年の38.7パーセントで底を打ち上昇傾向を見せ、平成18年及び平成19年は50パーセントを超えている。

全国の刑法犯の同10年間の平均検挙率（各年の検挙率の単純平均）が27.7パーセント、平成19年の全国の検挙率が31.7パーセントであることを見ると、鳥取県警察の検挙率は高い水準にある。

昭和期の全国の検挙率は60パーセント前後の水準であったが、平成期に入り経済のグローバル化により来日外国人の犯す犯罪が増加したことや、振り込め詐欺等の匿名性の高い犯罪の増加、暴力団の企業活動を仮装・悪用する傾向が出てきていること、また国民の無関心度が強まったことが国全体の検挙率の低下を招いている。

2 パトロールカーのレスポンス・タイム

平成15年から平成19年までの、事件の通報を受けてから事件現場到着までの県下平均所要時間を次の表で示した。この時間は、治安力を判断する指標になる。なお、平成19年の全国のレスポンス・タイムの平均は、7分2秒であった。

年	H15	H16	H17	H18	H19
レスポンス・タイム	11分2秒	7分18秒	6分34秒	6分33秒	6分44秒

平成15年は、所要時間が11分以上と相当遅いという印象を受けた。古い通信指令システムで運用していたためである。

平成16年2月に本部庁舎移転新築に伴い、同年3月から新通信指令システムを導入したことが所要時間短縮に大きく寄与している。新通信指令システムは、最新のコンピューターや大型プロジェクターなどの情報機器に独自開発したソフトウェアを搭載したシステムである。事件発生場所の県内のデジタル地図が瞬時に大型プロジェクターに映し出される。そして、特定した事件現場付近のパトロールカーの車載機器に現場付近の地図情報を映し出すことにより、現場到着の迅速化が高まった。このシステムの導入ができたことにより、レスポンス・タイムはやっと全国並みになった。

第5章 時間外勤務手当の監査

第1 問題点の所在

平成19年10月に鳥取県総務部職員課が公表した「鳥取県人事行政の運営等の状況」に目を通していると、平成19年4月に支給された警察職の1人当りの諸手当額が多額であることに気がついた。そこで、その資料に掲載してあった諸手当額を詳細に分析したところ、同年同月の職種別の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）並びに特殊勤務手当の1人当りの平均金額が次の表のようになることが分かった。

職 種	時間外勤務手当等及び 特殊勤務手当支給額
警 察 職	82,168円
一 般 行 政 職	37,363円
高 等 学 校 教 育 職	8,181円
小・中 学 校 教 育 職	3,964円
研 究 職	26,180円
医 師 等 医 療 職	20,661円
薬 剤 師 等 医 療 職	20,924円
看 護 師 等 医 療 職	32,065円

上表の警察職の支給額の内訳を分析し、要約すると次のようになった。

手当の種類	金 額
時間外勤務手当等	75,455円
特殊勤務手当	6,713円
合 計	82,168円

鳥取県警察の職員数は約1,400名。鳥取県警察の平成19年度の歳出額170億円のうち、134億円は人件費である。そのうちの時間外勤務手当等支給額は総額12億円以上となっている。また、1人当たりの時間外勤務手当等支給額も多額であることが分かった。

監査人は、警察職の時間外勤務手当等が多額になっている理由を分析することにより、人事行政上の問題点の有無を検討することにした。

第2 時間外勤務手当等の概要

1 検証対象とした時間外勤務手当等の概要

(1) 時間外勤務手当

鳥取県警察職員の時間外勤務手当は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）に基づき支給している。

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給されるもので、時間外勤務をした全時間に対して、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額（以下「時間単価」という。）に時間外勤務の区分別に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定められた割合を乗じて得た額が支給されている。また、その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合には、さらにその割合に100分の25を加算した割合を乗じて得た額が支給される。

(2) 休日勤務手当

休日勤務手当は、条例・規則に規定された休日等における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員に支給されるもので、その勤務をした全時間に対して、勤務1時間につき、時間単価に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定められた割合を乗じて得た額が支給されている。

(3) 夜間勤務手当

夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるもので、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、時間単価に100分の25を乗じて得た額が支給されている。

人事委員会規則の定める支給割合を要約すると次の表のとおりである。

区 分	支給割合	備 考（例 示）
平日時間外	100分の125	正規の勤務時間外の勤務が対象
平日深夜	100分の150	正規の勤務時間外の勤務で午後10時から翌日午前5時までの勤務が対象
週休日時間外	100分の135	週休日の時間外勤務が対象
週休日深夜	100分の160	週休日の時間外勤務で午後10時から翌日午前5時までの勤務が対象
休日勤務	100分の135	休日の正規の勤務時間の勤務が対象
休日深夜	100分の160	休日の時間外勤務で午後10時から翌日午前5時までの勤務が対象
夜間勤務	100分の25	正規の勤務時間で午後10時から翌日午前5時までの勤務が対象

なお、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、条例上では時間外勤務手当として取り扱われていないが、鳥取県警察の人件費の集計上は時間外勤務手当に含めていること及び警察官の勤務実態を見る上で必要と考えたため、この章では時間外勤務手当と休日勤務手当及び夜間勤務手当を同列に取り扱うことにした。

2 時間外勤務手当等の支給額の計算方法

時間外勤務を命ぜられた職員には、時間外勤務時間数に時間単価と支給割合を乗じて計算した金額を支給している。

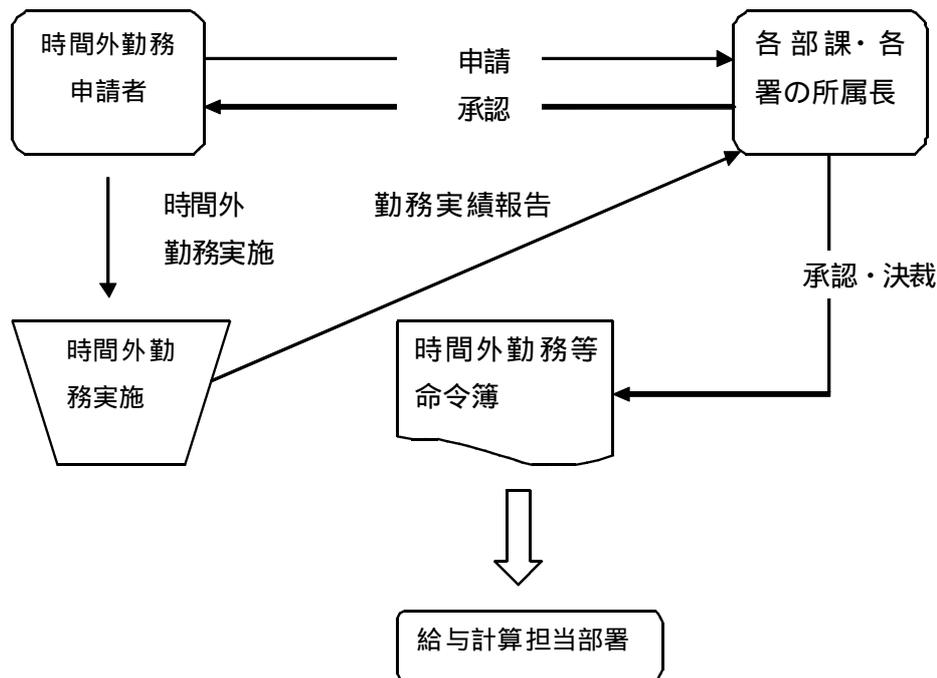
時間外勤務手当等の支給の計算方法は、次の枠線内(1)の算式で表され、時間単価は(2)の算式によって計算している。

(1) 時間外勤務手当等 = 時間外勤務時間数 × 時間単価 × 支給割合
(2) 時間単価 = 給料月額（基本給） × 12月 ÷ { 40時間 × 52週（祝日も含めた年間に勤務する時間数） - 8時間 × 18日（年間の祝日にかかる勤務時間数） }

3 鳥取県警察の時間外勤務手当等の申請から支給までの手続

時間外勤務の申請から決裁までの事務手続を図に表すと次のとおりである。

【申請手続図】



【申請】…時間外勤務を行う職員は、事前に従事事務及び時間外勤務状況を各所属長に申請する。

【承認】…各所属長は、従事事務の内容と時間外勤務の必要性を判断し承認する。

【時間外勤務実施】…時間外勤務を行う職員は、各所属長の承認を得て時間外勤務を行う。

【勤務実績報告】…時間外勤務を行った職員は、所属長に承認を得た時間外勤務の従事事務及び勤務状況を報告する。

【承認・決裁】…各所属長は、時間外勤務を行った職員から報告を受けた時間外勤務の従事事務及び勤務状況が時間外勤務に該当すると判断した場合は承認の上、庶務担当者に命じ、「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」(以下「命令簿」という。)に記載させ、決裁する。

民間の事業会社と同様に、時間外勤務に対しては各所属長の事前承認を受けなければならない。各所属長は、従事事務の内容と時間外勤務の必要性を判断し承認している。

職員は、時間外勤務を行った後に、時間外勤務実績を報告し、実施結果について承認を受ける。各所属長は、承認した時間外勤務の従事事務及び勤務状況を、庶務担当者に命じ、命令簿に記載させ、決裁する。

鳥取県警察は、予算が限られていることから、この決裁を時間外勤務の実施の都度ではなく、1か月まとめて行っている。事務手続上はその都度決裁を行うことになっているにもかかわらず、手続どおりに行えていないのが現状である。

第3 警察職員の勤務制度

1 警察官と一般職員の職務

警察官は犯罪捜査や犯人の逮捕、交通の指導・取締りなどを行う。

警察一般職員(以下「一般職員」という。)は会計、福利厚生業務などを通して、警察官と共に治安を支えている。

2 職務別の勤務時間制度と緊急出動体制

(1) 職種に応じた勤務体制

県職員の「通常勤務」は、月曜日から金曜日の間の午前8時30分から午後5時30分(正午から午後1時までが休憩時間)の1週間40時間となっている。一方、警察官の業務は、多様性があるため、「通常

勤務」のほかにその職種に応じて1週につき40時間を守りながら「三交替勤務」、「毎日勤務」及び「駐在制勤務」の勤務体制を設定している。

(2) 勤務種別の対象職種

勤務種別の対象職種とその正規の勤務時間の概要を次の表に要約した。

区 分	勤務種別	対象職種(例示)	正規の勤務時間
一般職員 警察官	通常勤務	一般職員	月曜日から金曜日の間までの午前8時30分から 午後5時30分 (正午から午後1時までが休憩時間)
		県警本部及び警察署の 日勤勤務員	
	三交替勤務	・交番勤務員 ・看守勤務員 ・自動車警ら隊員	3週間につき 当番日(16時間勤務) 7日 日勤日(8時間勤務) 1日 非番日 7日 週休日 6日
	毎日勤務	・鉄道警察隊員 ・交通機動隊員	4週間につき、8時間勤務 20日
	駐在制勤務	駐在所勤務員	4週間につき、8時間勤務 20日

【通常勤務】...勤務時間は午前8時30分から午後5時30分。日曜日及び土曜日が週休日、祝日及び年末年始が休日になっている。主な通常勤務者は、幹部、内勤者、一般職員及び警察本部勤務者が該当する。対象となる警察官は約750名である。

【三交替勤務】...当番(24時間のうち16時間勤務)、非番(当番の次の日は非番になる)、週休日及び日勤(勤務時間が午前8時30分から午後5時30分)の勤務体制を3班で交替していく勤務である。主な勤務者は、交番勤務、看守勤務、自動車警ら隊等である。対象となる警察官は約320名である。

【毎日勤務】...基本勤務時間は通常午前8時30分から午後5時30分である。ただし、暦上の日曜日、土曜日及び祝日に必ずしも休みが取れるわけではなく担当者別に勤務日を設定している。主な勤務者は、交通機動隊等であり、対象となる警察官は約35名である。

【駐在制勤務】...勤務日は、4週間につき8時間勤務の日が20日。勤務時間は午前5時から午後10時及び、午後10時から翌日午前5時の範囲である。午後10時から翌日午前5時の間における夜警ら時間を勘案し、1日につき8時間勤務の範囲内で勤務する。夜警らは、4週間につき16時間から24時間の範囲内としている。

(3) 三交替勤務員の勤務体制

三交替勤務員の勤務例の一つを次の表にまとめた。

日	曜日	勤務	開始時間	終了時間	勤務時間数
1日	日	当番日	8時30分	翌朝8時30分	16時間
2日	月	非番日			0時間
3日	火	週休日			0時間
4日	水	日勤日	8時30分	午後5時30分	8時間
5日	木	当番日	8時30分	翌朝8時30分	16時間
6日	金	非番日			0時間
7日	土	週休日			0時間
8日	日	週休日			0時間
9日	月	当番日	8時30分	翌朝8時30分	16時間
10日	火	非番日			0時間
11日	水	当番日	8時30分	翌朝8時30分	16時間
12日	木	非番日			0時間

13日	金	週休日			0時間
14日	土	当番日	8時30分	翌朝8時30分	16時間
15日	日	非番日			0時間
16日	月	週休日			0時間
17日	火	当番日	8時30分	翌朝8時30分	16時間
18日	水	非番日			0時間
19日	木	週休日			0時間
20日	金	当番日	8時30分	翌朝8時30分	16時間
21日	土	非番日			0時間
		当番日 7日 日勤日 1日 非番日 7日	拘束総時間177時間		総勤務時間数120時間

三交替制勤務の警察官は、3週間を1単位としての総勤務時間数を120時間とし、1週40時間の勤務時間となるよう定められている。

当番日には午前8時30分から翌日午前8時30分までの24時間拘束され、その中で8時間の休憩時間が与えられている。当番日は3週間に7回ある。3週間のうち、午前8時30分から当日午後5時30分までの日勤が1回与えられ、警察官の心身の慰労のため3週間に一度の二連休が与えられている。

通常勤務員の3週間の拘束時間が135時間（休憩時間を含めた9時間×15日＝135時間）であるのに比べ、三交替勤務員の拘束時間は177時間と多くなっている。

三交替勤務のうち交番勤務は、原則として2名から4名を1班として当番日、非番日、日勤日、週休日を調整して警戒体制に遺漏なきように編成している。3名体制の交番であれば、総勢最低9名で3名体制を維持するようにしているのである。

交番勤務の警察官は、当番日には勤務開始30分前には所轄署に出勤し、制服に着替えた後、交番に赴き前任者との引継ぎを行っている。また、勤務が明ければ所轄署に帰り、上司等に対する報告・連絡を行い、その後私服に着替えて帰宅することになる。制服に着替える時間と移動時間、さらに報告・連絡の時間を考えると、交番勤務警察官の実質的拘束時間は3週間で200時間近くになっている。

(4) 事件発生時の緊急出動体制

警察官は有事即応体制をとっている。殺人事件や悪質なひき逃げ事件など大きな事件が発生すれば、警察官は即時の出動を余儀なくされる。休暇をとっている職員や非番の職員も必要に応じ、非常招集により緊急出動しなければならない。夜間に事件が発生した場合、大規模警察署は夜間の勤務体制が確立しているが、小規模警察署は夜間勤務の人員数では対応できないため比較的小さな事件でも夜間に非常招集により緊急出動命令が下されることがある。

警察職員は拘束時間外でも、緊急な事態に備えて出動体制を維持しておかなければならない。そのため、警察職員が勤務している管轄地域外に外泊等する場合は、各部署が職員の所在を把握できるよう警察職員は各所属長に届出を行うことが求められている。

第4 鳥取県警察の過去5年間の時間外勤務手当等支給額

1 平成15年度から平成19年度までの鳥取県警察の所属別時間外勤務手当等の推移

次の表は、平成15年度から平成19年度までの鳥取県警察の所属別時間外勤務手当等の推移を表したものである。

単位：千円

所 属	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総 務 課	3,180	3,104	3,696	3,898	4,891
警 察 県 民 課	3,898	5,316	8,649	7,732	7,972
会 計 課	22,885	18,763	18,747	20,269	20,405
警 務 課	21,167	23,422	28,868	27,503	23,858

厚 生 課	5,326	3,574	3,574	6,671	6,083
情 報 管 理 課	12,542	15,187	17,268	19,245	16,934
監 察 官 室	2,708	2,286	5,731	4,550	3,556
捜 査 第 一 課	22,848	24,510	34,199	25,266	30,272
捜 査 第 二 課	26,712	24,210	36,200	33,696	37,403
組 織 犯 罪 対 策 課	16,753	18,713	22,728	27,284	26,864
鑑 識 課	8,320	6,521	6,516	6,721	6,784
科 学 捜 査 研 究 所	8,602	8,464	9,090	8,371	5,155
生 活 安 全 企 画 課	9,258	10,063	9,700	7,390	7,982
少 年 課	8,466	8,147	9,824	8,499	9,352
生 活 環 境 課	16,006	10,264	8,900	12,576	12,983
地 域 課	21,939	24,017	15,585	13,097	12,716
通 信 指 令 課			15,831	14,476	14,501
自 動 車 警 ら 隊			31,770	30,682	31,267
警 備 第 一 課	21,332	19,887	31,800	29,272	34,399
警 備 第 二 課	6,392	6,261	5,705	6,104	7,439
機 動 隊	9,560	8,332	8,723	11,060	9,079
交 通 企 画 課	13,180	12,420	18,724	18,636	23,062
交 通 指 導 課	10,746	12,028	16,041	15,377	13,395
運 転 免 許 課	15,161	13,836	14,050	16,427	17,090
交 通 機 動 隊	12,918	13,093	18,510	15,557	16,292
高 速 道 路 交 通 警 察 隊	13,855	13,450	14,760	13,336	15,229
警 察 学 校	7,031	6,777	6,748	7,694	8,883
鳥 取 警 察 署	207,747	196,066	268,529	258,363	260,799
郡 家 警 察 署	36,621	34,656	32,924	33,346	29,616
智 頭 警 察 署	21,994	21,098	33,830	30,895	33,050
浜 村 警 察 署	24,149	26,635	29,488	29,819	27,856
倉 吉 警 察 署	97,249	99,755	111,220	111,765	106,364
八 橋 警 察 署	31,078	33,173	48,356	44,835	41,159
米 子 警 察 署	205,424	205,930	309,107	275,117	252,947
境 港 警 察 署	43,420	42,627	49,643	53,510	47,505
黒 坂 警 察 署	20,647	20,381	35,198	35,713	34,614
岩 美 警 察 署	25,131	24,120			
溝 口 警 察 署	21,606	20,993			
合 計	1,055,851	1,038,079	1,340,232	1,284,752	1,257,756

平成17年度は警察署等の組織再編を実施しているため、11署あった警察署が現在は9署になっている。
また、警察本部では、通信指令課・自動車警ら隊が新たに発足した。

鳥取県警察は、平成17年度に時間外勤務手当等の実績どおりの支給を目指すために、予算を5年間で段階的に増加するよう予算要求を行い、平成17年度は前年度より約3億円予算が増加になった。

参考までに記しておくが、平成15年度の時間外勤務手当等支給額は、実際の時間外勤務時間数に基づいて計算した時間外勤務手当の32.6パーセントに止まっている。

2 平成19年度所属別の時間外勤務手当等支給実績

(1) 所属別平均年間1人当たり時間外勤務手当等支給一覧表

所 属	時間外勤務手当等 支給額（単位：千	所 属	時間外勤務手当等 支給額（単位：千
-----	----------------------	-----	----------------------

	円)		円)
総 務 課	968	警 備 第 一 課	1,062
警 察 県 民 課	983	警 備 第 二 課	1,124
会 計 課	1,136	機 動 隊	463
警 務 課	974	交 通 企 画 課	1,124
厚 生 課	878	交 通 指 導 課	1,109
情 報 管 理 課	858	運 転 免 許 課	485
監 察 官 室	1,209	交 通 機 動 隊	765
捜 査 第 一 課	1,358	高 速 道 路 交 通 警 察 隊	1,443
捜 査 第 二 課	1,486	警 察 学 校	207
組 織 犯 罪 対 策 課	1,515	鳥 取 警 察 署	1,009
鑑 識 課	435	郡 家 警 察 署	1,066
科 学 捜 査 研 究 所	495	智 頭 警 察 署	1,181
生 活 安 全 企 画 課	982	浜 村 警 察 署	1,071
少 年 課	851	倉 吉 警 察 署	960
生 活 環 境 課	989	八 橋 警 察 署	1,043
地 域 課	980	米 子 警 察 署	1,011
通 信 指 令 課	1,049	境 港 警 察 署	918
自 動 車 警 ら 隊	1,256	黒 坂 警 察 署	1,025

上表は、各所属及び各警察署の1人当たりの年間平均時間外勤務手当等を表したものである。県下の手当対象職員数は1,290人であり、全職員数1,397人で除すと、92.3パーセントとなる。よって、大多数の職員が時間外勤務手当等支給対象者となっている。

(2) 年間1人当たり平均時間外勤務手当等が多額であった所属

金額の多い所属上位6つに対し、多額となる理由を以下に記述する。金額が多額であった所属は、組織犯罪対策課、捜査第二課、高速道路交通警察隊、捜査第一課、自動車警ら隊及び監察官室である。

警察本部の組織犯罪対策課、捜査第一課及び捜査第二課は、刑法犯等の捜査を行う課である。初動捜査を行う警察署からの通報を受けて、事件の重要度や捜査範囲を判断し、的確な捜査を行うべき指揮命令を行う。また、必要に応じて警察署への捜査応援をはじめ、捜査会議への出席、捜査方針の指示等も行う。容疑者を逮捕した後も、起訴に向けた被疑者の取調べ、供述調書の作成や立件に必要な様々な証拠を固めていかなければならない。捜査の必要に応じて、所轄署と警察本部の捜査担当者は一体となって任に当たる。重要事件が発生すると、捜査員は昼夜を分かたず立ち働かなければならない。時間外勤務が多くなるのは当然のことである。

高速道路交通警察隊と自動車警ら隊は、パトロールカーで巡回中、事件通報を受ければ即現場に立ち向かわなければならない。両隊とも三交替制勤務となっているが、事件に携わった際には、交替時間になっても業務が継続する。このようなことのために時間外勤務が多くなるのである。

監察官室の主な業務は、警察業務が適正に執行されていることを監察する業務監察と、監察官室の職員が抜き打ちで他の所属を監察する随時監察である。業務監察は定例的に行われるものであり、通常日勤で行われる。随時監察は抜き打ちで行うため、休日や夜間などの勤務時間外に行うこともある。また、監察官室には、警察業務に精通した経験豊かな職員が配属される。そのため、時間外勤務手当等支給額が多くなっている。

第5 時間外勤務手当等支給額の個別サンプル検証

1 検証対象者の選定方法

監査人は、県警本部及び各警察署から、所属が偏在しないよう留意し、多額に時間外勤務手当等が支給されている職員を選定した。

サンプル対象資料は、平成20年3月支給分の給与台帳、よって時間外勤務実績は平成20年2月の実績と

なる。その結果44名の検証対象者を選んだ。

2 平成20年3月の検証対象者の時間外勤務の状況

検証対象者の時間外勤務手当等支給額と時間外勤務時間合計数等の情報を次の表に示した。なお、個人情報に配慮して所属名と職種名の具体的記載は省略した。

監査人の監査手続を次に箇条書で記した。

サンプル 番号	所 属	職 種	時間単価(円)	支給額(円)	時間外合計 時間数	区 分 別 時 間 外 内 訳				
						夜間 勤務	平日 時間外	平日深夜 時間外	週休日 時間外	休日 深夜
1	警察本部	警察官	2,562	129,380	40	0	35	0	5	0
2	警察本部	一般職員	2,704	111,540	33	0	33	0	0	0
3	警察本部	一般職員	2,617	246,259	73	0	52	5	16	0
4	警察本部	警察官	2,730	315,724	89	0	45	0	44	0
5	警察本部	一般職員	2,315	218,651	74	0	56	1	17	0
6	警察本部	一般職員	2,448	121,420	38	0	17	0	21	0
7	警察本部	警察官	2,865	113,310	31	0	23	0	8	0
8	警察本部	警察官	2,594	134,498	41	0	35	0	6	0
9	警察本部	警察官	2,887	108,262	30	0	30	0	0	0
10	警察本部	一般職員	2,574	77,734	24	0	22	0	2	0
11	警察本部	警察官	2,540	155,702	48	0	35	0	13	0
12	警察本部	警察官	2,540	286,131	86	0	39	3	44	0
13	警察本部	警察官	2,663	111,977	59	33	13	0	13	0
14	警察本部	警察官	2,856	135,517	69	40	17	0	12	0
15	警察本部	警察官	2,540	229,743	67	0	0	0	67	0
16	警察本部	警察官	2,540	216,789	66	0	39	1	26	0
17	警察本部	警察官	2,711	143,818	41	0	23	0	18	0
18	警察本部	一般職員	2,490	161,227	51	0	41	0	10	0
19	警察本部	警察官	1,701	51,030	24	0	24	0	0	0
20	警察本部	一般職員	2,619	72,022	22	0	22	0	0	0
21	警察本部	警察官	2,208	253,809	89	0	58	4	27	0
22	警察本部	警察官	2,823	183,071	49	0	18	0	29	2
23	警察本部	警察官	2,689	111,324	32	0	18	0	14	0
24	警察本部	警察官	2,175	188,898	73	8	29	0	36	0
25	警察本部	警察官	2,792	175,197	77	35	27	0	15	0
26	警察本部	警察官	2,663	140,606	40	0	16	1	22	1
27	警察本部	警察官	2,277	174,418	58	0	17	0	41	0
28	警察本部	警察官	2,284	87,020	30	0	24	0	6	0
29	警察本部	警察官	2,663	99,862	30	0	30	0	0	0
30	警察本部	警察官	2,175	29,906	11	0	11	0	0	0
31	警察署	警察官	2,865	301,541	81	0	41	0	40	0
32	警察署	警察官	2,507	84,485	58	40	6	0	12	0
33	警察署	警察官	1,361	26,606	31	20	3	0	8	0
34	警察署	警察官	2,629	155,899	46	0	28	0	18	0
35	警察署	警察官	2,471	173,216	54	0	28	0	26	0
36	警察署	警察官	2,792	148,115	41	0	23	0	18	0
37	警察署	警察官	2,844	235,056	64	0	39	1	24	0
38	警察署	警察官	2,541	187,398	56	0	23	3	30	0
39	警察署	警察官	2,663	199,192	58	0	35	0	23	0
40	警察署	警察官	2,301	95,720	62	37	14	0	11	0
41	警察署	警察官	2,469	64,686	54	42	5	0	7	0
42	警察署	一般職員	2,448	146,635	46	0	25	2	19	0
43	警察署	警察官	2,546	117,242	57	26	23	0	8	0
44	警察署	警察官	1,440	58,752	52	25	19	0	8	0
合 計				6,579,388	2,255	306	1,161	21	764	3

- (1) 時間単価計算上の元となる給料月額を給料表と照合した
- (2) 命令簿の時間外勤務区分の正確性の点検
- (3) 支給割合区分ごとの月次時間数の検算
- (4) 時間外勤務手当等支給額の検算

(5) 一部の職員に対する時間外勤務の必要性の聞き取り

監査人は、時間外勤務手当等の支給は条例に基づき支給割合区分の内容が正確であり、支給に係る計算も正確であったことを確認した。

3 意見

命令簿上の従事事務の記載内容に具体性がない。例えば、警察県民課の職員の場合、従事事務の内容が「広報用務」とだけ記載してある。これでは、時間外勤務の必要性・緊急性が見えてこない。少なくとも、時間外勤務を行う必要性和、より具体的な従事事務の内容の記載は必須である。具体的な記載がなければ、時間外勤務を行ったことの説明責任を果たしたとはいえない。

鳥取県警察の業務が、警察官及び一般職員の時間外業務に支えられている姿があることが理解できた。しかしながら、命令簿上の具体的な従事事務の記載が省略されていることは問題である。捜査上の機密事項まで記載する必要はないが、改善を望む。

なお、監査期間中に時間外勤務の抑制を図るため、命令簿の具体的な記載の取組に動き出したことを書き加えておく。

第6 サンプル対象者の時間外勤務実態の説明

1 警察職員の時間外勤務実態について

(1) 用語の説明

次ページ以降で、サンプル対象者44名のうち8名の時間外勤務実態について説明している。表形式でまとめているため、表中の用語でまだ説明をしていないものについて最初に記しておく。

【級・号給】…公務員は、該当職種に応じた給料表が定められている。給料表は、職務の級と号給別の給料月額が一覧表になったものである。

各公務員に対して、該当職種の給料表の級と号給が決定され、給料月額が定められる。

「行政5-85」と表現したものは、行政職の給料表の5級85号給を意味している。

「公安5-63」と表現したものは、公安職の給料表の5級63号給を意味している。

【特例給与月額】…給料の減額調整の特例により、該当する級・号給の給料月額に対する減額調整後の実際に支給されている給料月額である。

【夜間勤務手当】…条例では時間外勤務手当としては取り扱っていないが、警察官の勤務実態をみる上で必要と考えたため、時間外勤務手当と同列に取り扱っている。

(2) 選定した8名の時間外勤務実態

サンプル番号	2				
所 属	警察本部		特 例 給 与 月 額	423,114円	
職 種	一般職員		時 間 単 価	2,704円	
級・号給	行政5-85		時 間 外 手 当 金 額	111,540円	
平日時間外	平日深夜	週休日時間外	週休日・休日深夜	休日勤務	時間外等合計
33時間	0時間	0時間	0時間	0時間	33時間
時 間 外 勤 務 の 概 要					
・平日に1時間から3時間の時間外が24回（うち3時間以上が1回） 【コメント】・早朝業務のため、午前7時あるいは7時30分に出勤し1時間から1時間30分の平日時間外（早朝）を行っている。 ・このような定例的な早朝出勤業務がある日には、退勤時間を早めることにより時間外勤務の短縮が図れると考える。					

サンプル番号	5				
所 属	警察本部		特 例 給 与 月 額	362,295円	

職 種	一般職員		時 間 単 価	2,315円	
級 ・ 号 給	行政4 - 51		時 間 外 手 当 金 額	218,651円	
平日時間外	平日深夜	週休日時間外	週休日・休日深夜	休日勤務	時間外等合計
56時間	1時間	17時間	0時間	0時間	74時間
時 間 外 勤 務 の 概 要					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日に1時間から4時間30分の時間外が17回（うち3時間以上12回） ・ 平日深夜が1回、週休日出勤は3回 <p>【コメント】・サンプル中の一般職員の中で、1か月の時間外勤務時間数が一番多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日平均3時間の時間外勤務となっている。 ・ 特例給与月額が約36万円に対し、時間外勤務手当等支給額は約22万円である。 ・ 担当者に業務集中する例である。 					

サンプル番号	15				
所 属	警察本部		特 例 給 与 月 額	397,506円	
職 種	警察官		時 間 単 価	2,540円	
級 ・ 号 給	公安5 - 63		時 間 外 手 当 金 額	229,743円	
平日時間外	平日深夜	週休日時間外	週休日・休日深夜	休日勤務	時間外等合計
0時間	0時間	58時間	0時間	9時間	67時間
時 間 外 勤 務 の 概 要					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 週休日出勤は6回、休日出勤が1回。 <p>【コメント】・平日の時間外申請はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例給与月額約40万円に対し、割増率の高い週休日時間外手当と休日勤務の時間外手当の支給額は約23万円になっている。 					

サンプル番号	21				
所 属	警察本部		特 例 給 与 月 額	345,514円	
職 種	警察官		時 間 単 価	2,208円	
級 ・ 号 給	公安4 - 64		時 間 外 手 当 金 額	253,809円	
平日時間外	平日深夜	週休日時間外	週休日・休日深夜	休日勤務	時間外等合計
58時間	4時間	20時間	0時間	7時間	89時間
時 間 外 勤 務 の 概 要					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日の4時間の時間外が1回、4時間30分が12回。 ・ 平日深夜が4回、週休日出勤が5回、休日出勤が1回。 <p>【コメント】・サンプルの中で、1か月の時間外勤務時間数が一番多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例給与月額が約34万円に対し、時間外勤務手当等支給額は約25万円である。 ・ 担当者に業務集中する例である。 					

サンプル番号	22				
所 属	警察本部		特 例 給 与 月 額	441,835円	
職 種	警察官		時 間 単 価	2,823円	
級 ・ 号 給	公安6 - 76		時 間 外 手 当 金 額	183,071円	
平日時間外	平日深夜	週休日時間外	週休日・休日深夜	休日勤務	時間外等合計
18時間	0時間	23時間	2時間	6時間	49時間
時 間 外 勤 務 の 概 要					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平日に30分から3時間30分の時間外が10回（うち3時間以上が1回） 					

・週休日出勤は4回、週休日・休日深夜が1回、休日出勤は1回。
 【コメント】・休日深夜の1回は、夜間発生した事案に対応するため午後10時以降に緊急出勤したことによる。

サンプル番号	26					
所 属	警察本部		特 例 給 与 月 額	416,712円		
職 種	警察官		時 間 単 価	2,663円		
級 ・ 号 給	公安5 - 66		時 間 外 手 当 金 額	140,606円		
平日時間外	平日深夜	週休日時間外	週休日・休日深夜	休日勤務	時間外等合計	
16時間	1時間	14時間	1時間	8時間	40時間	
時 間 外 勤 務 の 概 要						
<p>・平日に30分から4時間30分の時間外が10回（うち3時間以上が1回）。</p> <p>・平日深夜は1回、週休日出勤は6回、週休日・休日深夜は1回、休日出勤は2回。</p> <p>【コメント】・週休日の時間外勤務は、聞き込み対象者との面談時間に合わせたためである。</p> <p>・平日時間外のうち1時間が3回、30分が1回ある。このような場合には、遅く出勤することが認められれば、時間外が解消できると考える。</p>						

サンプル番号	32					
所 属	警察署		特 例 給 与 月 額	392,268円		
職 種	警察官（交番勤務員）		時 間 単 価	2,507円		
級 ・ 号 給	公安4 - 88		時 間 外 手 当 金 額	84,485円		
夜間勤務	平日時間外	平日深夜	週休日時間外	週休日・休日深夜	休日勤務	時間外等合計
40時間	6時間	0時間	0時間	0時間	12時間	58時間
時 間 外 勤 務 の 概 要						
<p>・平日時間外は2時間と4時間が各1回、休日出勤は1回。</p> <p>【コメント】・三交替制の交番勤務では、休日出勤回数は少ないが、夜間勤務回数が増える。</p> <p>・交番勤務は、3週間での拘束時間は177時間と日勤者の120時間より多い。</p> <p>・時間外等合計時間数は58時間と多いのに、支給割合が100分の25の夜間勤務が40時間のため時間外勤務手当等支給額は多額ではない。拘束時間が多いことが給与に反映されていないと考える。</p>						

サンプル番号	43					
所 属	警察署		特 例 給 与 月 額	398,379円		
職 種	警察官（駐在所勤務員）		時 間 単 価	2,546円		
級 ・ 号 給	公安4 - 96		時 間 外 手 当 金 額	117,242円		
夜間勤務	平日時間外	平日深夜	週休日時間外	週休日・休日深夜	休日勤務	時間外等合計
26時間	23時間	0時間	0時間	0時間	8時間	57時間
時 間 外 勤 務 の 概 要						
<p>・夜間勤務は、1時間30分が8回、2時間は7回。</p> <p>・平日に2時間から3時間の時間外が8回（うち3時間以上が7回）、休日勤務は1回。</p> <p>【コメント】・駐在所勤務は比較的長時間外勤務は少ない。この警察官は、死体検視や自動車物損事故への対応で時間外が増加した。事件発生による時間外勤務の増加である。</p>						

(3) 時間外勤務実態についての補足説明

ア 夜間勤務手当について【サンプル番号32番、43番】

三交替制勤務の交番勤務及び駐在所勤務の警察官は、正規の勤務時間のうち午後10時から翌日午前

5時までの時間の勤務に対して夜間勤務手当が支給される。この夜間勤務手当は、正規の勤務時間内ではあるが不規則な勤務に対する加算手当（100分の25加算）として支給されている。表中の時間外等合計にはこの時間も含まれている。それゆえに時間数の割に支給額が少なくなっている。

イ 事件への対応から休日出勤を余儀なくされる【サンプル番号15番】

事件に対応するため、休日あるいは週休日（土・日）に出勤を余儀なくされる場合がある。そのために休暇日がなくなっている事例である。捜査担当者の継続性と事件の早期解決を図るために業務に集中している警察官の勤務実態を映し出している。

ウ 事務担当者への業務の集中【サンプル番号5番、21番】

鳥取県警察本部に勤務する警察職員には、どうしても事務担当者への業務の集中が避けられない現象が出ている。日勤者の時間外勤務手当等支給額は、時間外勤務時間に比例して増加する。

エ 時差出勤を考慮しなければならない【サンプル番号2番、26番】

聞き込み対象者との面談が時間外に予定される場合は、出勤時間を遅くする対応ができれば時間外勤務は削減できる。

また、業務上早朝出勤を命じられているのなら、退勤時間を早くする命令があってもよいと考える。

オ 緊急出勤への対応【サンプル番号22番】

サンプル番号22番の週休日・休日深夜勤務2時間は、日曜日の夜間に発生した事案に対応するため、午後10時に緊急出勤し、事務処理を行い午後12時に終了したものである。休日であろうと警察官は出勤態勢を維持しておかなければならない事例である。

第7 郡家警察署の時間外勤務手当等の分析

1 問題点の所在

警察署ごとの平成19年度の1人当たり年間時間外勤務手当等支給額と刑法犯認知件数・交通事故発生件数（以下「事件数」という。）を次の表にまとめた。

金額単位：千円

警察署	1人当たり年間平均 支給額	刑法犯認知件数	交通事故発生件数
鳥取	1,009	1,907	747
郡家	1,066	87	29
智頭	1,181	139	72
浜村	1,071	113	60
倉吉	960	911	289
八橋	1,043	235	146
米子	1,011	2,331	961
境港	918	398	147
黒坂	1,025	140	84
合計	1,009	6,261	2,535

1人当たりの時間外勤務手当等支給額は各警察署間で大差はない。事件数は市街地に設置されている大規模警察署が多く、郡部に設置されている小規模警察署は少ないことが分かる。

しかし、郡家署の事件数は一番少ないにもかかわらず、1人当たりの年間時間外勤務手当等支給額が106万円と、他の警察署と大差がないことに疑問を有した。

そこで、1人当たりの警察署別事件数を算定して、次の表にまとめた。

警察署	警察職員1人当たりの 年間刑法犯認知件数	警察職員1人当たりの 年間交通事故発生件数
鳥取	7.3	2.9
郡家	2.9	1.0

智頭	4.8	2.5
浜村	4.0	2.1
倉吉	7.8	2.5
八橋	5.6	3.5
米子	9.1	3.8
境港	7.3	2.7
黒坂	3.9	2.3
合計	7.3	3.0

郡家署の1人当たりの事件数は最少であることがわかる。県下警察署の1人当たり平均刑法犯認知件数が7.3件、交通事故発生件数は3.0件である。郡家署は、それぞれ2.9件、1.0件となっている。

1人当たりの時間外勤務手当等支給額は、1人当たりの事件数と相関関係があるだろうと想像していたのであるが、平均事件数が少ないにもかかわらず時間外勤務手当等支給額がほぼ同額であることに疑念を抱いた。

以下では、郡家署の時間外勤務時間数を分析することにより、警察署の時間外勤務の実態に迫ることにした。

2 郡家署の平成19年度の時間外勤務の概況

平成19年度の郡家書の時間外手当総支給額は、2,378万円であった。なお、この金額には、夜間勤務に対する手当額は含めていない。

支給対象となった時間外勤務時間数の支給割合区分別の時間数は、次のとおりであった。

支 給 割 合 区 分	時 間 数
平 日 時 間 外	4,924時間
平 日 深 夜	189時間
週休日時間外休日勤務	2,370時間
週休日、休日深夜	125時間
時 間 外 合 計	7,608時間

3 各課の業務内容の説明

鳥取県の警察署の組織の基本形は8課体制となっている。郡家署では、8課のうち生活安全課と刑事課が1つの課となり生活安全刑事課となっている。留置管理業務は独立せず兼任体制のため全部で6課が設置されている。ここでは郡家署の課編制と業務内容について簡単に記しておく。

(1) 生活安全刑事課

犯罪の抑止を主な業務とする生活安全部と犯罪の捜査を主な業務とする刑事部が合わさった課である。

(2) 交通課

円滑かつ安全な交通の確保のため、交通安全教育、交通指導取締り、交通事故の捜査などの業務を行っている。

(3) 警備課

テロ・ゲリラ事件の捜査、災害警備などが主な業務である。

(4) 地域課

地域の安全活動、110番通報への対応、駐在所の運営などが主な業務である。なお、駐在所はこの課に所属している。

(5) 警務課

受付事務、広報、被害者支援、人事・勤務管理、職員の福利厚生等の業務を行っている。

(6) 会計課

落とし物・拾い物の取扱い、職員の給与事務などが主な業務である。

4 職名別の時間外勤務実態

次の表は、職名別の1人当たり平均時間外勤務時間数を表したものである。

職 名	1人当たり平均時間数
課 長	394時間
係 長	262時間
主 任	258時間
係 員	222時間
署平均	271時間

1人当たりの平均時間外数を見ると、課長職が394時間と他の職位の平均と比較すると突出していることが分かる。上表に表していないが、課長の平均平日時間外数は261時間、平均休日時間外数は133時間（1日8時間で計算すると年間16.6日）と部下よりも多くなっている。

警察署の課長は、担当事件のすべてを把握し、適切な指揮命令を行い、また課の責任者として署長に対して業務報告を行わなければならない。

このように課長の時間外勤務時間数が多く、時間単価が高いため、必然的に時間外勤務手当等支給額が膨らんでくるのである。

5 所属別の時間外勤務実態

次の表は、所属別の1人当たり平均時間外勤務時間数を表したものである。

所 属 課	1人当たり平均時間数
生活安全刑事課	422時間
交 通 課	322時間
警 備 課	267時間
会 計 課	234時間
地 域 課	186時間
警 務 課	150時間
地域課（駐在所）	141時間
署 平 均	271時間

生活安全刑事課の1人当たり平均時間外数は422時間と多くなっている。生活安全刑事課は、交通関係の事件以外の事件、主として刑法犯の捜査が主業務である。上表に表していないが、平日時間外の1人当たり平均は249時間、休日時間外の1人当たり平均は173時間（1日8時間で計算すると年間21.6日）となっている。我々は、刑法犯の認知件数が少ない郡家署の1人当たりの時間外勤務手当等支給額が他の警察署と変わらないことを問題視していた。

そこで、郡家・智頭・浜村の3警察署の過去6年間の刑法犯認知件数について次の表にまとめた。

区 分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計
郡 家	269	269	259	181	133	87	1,198
智 頭	126	121	116	147	104	139	753
浜 村	205	236	210	158	140	113	1,062

郡家署管内の平成19年度の刑法犯認知件数は87件と少ないのであるが、過去の発生件数が多かったことが分かる。

刑法犯の捜査は、新たに発生した事件への対応だけでなく、過去に発生した未解決事件も継続しているため、単純に単年度の認知件数と時間外勤務手当等支給額を見比べることができないことが分かった。生活安全刑事課は、課長と部下との時間数の差はほとんどない。課員が一致団結して任に当たっている姿を感じた。

第8 意見

1 避けられない時間外勤務

各警察署の年間1人当たりの時間外勤務手当等金額、刑法犯の認知件数及び交通事故発生件数を分析したところ、各警察署の1人当たりの年間支給額が100万円前後と、支給額という視点で見れば平準化が図

られている。平成17年度に実施した警察の組織再編の目的は、警察署、交番・駐在所における業務負担の平準化・効率化を図り、県民に対する治安サービスを向上させ、安全で安心して暮らせる鳥取県を目指すものであった。

しかし、年間の警察職員1人当たりの刑法犯認知件数及び交通事故発生件数が一番多い米子警察署と、郡家署を比較すると、3倍以上の開きがあり業務負担の平準化が図られていないのではないかと考えた。だが、新たに発生した事件だけでなく、過去の未解決事件も継続捜査しているなど、単純に単年度の認知件数と時間外勤務手当等支給額を見比べることができないことが分かった。

事件事故等に対応する必要から警察職員の時間外勤務は避けることができない。殺人・強盗・ひき逃げ事件のような重要犯罪は、目撃者や証拠資料の確保・関連情報の入手などのため捜査員を集中的に大量動員して検問・聞き込み等の継続捜査活動を必要とする。また、逮捕した被疑者を48時間以内に検察庁に送致しなければならないため業務の集中化が不可避である。そのため、時間外勤務が増加する。

また、犯罪の多くは夜間に発生しており非番や休暇をとっている警察職員も招集し事件対応に当たるなど勤務実態も不規則であることが監査を通じて分かった。

2 正規の勤務時間の弾力運用

日勤の警察職員の正規の勤務時間は午前8時30分勤務開始で、1週40時間勤務となっている。このことを遵守するために発生する時間外勤務もあることが分かった。この正規の勤務時間に対するこだわりから抜け出すという発想が必要である。

民間事業者が採用している勤務時間制度には、年間の総勤務時間数の枠内で職種ごとあるいは人別に正規の勤務時間を割り当てるものがある。

警察官の業務が、不規則かつ計画の立てられない仕事であることは分かる。しかし、時間外手当の個別サンプル検証対象者の中には、早朝定例業務のために早出している一般職員がいた。この者は、警察官ではないため、緊急出動することもない者であるから、比較的業務を計画的に組み立てやすい者である。このように、早出が日常化しているのであれば、退勤時間を早める措置を採ることにより時間外勤務手当が削減できると考える。

正規の始業時間に、必ずしもとらわれることはない。聞き込み対象者との面談約束が時間外になっている時には、始業時間を遅くすることも許されなければならない。

弾力的な勤務時間を考えるべきである。

3 時間外勤務の縮減

労働時間の短縮は、業務の効率化の面だけでなく生活と仕事の調和や健康保持からも求められる。鳥取県警察は、時間外勤務の縮減を図るため毎月行なわれる次席会議等において時間外勤務縮減に努めるよう指示を行っている。しかし、各職員個人の自覚を喚起させているが、業務の性質上直ちに縮減効果にはつなげていない。

警察官の時間外勤務の縮減は非常に難しいことが監査を通じて分かった。しかし、業務内容の見直しや効率性を高めるなど知恵を出し合い縮減化を推進していくべきである。

4 警察官の給与体系は抜本的な見直しが必要である

今回の監査を通じて、県内の治安が警察職員の時間外勤務に支えられていることは分かった。そして、昼夜別なく治安体制を維持するため三交替制で勤務する警察官の存在があることも分かった。計画を立てることのできない業務、事件対応型のための不規則勤務と捜査の担当継続のため集中的な時間外勤務を余儀なくされる。

公務員の基本となる正規勤務時間は、1週40時間である。労働基準法に準拠して、この正規勤務時間を超える時間に対して時間外勤務手当等が支給される。時間をモノサシとして、基本的な給与体系が組み立てられているのである。しかし、警察官の業務は時間外勤務が常態化せざるを得ないのだから、時間をモノサシにすると時間外勤務手当等が膨らんでくる。事実、実際の時間外勤務に対して支給するだけの予算枠が確保できないため、警察官の時間外勤務手当等は実績どおりの支給となっていないのである。とはいえ、予算という財源がなければ、満額支給は無理なことである。

警察官の業務は、他の公務員と比べて極めて異質な業務である。警察官に対する最適な給与体系についての良い知恵が浮かばないが、勤務成績を相当色濃く反映した給与体系も一つの案であると考えている。公務員だからという理由で、公務員の給与体系の考え方を当てはめるには無理な勤務実態があると思っている。特異な業務には、給与体系にも特異性が求められる。抜本的な見直しが必要と考える。

第6章 特殊勤務手当の監査

第1 問題点の所在

特殊勤務手当は、給与条例第11条第1項において、「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。」と規定されている。

従来から鳥取県は、この特殊勤務手当制度の趣旨に照らして、警察職員に対する特殊勤務手当の内容の見直しを行っている。この趣旨に合致しない手当を廃止するなどの改正を行った。また、厳しい勤務に従事する警察職員に対しての処遇改善と活力を生む組織運営を目指して、必要なものについては手当の対象などの継続・拡大を行い、適切な給与水準の確保に努めている。

ここでは特殊勤務手当について、特殊勤務手当制度の趣旨に合致しないものはないか、他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して併給の観点から検討を要するものはないか、特殊勤務手当の支給要件は明確になっているか、特殊勤務手当の支給の手続について条例等の規定に基づいて適正に執行されているか、という視点から監査を行った。

第2 特殊勤務手当の概要

1 平成19年度の特殊勤務手当の概要と支給額

鳥取県警察の特殊勤務手当の概要と平成19年度の支給額の一覧は次のとおりである。

表中の「呼出手当」は警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号。以下「特勤条例」という。）上で、独立した手当ではなく、他の手当の加算額として規定されているが、独立した条文で規定されている。そのため、ここでは便宜上一つの手当として扱う。以下同様である。

金額単位：千円

区 分	支給額	主な支給対象業務
犯罪予防・捜査手当	23,291	犯罪予防、捜査又は被疑者の逮捕の作業
警ら手当	18,493	警ら活動中の犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業
犯罪鑑識手当	825	犯罪鑑識作業、実験用爆発物の製造若しくは解体作業又は実験用爆発物を用いて行う爆発実験作業
交通捜査取締手当	8,457	・交通事件又は交通事故の捜査作業 ・交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業 ・高速道路上において行う交通取締作業 ・上記以外の交通取締作業
死体取扱手当	9,024	・検視作業 ・死体取扱作業
看守手当	5,528	留置施設における被疑者の看守作業、被疑者の護送作業
緊急走行手当	29	緊急自動車に乗車して行う緊急走行作業
警備艇運航手当	1	夜間、警報発令時等に警察活動のため警備艇を運航する作業
通信指令手当	640	通信指令課に勤務する職員による緊急通報の受理及びこれに伴う警察無線電話による指令の通信作業
特殊危険物質危険区域内作業手当	0	サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業
潜水手当	12	潜水器具を装着して行う潜水作業
航月額手当（操縦	5,212	航空機の操縦作業

空 手 当 士)	月額手当(整備 士)		航空機の整備作業
	搭乗手当		<ul style="list-style-type: none"> ・航空機に搭乗して行う操縦又は整備作業 ・航空機に搭乗して行う捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通取締等作業 ・航空機に搭乗して行う教育訓練
爆発物処理作業手当	0		爆発物容疑物件に接近して行う作業
特殊危険物質処理作業 手当	0		<ul style="list-style-type: none"> ・特殊危険物質等が発散又は漏えいしている状況下で行う救助活動、被疑者の逮捕、捜索、差押又は検証等の捜査活動 ・特殊危険物質等の処理作業
災害応急手当	48		<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類、高圧ガスによる大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う立入検査作業 ・山岳における人命救助のための救難捜索で危険かつ困難を伴う作業 ・異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用又は保守、鑑識等の作業
身辺警護手当	154		<ul style="list-style-type: none"> ・天皇等の警衛作業 ・その他の対象者の警衛作業又は警護作業
海外犯罪情報収集手当	0		日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集作業
銃器犯罪捜査手当	0		<ul style="list-style-type: none"> ・防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の作業 ・防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器を所持する犯人の逮捕の作業 ・銃器犯罪捜査に付随して、銃器等の射程範囲内等への配置の指示を受け、犯人の逮捕等の作業を支援する作業 ・銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付け警戒の作業
夜間特殊業務手当	28,285		正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる作業
呼出手当	999		緊急の呼出により、正規の勤務時間以外の時間において従事した犯罪捜査等、鑑識、交通取締り、爆発物の処理又は特殊危険物の処理作業
合計	100,998		

「鳥取県人事行政の運営等の状況(平成20年10月)鳥取県総務部行財政改革局人事・評価室」より引用(以下支出額に関しては同様である。)

鳥取県警察の特殊勤務手当は、総額で約1億円に及んでいる。平成19年度の県警察の退職金等も含めた人件費総額が約134億円であるため、特殊勤務手当の人件費に占める割合は1パーセントとなる。鳥取県の警察官数は約1,200人であるため、年間1人平均約8万円であった。

内訳をみると、犯罪予防・捜査手当2,329万円、警ら手当1,849万円、夜間特殊業務手当2,829万円となっていて、これらの金額の多い3つの手当で全体の約7割を占めている。

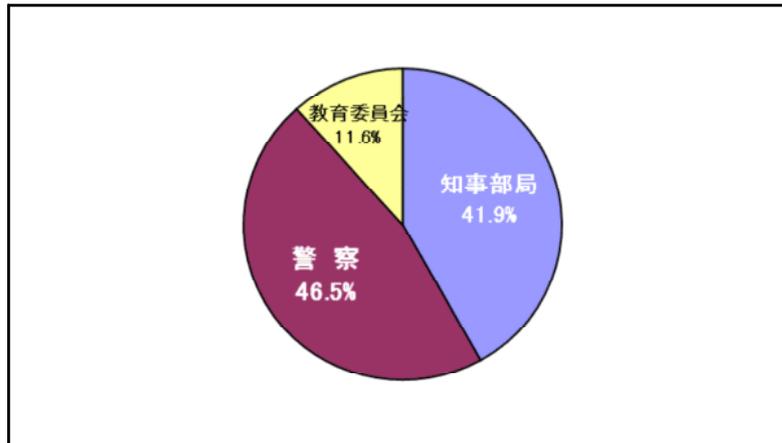
また特殊勤務手当は、基本的に日額、回数単位、時間単位などによって支給されるが、航空手当のみ月額の手当額を支給を行っている。

支給対象業務の中身を見ると、サリンや銃器等に関わるもので一見して危険な作業だと分かるものも多くあり、それらの業務の危険性に対する手当であるものが多い。

2 鳥取県警察の特殊勤務手当の特徴

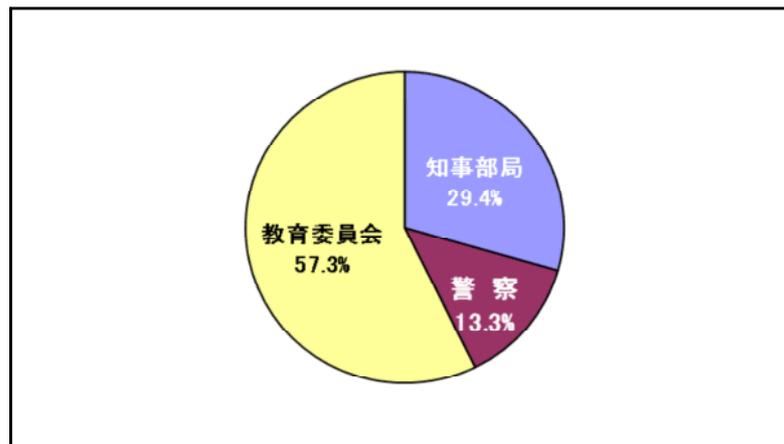
知事部局及び教育委員会を比較対象として、特殊勤務手当の種類数、部門別職員数、支給総額及び支給延べ人数の割合を比較することにより、鳥取県警察の特殊勤務手当の特徴を探っていく。

(1) 特殊勤務手当の種類数の割合



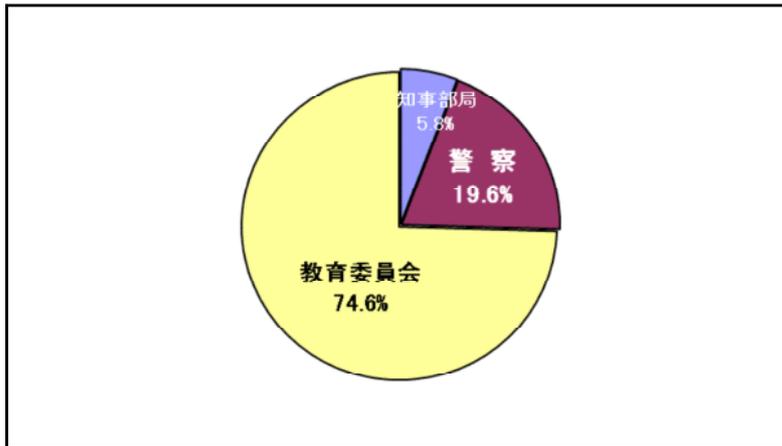
平成19年度の鳥取県の特殊勤務手当の種類数は、合計で43手当ある。そのうち知事部局（病院等の公営企業等会計部門を除く。以下同じ。）は18手当、教育委員会は5手当、警察は既述のとおり20手当ある。知事部局は県税、県土整備、保健所、社会福祉、病院、畜産など業務分野が広いいため18手当と数が多くなっている。

(2) 部門別職員数の割合



平成20年4月1日現在の鳥取県の職員数は、全体で10,678人である。そのうち知事部局が3,144人、教育委員会が6,118人、警察が1,416人である。鳥取県の職員数の割合からみると、警察は約13パーセントである。

(3) 特殊勤務手当の支給額の割合

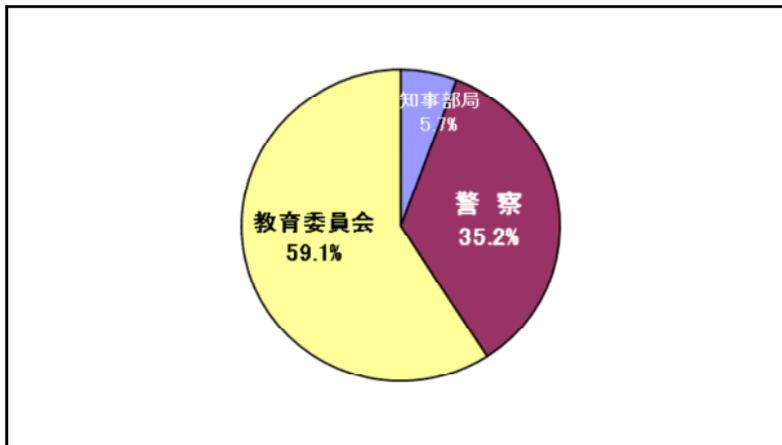


平成19年度の鳥取県全体の特殊勤務手当の支給総額は、5億1448万円である。そのうち知事部局が2,991万円、教育委員会が3億8,357万円、警察が1億100万円である。

教育委員会で支給される特殊勤務手当は5種類である。そのうち支給額の大部分を、週休日等を行う部活指導、特殊支援学校等の生徒への指導などに対する教員特殊業務手当及び教務等についての連絡調整等に対する教育業務連絡指導手当の2手当が占めている。

この比較によると、教育委員会の特殊勤務手当は支給額が多額であるにもかかわらず手当数が少ないため、その適用と点検が比較的容易である。これに対して、警察の特殊勤務手当は、種類も多くなるため、事務上の煩雑さが高いことがうかがえる。

(4) 支給延べ人数



このグラフは、平成19年度の鳥取県の全特殊勤務手当43手当それぞれの支給延べ人数割合を示している。総延べ人数は、29,744人である。そのうち知事部局が1,779人、教育委員会が17,707人、警察が10,258人である。

警察は、支給額の割に支給対象延べ人数が多い結果となっている。特殊勤務手当の適用対象者の割合が高いことから、職員の大半が特殊勤務に向かっている姿がみえてくる。

(5) まとめ

これまで示した鳥取県職員の特殊勤務手当の支給実態を一覧表にまとめた。

【鳥取県職員の特殊勤務手当の比較の概要】

部 門	種類数	職員数	支給額	支給延べ人数	支給事務
警察	多	少	中	多	多
知事部局	多	中	少	少	少
教育委員会	少	多	多	多	少

このように、鳥取県警察の特殊勤務手当は金額も少なくないうえに、種類数が数多くある。その上、

支給対象の延べ人数も多いため事務量も多くなるという特徴を持っている。

特殊勤務手当の比較・分析から、警察の勤務内容の特殊性も多様にわたるといことも読み取ることができる。

第3 特殊勤務手当制度の改正について

鳥取県警察は特殊勤務手当について、適正な特殊勤務手当の制度を目指して、改正を行っている。特に、平成17年度において大きな改正を行った。ここでは、平成17年度、平成18年度の改正を順に説明し、平成17年度から平成19年度の特殊勤務手当の支給額の推移を確認していく。

1 平成17年度の改正

平成17年度の改正においては、当時24あった手当を21手当とするなどの大きな改正を行い、平成18年度から実施している。まずはその改正について概要を説明する。

【平成17年度特殊勤務手当の改正の概要】

改正前手当名・単価金額	見直しの内容	改正後手当名・単価金額
犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕作業 月 / 10,100円 日 / 560円	月額支給をやめ日額支給のみとする。 【月額支給の廃止】	犯罪予防・捜査手当 日 / 560円
警ら作業 月 / 6,200円 日 / 340円	月額支給をやめ日額支給のみとする。 【月額支給の廃止】	警ら手当 日 / 340円
犯罪鑑識作業 月 / 10,100～5,100円 日 / 560～280円	月額支給をやめ日額支給のみとする。 【月額支給の廃止】 パソコンを操作して行う作業を特殊勤務手当から除外 【適用対象の縮小】	犯罪鑑識手当 日 / 560～280円
爆発物取扱作業 日 / 460円	犯罪鑑識手当に統合 【統合】	
交通取締作業 月 / 10,100円 日 / 560～310円	月額支給をやめ日額支給のみとする。 【月額支給の廃止】 【支給単価の見直し】	交通捜査取締手当 日 / 560～310円
死体取扱作業 検視 一体 / 3,200円 その他 日 / 1,600～3,200円	警視に限定されていた検視の区分を警部の検視担当者についても適用 【適用対象者の拡大】	死体取扱手当 検視 一体 / 3,200円 その他 日 / 1,600～3,200円
けん銃操法指導作業 日 / 230円	【廃止】	-
警察活動のための自動車運転作業 日 / 420円	緊急走行の作業に限定 【適用対象の縮小】	緊急走行手当 日 / 420円
警備用船舶の運航作業 日 / 230円	日没から日出の間、又は注意報、警報発令下の作業に限定 【適用対象の縮小】 【支給単価の引き上げ】	警備艇運航手当 日 / 300円
無線電話による通信作業 日 / 230円	通信指令課における110番受理に伴う指令作業に限定	通信指令手当 日 / 230円

	【適用対象の縮小】	
潜水作業 時間 / 310～1,500円	ヘドロ等による水質汚濁により視界不良下で行われる作業に100/100加算 【支給の一部拡大】 【支給単価の見直し】	潜水手当 時間 / 300～1,200円 視界不良作業 100/100加算
航空隊員の調整額（注） （36,900～21,600円）	調整額廃止に伴う振替 【月額支給の手当の新設】	航空手当 操縦士 月 / 35,000円 整備士 月 / 20,000円 搭乗作業 時間 / 5,100～300円
航空機搭乗手当 時間 / 5,100～1,900円	【支給単価の見直し】	
災害救助等作業 日 / 840円	山岳における救難捜索作業で危険かつ困難を伴うものを追加 【支給対象の拡大】	災害応急手当 日 / 840～300円
火薬類及び高圧ガス取締作業 日 / 250円	災害時に行う火薬類取締法、高圧ガス取締法に規定される検査業務に限定し、災害応援手当に統合 【適用対象の縮小と統合】	

（注）給料の調整額であって、特殊勤務手当ではないものである。

この改正の大きな点は、特殊勤務手当の月額固定支給方式から従事実績対応型の支給方式への変更である。支給額が多額な犯罪予防・捜査手当、警ら手当及び交通捜査取締手当については、月額支給を廃止し、日額支給のみにしている。

その他の見直し点は、けん銃操法指導作業手当の廃止、緊急走行手当の支給対象作業内容を緊急走行の作業に限定するなど、特殊勤務手当の制度の趣旨に合致しないものについては、廃止・縮小され、警察職員に対するの処遇改善策として必要なものについては、災害応急手当に山岳救難捜索作業を支給対象に加えることや警備艇運航手当の支給単価の引き上げなどの改正を行っている。

またこの改正に伴い、これまで特殊勤務手当の支給の対象となる作業の範囲を人事委員会規則である「警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年人事委員会規則第16号。以下「特勤規則」という。）」において規定していたものを、議会の議決を得た「特勤条例」で規定するようになったことも改正の一つである。

2 平成18年度の改正

平成19年度から実施される平成18年度の改正事項を、次に示した。

- (1) 犯罪予防・捜査手当、警ら手当、犯罪鑑識手当及び交通取締作業手当の支給対象作業の一部を、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに限定する。
- (2) 道路上の自動車免許技能試験の作業に従事した時に支給される運転免許技能試験手当を廃止する。
- (3) 航空手当のうち、教育訓練の作業に従事した時に支給するものを、1時間につき300円であったものを600円に引き上げる。
- (4) 併給を禁止する手当に身辺警護手当、海外犯罪情報収集手当及び銃器犯罪捜査手当を追加する。

これらの改正は、支給対象作業を著しく危険な作業等に限定するなどにより、特殊勤務手当の制度の趣旨に沿った改正であるといえる。これにより、21あった手当が20になった。

3 特殊勤務手当の支給額の推移

平成17年度から平成19年度の特務勤務手当の支給額の推移は次のとおりである。

金額単位：千円

区分	平成17年度支給額	平成18年度支給額	平成19年度支給額
犯罪予防・捜査手当	45,698	25,208	23,291
警ら手当	23,380	17,378	18,493

犯罪鑑識手当	3,212	1,013	825	
爆発物処理作業手当	0			
運転免許技能試験手当	67	68	-	
交通捜査取締手当	15,252	8,784	8,457	
死体取扱手当	7,507	8,616	9,024	
看守手当	4,154	6,250	5,528	
けん銃操法指導作業	31		-	
緊急走行手当	0	33	29	
警備艇運航手当	40	2	1	
通信指令手当	621	635	640	
特殊危険物質危険区域内作業手当	0	0	0	
潜水手当	20	19	12	
航空手当	2,978	5,820	5,212	
爆発物処理作業手当	0	0	0	
特殊危険物質処理作業手当	0	0	0	
災害救助等作業	災害応急	0	69	48
火薬類及び高圧ガス取扱作業	手当	0		
身辺警護手当	24	164	154	
海外犯罪情報収集手当	0	0	0	
銃器犯罪捜査手当	0	0	0	
夜間特殊業務手当	27,638	28,994	28,285	
呼出手当	1,391	1,567	999	
合計	132,013	104,620	100,998	

(1) 平成17年度の改正の効果は大きかった

特殊勤務手当の支給方式を月額固定方式から、実績積み上げ方式に変更した効果は大きく現れた。平成17年度の特務手当の総支給額が1億3,201万円であったものが、平成18年度では1億462万円と2,739万円減少している。

(2) 平成18年度の改正による効果は現れていない

特殊勤務手当の対象業務に条件を付与した平成18年度改正は、平成17年度改正ほどの金額的效果は現れなかった。平成18年度の特務手当の総支給額は1億462万円であるのに対し、平成19年度は1億99万円と362万円の減少にとどまっている。

平成18年度改正は、人事委員会の認定性が加味されたことを骨子とするものである。次の表に示している主要な特殊勤務手当の支給延べ人員が多少なりとも減少していることからみて、多少なりとも制度改正に対応した姿はうかがえる。今後は、特殊勤務手当に対する共通認識を持たせる教育を行うとともに、適用事例を検討し続けなければならないと考える。

区 分	平成18年度 支給延べ人員	平成19年度 支給延べ人員
犯罪予防・捜査手当	2,578人	2,354人
警 ら 手 当	1,685人	1,536人
交通捜査取締手当	1,931人	1,877人

4 特殊勤務手当の改正に対する意見

(1) 月額支給の廃止について

平成17年度の改正によって、犯罪予防・捜査手当、警ら手当、犯罪鑑識手当及び交通捜査取締手当の月額支給を廃止した。

総務省の自治行政局公務員部給与能率推進室「特殊勤務手当実態調査の結果について（平成16年12月

27日)」において、「特殊勤務手当は、本来対象となる業務に従事した場合ごとに支給されるべきものであり、その職にあることにより支給されるものでないことから、この職務の特殊性に応じて、原則として日額又は件数当たりの額で支給することが適当である。」との指摘もあり、鳥取県警察はこの提言を先取りして実施したことになる。

(2) 犯罪予防・捜査手当等の支給対象作業の支給対象の限定について

平成18年度の改正によって、犯罪予防・捜査手当、警ら手当、犯罪鑑識手当及び交通捜査取締手当の支給対象作業の一部を、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに限定した。

特殊勤務手当の制度の趣旨に沿った限定であるが、「心身に著しい負担を与える」の基準は、決して明確な基準ではない。具体的な事例の検討を続け、職員に対して共通認識を持たせる教育を行わなければならない。

第4 特殊勤務手当の詳細説明

鳥取県警察の特殊勤務手当は、「特勤条例」、「特勤規則」、「警察職員の特殊勤務手当の運用について(平成4年発鳥人事委159号。以下「特勤通達」という。)」で定められている。

そこで、鳥取県警察の特殊勤務手当の代表的な7つの手当について、その内容を詳細に説明する。

1 犯罪予防・捜査手当(特勤条例第3条、特勤規則第7条、特勤通達第1)

支給対象業務の内容	金額
職員が犯罪の予防、捜査又は被疑者の逮捕の作業のうち、心身に著しい負担を与える以下のもの。 作業の対象者から職員が身体に危害を受け、若しくは受けそうになった場合又は職員が脅迫を受け、若しくは受けそうになった場合 作業の対象者から抵抗を受けることが予想された作業又は火災現場等著しい危険を伴う場所における作業で、職員が安全の確保のための措置等を講じた場合 作業の対象者の特性から、特に行動を秘密にする必要があった場合 治安警備又は災害警備の場合 前各号に掲げる場合に相当すると人事委員会が認める場合	1日(4時間以上):560円 1日(4時間未満):336円 (被疑者の逮捕の場合は4時間以上で計算) (捜査本部が設置からされた日から30日間の捜査本部に従事した場合1日:280円を加算)

この犯罪予防・捜査手当は、支給額が多い手当である。危険や困難を伴った作業を行った場合に支給される。この危険や困難を伴った場合が、特勤通達において定められている。

具体的には、被疑者の逮捕、聞き込みなど犯罪予防・捜査活動において関係者に接触して行う作業で危険が伴う場合や行動を秘密にする必要がある場合、現場検証や実況見分の作業で火災現場、被疑者の立会いの場合等の危険が伴う場合などが、支給対象の作業となる。

の人事委員会が認める場合と定めているが、現時点で人事委員会が認めている作業はない。判断に困難な作業があれば、人事委員会との協議で決める予定にしている。このことは、犯罪予防・捜査に係る作業が複雑で多岐にわたることを示している。

2 警ら手当(特勤条例第4条、特勤規則第7条、特勤通達第2)

支給対象業務の内容	金額
職員が警ら活動中に犯罪の予防又は検挙、事件又は事故の処理、交通の指導取締り、少年の補導、不審者への職務質問、市民に対する保護その他の作業のうち、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める以下のもの。 作業の対象者から職員が身体に危害を受け、若しくは受けそうになった場合又は職員が脅迫を受け、若しくは受けそうになった場合 作業の対象者等から抵抗を受けること等が予想された作業又は火災現場等著しい危険を伴う場所における作業で、職員が安全の確保のための措置等を講じた場合	1日(4時間以上):340円 1日(4時間未満):204円

緊急配備及び交通取締の作業 現場鑑識の作業のうち、作業から生じる危険又は健康障害を防止するための措置を講じた場合 前各号に掲げる場合に相当すると人事委員会が認める場合	
---	--

この手当は警察職員に対する特殊勤務手当の中で3番目に支給額の多い手当である。交番に勤務する又は自動車警ら隊に所属する警察官などは、日常業務として警ら活動を行う。しかし、その警察官が単に警らを行っただけではこの手当の支給対象となるわけではないことは犯罪予防・捜査手当と同様である。警ら活動中に、不審者への職務質問、緊急配備、交通事故処理、現場鑑識作業、交通取締り、少年補導、市民の保護などを行った場合に警ら手当の支給対象となるのである。これら事件や事故の関係者との接触、事件や事故を予防するためのその関係者との接触又は事件事故現場への臨場という危険や困難を伴うことに対する手当といえる。

ただし警ら手当については、従事時間の計算方法が他の手当と異なっている。他の手当は、手当の対象作業に直接要した時間だけが手当支給額計算上の従事時間になっている。一方で、警ら手当は、警ら中の手当対象作業に要した時間が短時間であっても、警ら時間数をもって手当対象時間としている。

3 交通捜査取締手当（特勤条例第7条、特勤規則第7条、特勤通達第4）

支給対象業務の内容	金額
職員が交通事件又は交通事故の捜査の作業のうち、交通人身事故又は重大な物損事故の捜査作業、暴走族に係る捜査及び取締作業、飲酒運転、無免許運転等の悪質・危険な交通違反の捜査作業に従事したとき。	1日（4時間以上）：560円 1日（4時間未満）：336円 （被疑者の逮捕の場合は4時間以上で計算） 高速道路上1日：280円加算
職員が交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業に従事したとき。	1日（4時間以上）：560円 1日（4時間未満）：336円 （被疑者の逮捕の場合は4時間以上で計算）
職員が高速道路上において行う交通取締作業に従事したとき。	1日（4時間以上）：460円 1日（4時間未満）：276円 （被疑者の逮捕の場合は4時間以上で計算）
職員が 及び に掲げる作業以外の交通取締作業のうち、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事したとき。	1日（4時間以上）：310円 1日（4時間未満）：186円 （被疑者の逮捕の場合は4時間以上で計算）

この手当は、交通事件・事故の捜査や交通取締りに係る作業で心身に著しい負担を与えるものを行った場合に支給される手当である。交通事件事故等に伴う捜査作業は、道路上で行うなど作業が危険や困難を伴っていることに対する手当といえる。特に に関しては、交通取締作業を自動二輪車に乗車して行う危険性、 に関しては、交通取締作業を高速道路上において行う危険性に対する手当である。

に関して、心身に著しい負担を与えるような作業が具体的に特勤通達で列挙されている。 に関しては、飲酒や速度違反などの交通取締りに従事した場合などがある。

4 死体取扱手当（特勤条例第8条、特勤規則第2条、特勤通達第5）

支給対象業務の内容	金額
警察本部刑事部捜査第一課に勤務する警視又は警部の階級にある者が検視の作業に従事したとき。	1体：3,200円
職員が死体取扱作業に従事したとき。（警察本部刑事部捜査第一課に勤務する警視又は警部の階級にある者が検視の作業に従事した場合を	1日：1,600円

除く。)	
上記死体取扱作業で、死体の状態が以下のもの。 自動車、電車等の軌道事故に伴う死体で手足若しくは頭部、腹部等が れき断されたもの又はれき断に至らないが衝撃により臓器等が飛び 出している等の状態のもの 航空機の墜落事故による死体（外部所見で損傷の程度が軽度な死体 を除く。） 交通事故による死体で頭部挫滅若しくは腹部から臓器が大量に飛び 出しているもの又は衝撃で原形をとどめないほどに損傷したもの でき死体で腐乱が進行した手足の皮膚が容易にはがれる状態のもの 焼死体（煙等による窒息死で、死体が焼けただれていない状態のも のを除く。） 埋没死体又は死亡後の時間の経過により腐敗が進行し、皮膚が容易 にはがれる状態若しくはこの状態より更に死後経過が進行した状態 の死体 死体の解剖の補助作業時における解剖死体 前各号に掲げるもののほか、犯罪死、非犯罪死の別にかかわらず、 腐敗が進行した死体又は損傷が著しい死体（死後相当期間が経過し ているような白骨死体等で、異臭もなく取扱いに不快感が認められ ないものを除く。）	1日：3,200円

この手当は、死体の検視・取扱いという不快を伴う作業であるため特殊勤務手当の支給の対象とされて
 いる。検視作業については、著しく特殊かつ専門的な知識・経験を有する特定の職員が、直接触れたり等
 の五感を用いてその死体の状況を調べる作業であるため、死体取扱作業とは区別されている。

5 看守手当（特勤条例第9条、特勤規則第7条）

支給対象業務の内容	金額
・職員が留置施設において被疑者の看守の作業に従事したとき。	1日（4時間以上）：330円
・職員が被疑者を他の警察署又は機関等へ護送する作業に従事したと き。	1日（4時間未満）：198円

この手当の支給対象作業の内容は、特勤条例によって規定されている。看守業務等を行うことが支給対
 象となるため、支給要件の明確な手当となっている。

看守業務は、被疑者と直接に接する作業であり、被疑者が突然暴れだすことなどの可能性があり、常に
 緊張感や危険を伴う作業であるため特殊勤務手当の支給の対象となっている。

6 通信指令手当（特勤条例第12条、特勤規則第3条、第7条）

支給対象業務の内容	金額
警察本部生活安全部通信指令課に勤務する職員が緊急通報の受理及び これに伴う警察無線電話による指令の通信の作業に従事したときに支 給する。	1日（4時間以上）：230円 1日（4時間未満）：138円

この手当も、看守手当と同様に、支給要件は明確に規定されている。

事件の捜査において初動捜査は重要であり、1秒でも早い対応が求められている。そのためにも通信指
 令課の的確・迅速な判断・指示等が必要である。よって通信指令業務は、常に極めて強い精神的に緊張感
 を伴う業務であるため特殊勤務手当の支給の対象となっている。

7 夜間特殊業務手当（特勤条例第23条）

支給対象業務の内容	金額	
警察職員の正規の勤務時間による勤務が深夜におい て行われる業務に従事したときに支給する。	全深夜勤務	1回：1,100円
	一部深夜勤務2時間以上	1回：730円

深夜とは、午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。	一部深夜勤務2時間未満	1回： 410円
---------------------------	-------------	----------

交番勤務で三交替制勤務を行っている職員などは、正規の勤務時間が、深夜にまで及ぶことになる。そのためこの手当は、三交替制勤務員などが日常的に昼夜逆転することの健康への影響やストレスに対する手当である。

8 意見

(1) 夜間特殊業務手当の適用要件の明文化が必要

監査人は、夜間勤務手当と特殊勤務手当の夜間特殊業務手当が併給になっているのではないかと考えた。なぜなら、両手当とも支給の対象となる勤務あるいは業務に従事する時間を「正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時まで」と規定しているからである。

この点を県の人事委員会に問い合わせたところ、「勤務の実態からみてその特殊性が著しいと認められるものについて夜間特殊業務手当を支給するものである。」との回答を得た。具体的には、三交替勤務等の深夜業務が正規の勤務時間として措置されている場合が対象となっているとのことであった。

このことから考えて、現行の特勤条例第23条の夜間特殊業務手当の規定では誤解を招くことにつながると考えている。特勤条例、特勤規則又は特勤通達で特殊性が伝わってくるよう適用要件を明文化する必要がある。

(2) 特殊勤務手当の支給要件の明確化と手当の種類の整理統合

ここで確認したものは、7つの手当であった。その手当は特殊勤務手当の作業の内容によって支給額が区分されているものや、従事時間が4時間以上と4時間未満で支給額が区分されているものを含めると、24の細目に分けられる。

詳細説明を省略した他の手当を含めた全ての手当でみると、総数は86細目にもなる。さらに手当の支給対象延べ人数も多く、併給禁止の規定も設けられている。警ら手当のように、作業が特殊勤務手当の支給対象となる危険性が伴っていたかどうかの判別が必要な手当もある。

鳥取県警察の特殊勤務手当制度は改正により、制度の趣旨に沿った適正な制度へと向かっているといえる。しかし改正によって、業務実態の認識を求める手当が生じ、運用上の判断が難しい制度になっていった。

特殊勤務手当の支給額は削減となったが、月額支給の廃止によって業務の実施者は特殊勤務実績簿（以下「特勤簿」という。）の作成が必要になった。さらに、直接監督者は業務の実施者の実績を実施の都度確認を行う。また、会計担当者は、前月分の数多く存在する手当の種類、支給金額細目ごとに従事時間数の積み上げの実績を各人ごとに行い、それぞれの特殊勤務手当ごとに併給禁止の規定に該当しないかの確認もしなければならない。

この特殊勤務手当の支給額削減の効果はあったが、反面、勤務の実施者、直接監督者及び会計担当者に煩雑な作業を強いる事務量の増大を招来してしまった。単純適用から適用に判断の要素が介入したことによる制度改正の“光と影”ということができる。

今後は、適用事例の検討による支給要件の明確化及び手当名の統廃合だけでなく、検証を重ねて行き、86細目もある適用種類の合理的な統廃合も行う必要がある。

第5 併給の禁止

1 併給が禁止されている手当

特勤条例第24条において、同一日に複数の特殊勤務手当の対象となる作業をした場合には、一部の手当を除いて重複して支給せずに、支給単価の最も高い方を支給すると規定している。この重複して支給できないものとして、犯罪予防・捜査手当、警ら手当、犯罪鑑識手当、交通捜査取締手当、看守手当、緊急走行手当、警備艇運航手当、通信指令手当、災害応急手当（高圧ガス等の立入検査により支給されるものに限る。）、身辺警護手当、海外犯罪情報収集手当、銃器犯罪捜査手当が規定されている。

この規定は、同じ日に2つの作業をしても、1つしか手当を支給しないことを示している。

平成18年度の条例の改正により、 から の手当が併給禁止の規定に加えられた。鳥取県警察の特殊勤務手当の適正化に対する努力がうかがえる点である。

2 併給が禁止されていない手当

併給禁止の手当が列挙されているということは、併給が許されている手当もあるということである。併給が可能な手当は、死体取扱手当、特殊危険物質危険区域内作業手当、潜水手当、航空手当、爆発物処理作業手当、特殊危険物質処理作業手当、災害応急手当（高圧ガス等の立入検査により支給されるものを除く。）、夜間特殊業務手当、呼出手当である。

これらの手当の併給が禁止されていない理由は、手当の特殊性が他の手当の特殊性と重複しないことや、手当の特殊性の危険度・不健康性が他の手当より顕著であるためである。さらに手当の特殊性が他の手当の対象となる作業に付随していることなどが理由となっている。

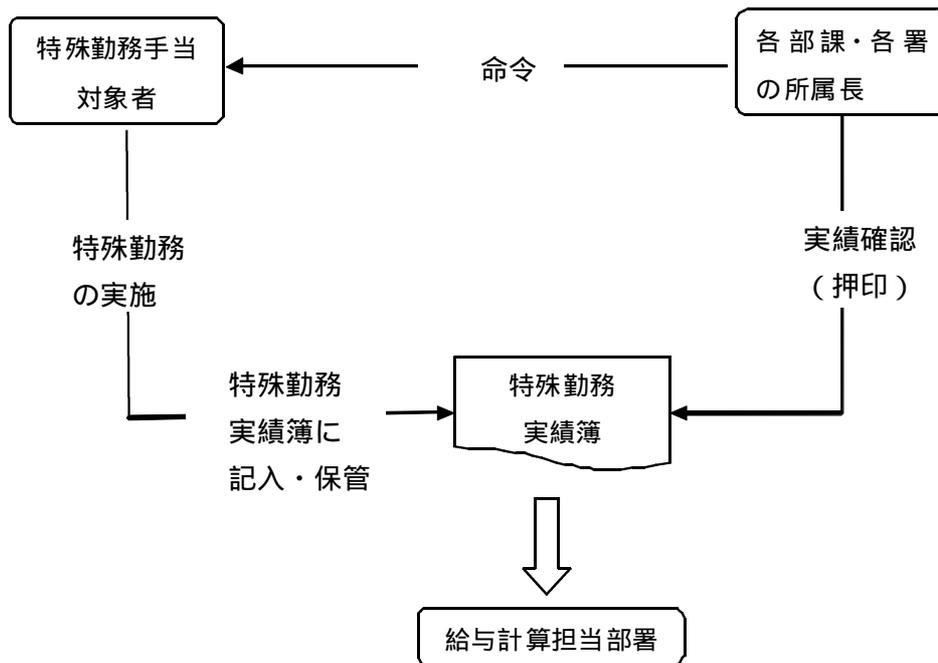
具体的には、三交替制勤務である通信指令業務担当者が深夜の時間に通信指令業務を行った場合に、通信指令手当と夜間特殊業務手当が支給されるのである。

第6 特殊勤務手当の支給手続について

特殊勤務手当の支給の手続については、特勤規則第8条、第9条及び特勤通達第14において定められている。そこでは、所属長が職員に対して特殊勤務手当に係る業務を命じ、その実績の1か月分を特勤簿に記載、保管する。そしてその特勤簿を基にその翌月の給与として支給している。

また、月額航空手当については、その月分の手当をその月の給与で支払うことが定められている。

この手続の流れを図にすると次のとおりになる。



第7 特殊勤務手当支給額の個別サンプル検証

ここではサンプル抽出したものについて、特勤条例等によって定められた特殊勤務手当の支給要件及び手続に基づき適正に支給されているかを確認する。

1 サンプルの選定方法

第5章の時間外手当支給のサンプルの対象者44名のうち特殊勤務手当の支給のあるもの23名に対し、特殊勤務手当の支給額の検証を行った。対象期間は時間外手当の場合と同様平成20年2月であり、支給期は平成20年3月分とする。

当該対象者23名の平成20年2月分の特勤簿を入手し検証を行った。

2 平成20年3月支給の検証対象者の特殊勤務手当についての状況

サンプル 番号	所 属	特殊勤務手当の種類別の支給額内訳								支給総額
		犯罪予防・ 捜査手当	警ら手当	犯罪鑑識 手 当	交通捜査 取締手当	死体取扱 手 当	通信指令 手 当	夜間特殊 業務手当	呼出手当	
9	警察本部	2,016								2,016
10	警察本部	672								672
13	警察本部						4,094	6,570		10,664
14	警察本部		4,692					7,300		11,992
16	警察本部	12,544								12,544
17	警察本部	3,920								3,920
18	警察本部			728						728
19	警察本部			168						168
20	警察本部			3,752						3,752
24	警察本部	560			1,490					2,050
25	警察本部				6,656			6,570		13,226
26	警察本部	1,568								1,568
31	警察署	3,248				1,600				4,848
32	警察署		6,052					7,300		13,352
33	警察署		5,100					3,650		8,750
34	警察署				3,410					3,410
35	警察署	3,584				1,600				5,184
36	警察署				4,664					4,664
38	警察署	672				8,000			1,240	9,912
40	警察署		4,896					5,840		10,736
41	警察署		6,800					7,300		14,100
43	警察署		2,992	336	1,302	1,600		5,110		11,340
44	警察署		2,380					5,110		7,490
合 計		28,784	32,912	4,984	17,522	12,800	4,094	54,750	1,240	157,086

3 監査の手続

監査人の監査手続を次に箇条書で記しておく。

- (1) 特勤簿の特殊勤務手当区分の正確性の点検
- (2) 特殊勤務手当の支給要件が特勤条例等に適合しているかの点検
- (3) 特勤簿と時間外勤務の命令簿との整合性の点検
- (4) 一部の職員に対する特殊勤務手当対象作業の内容の聞き取り
- (5) 特殊勤務手当支給額の検算

監査人は、特殊勤務手当の支給は特勤条例等に基づき支給内容が正確であり、支給に係る計算も正確であったことを確認した。

4 意見

特勤簿には、「心身に著しく負担を与える」勤務内容の記載が必要である。

平成18年度の改正によって、犯罪予防・捜査手当などの手当の支給対象作業を「心身に著しく負担を与える」作業に限定した。

検証を行った特勤簿の約半数において、平成18年度改正によって犯罪予防・捜査手当などに加えられた支給要件である「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの」である事象の記載がないものがあった。例えば、「事件捜査」、「情報収集」、「現場聞き込み」だけの記載では、支給要件を満たしているかの判別はできない。この点は、平成18年度改正の意義を理解していない職員がいることと教育研修が徹底されていないことを映し出している。

特殊勤務手当支給対象業務を行ったことの具体的記載がなければ、特殊勤務手当の支給までの手続で支給誤りを生じさせることにつながる。県民に対する説明責任も果たしていないことにもなる。勤務日誌を見なければ特殊勤務手当支給対象業務を行ったことが分からないようでは、特勤簿の意味を失ってしまうし、支給誤りの可能性も大きくなってしまう。

どんなに特殊勤務手当の趣旨にそったすばらしい制度を制定しても、その運用に誤りがあれば、その制度は意味をなさない。平成18年度の改正の趣旨を各職員に徹底するには時間が必要である。具体的にどのような作業が特殊勤務手当の支給対象作業になるのかならないのかを示したマニュアルや手引きなどを作成し、十分に教育を徹底しなければならない。

第7章 鳥取県警察本部の委託料の監査

第1 問題点の所在

委託料の契約事務は、支出の原因となるものであるため、より経済的・効率的な調達・契約を行う必要がある。

過去において様々な入札に関する事件が新聞紙上をにぎわせた。平成14年に「入札談合等関与行為排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）」が制定された。そのため、入札手続についても社会的に注目を集めている点であり、公正かつ透明な手続がなされることが求められている。

平成19年度分の鳥取県警察の委託料は、5億1,104万円である。鳥取県警察の支出総額170億167万円に占める割合は3.0パーセントである。全体の支出に占める委託料の割合としては少ないが、この章では委託料における公共調達、効率性・公正性の視点から適正に行われているかを確認する。

第2 委託形態

委託に係る契約について地方自治法第234条第1項は、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と4つに限定した方法を規定している。鳥取県警察が締結する契約についても、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によって行われている。なお、委託料の契約については、一般競争入札が原則となっている。

1 一般競争入札

一般競争入札とは、契約に関する必要な条件を一般に公告し、不特定多数の業者に参加を求め、入札の方法によって競争をさせて、鳥取県警察が、その中で最低価格入札者と契約を締結するという方法である。

また、参加資格を定めることができるため、参加資格を定め、随時申請を受け付け及び審査して名簿に登録する。

この一般競争入札は、公正性と機会均等性を持っている方法である。しかし、不信用、不誠実な業者が入札に参加すると、公正な競争が妨げられてしまう可能性がある。また、指名競争入札や随意契約による場合と比べ手続が煩雑で、契約まで比較的時間を要する。さらに、契約までの経費がより必要となるという短所もある。

2 指名競争入札

指名競争入札は、鳥取県警察が資力、能力、信用その他適切であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、鳥取県警察がその中で最低価格入札者と契約を締結するという方法である。

この指名競争入札の方法による契約は、一般競争入札と比べ、不信用、不誠実な業者を排除することができるが、特定の者の決定に当たり、それが一部のものに固定化し、偏重する弊害がないとはいえない。また、談合が容易であるというような短所があるといわれている。

3 随意契約

鳥取県警察が行う契約は一般競争入札によることが原則である（地方自治法第234条第2項）。そのため、随意契約は法令の規定によって認められた場合のみ行うことができる。

随意契約とは、鳥取県警察が入札という競争の方法によらないで任意に特定の業者を選択して契約を締結する方法をいう。

この随意契約には2種類あり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号で定められている一定の金額以下のものについて随意契約の方法によることができる場合と、同項第2号から第9号までに定められている契約の性質又は目的により随意契約の方法によることができる場合があ

る。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号で定められている随意契約は、任意に特定の複数業者を選択し、それぞれの業者に見積書を提出させることによって、競争性を持たせ、効率化を図ることもできるものである。

この随意契約の方法は、一般競争入札や指名競争入札に比べ手続が簡略化されている。また、経費の面でもより負担が少なくてすむ。そして、資力、信用、技術、経験等業者の能力等を承知の上で選定することができる。反面、その運用を誤ると業者が固定化し、しかも契約自体が情実に左右され、公正な取引ができなくなるおそれがある。

第3 鳥取県警察の委託料の概要

鳥取県警察に係る委託料の過去4年間の推移を示すと次の表になる。監査対象は鳥取県警察本部執行分の委託料とするが、この表では、委託料の全体像の確認のために鳥取県警察本部分と各署の出納機関執行分の内訳も併せて表示する。

金額単位：千円

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H19年度の主な事業 (警察本部分の支出額 500万円以上)
	決算額	決算額	決算額	決算額	
	警察本部分 出納機関分	警察本部分 出納機関分	警察本部分 出納機関分	警察本部分 出納機関分	
公 安 委員会費	165,980	164,183	151,628	154,759	運転者講習委託料
	165,980	164,183	151,628	154,759	安全運転管理者講習委託料
	0	0	0	0	高齢者講習委託料
警察本部費	98,740	54,119	73,848	54,250	鳥取県警察学校等給食費
	98,635	54,001	73,740	54,157	
	105	118	109	93	
警察施設費	122,572	106,062	150,850	91,252	警察本部庁舎保守管理委託業務
	80,553	65,320	113,543	52,160	警察本部庁舎清掃委託業務
	42,019	40,742	37,307	39,092	警察本部自動制御装置保守点検委託
運転免許費	30,754	29,857	35,302	28,541	免許更新通知業務委託料
	30,754	29,857	35,302	28,541	仮運転免許試験業務委託
	0	0	0	0	
一般警察 活動費	0	0	0	2,121	大型一種運転免許取得教習委託料
	0	0	0	2,121	
	0	0	0	0	
刑事警察費	42,820	10,533	13,805	10,273	責任者講習委託料
	42,820	10,533	13,805	10,273	
	0	0	0	0	
交通指導 取締費	170,934	153,959	174,862	166,915	発信地表示システムの提供に関する業務委託料
	170,934	153,959	174,862	160,450	道路交通情報提供業務委託料
	0	0	0	6,465	道路使用許可に関する調査業務委託料 パーキングチケット発給設備管理業務及び発給手数料収納業務委託料 鳥取県警察新通信指令・総合指

					揮システムソフトウェア改修業務委託料 交通信号機保守委託業務 警察本部交通制御システム保守委託業務
装備費	0	118,184	12,381	1,851	
	0	118,184	12,381	1,851	
	0	0	0	0	
文書費	0	0	1,575	1,080	
	0	0	1,575	1,080	
	0	0	0	0	
合計	631,800	636,897	614,251	511,042	
	589,676	596,037	576,836	465,392	
	42,124	40,859	37,416	45,650	

鳥取県警察の委託料の支出額は約5億円から約6億円の規模となっている。その中でも半分程度を道路標識・表示、信号機、自動車運転免許等の交通安全に関わる費用が占めている。

平成16年度から平成19年度の間における特記すべき事項に、次のものがある。

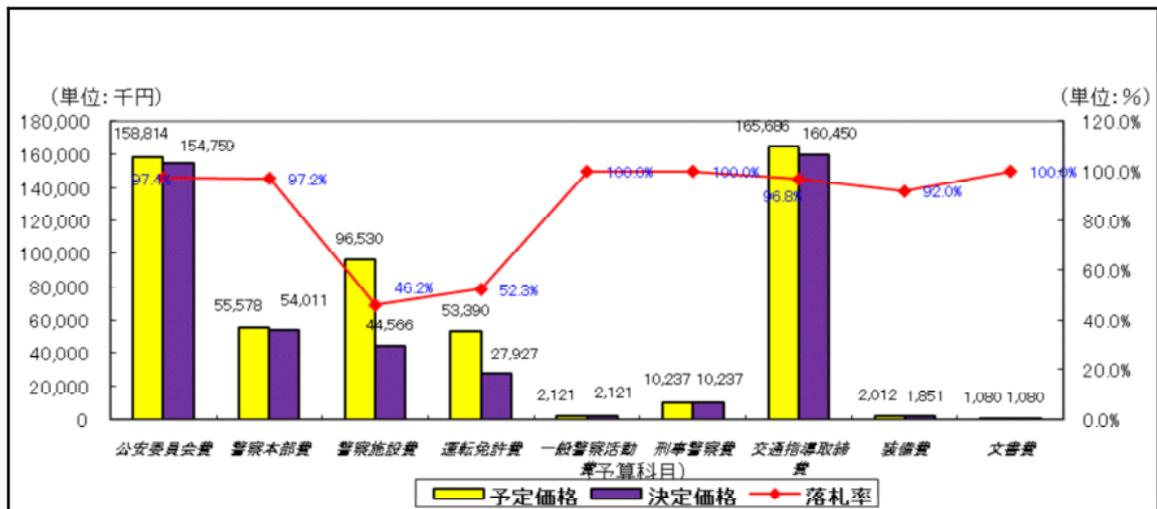
- 平成18年度「警察施設費」新運転試験場設計等に係る委託料の合計 5,145万円
- 平成16年度「刑事警察費」地域安全パトロール業務委託 3,208万円
- 平成17年度「装備費」鳥取県警察ヘリコプター機体・エンジン4,800時間特別整備委託 1億1,761万円
- 平成18年度「装備費」鳥取県ヘリコプター機体5,400時間特別整備委託 1,100万円

第4 委託料の予定価格・決定価格・落札率の分析

ここでは、平成19年度の鳥取県警察本部支出分全体のうちで、20万円以上の委託契約の予定価格と決定価格の科目別の総額をグラフにした。

まず、委託契約の全体を示す。そして、それぞれの入札形態における割合及び一般競争入札、指名競争入札並びに随意契約の落札率等を確認する。

1 20万円以上の委託料の落札率の全体の状況

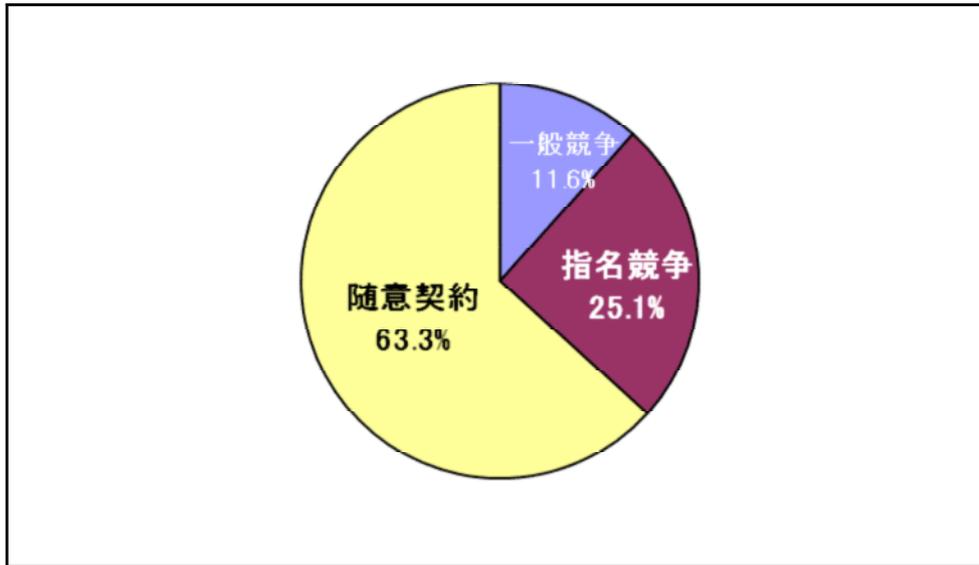


例えば公安委員会費については、委託契約の予定価格の総額が1億5,981万円であるのに対し、委託契約の決定価格の総額が1億5,476万円であることを棒グラフが示している。その予定価格に対して、落札率による決定価格の占める割合の落札率を折れ線グラフで示している。

このグラフから警察施設費、運転免許費は、低い落札率に抑えていることが読み取れるが、それに対し

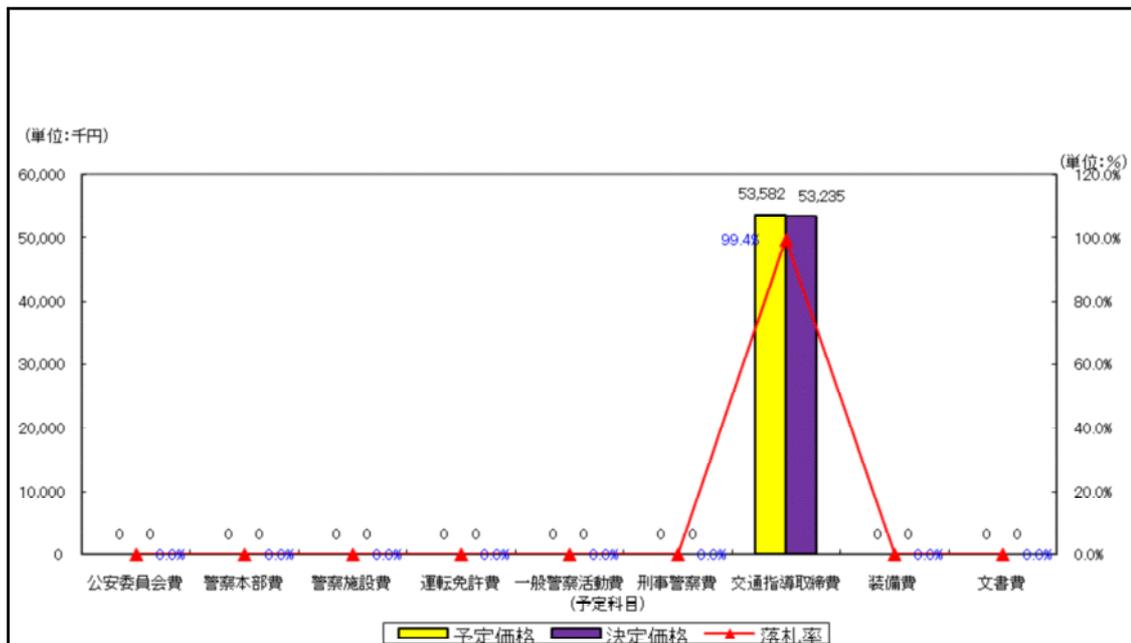
て、公安委員会費、警察本部費、交通指導取締費などは落札率が95パーセントを超えている。

2 入札形態別の割合



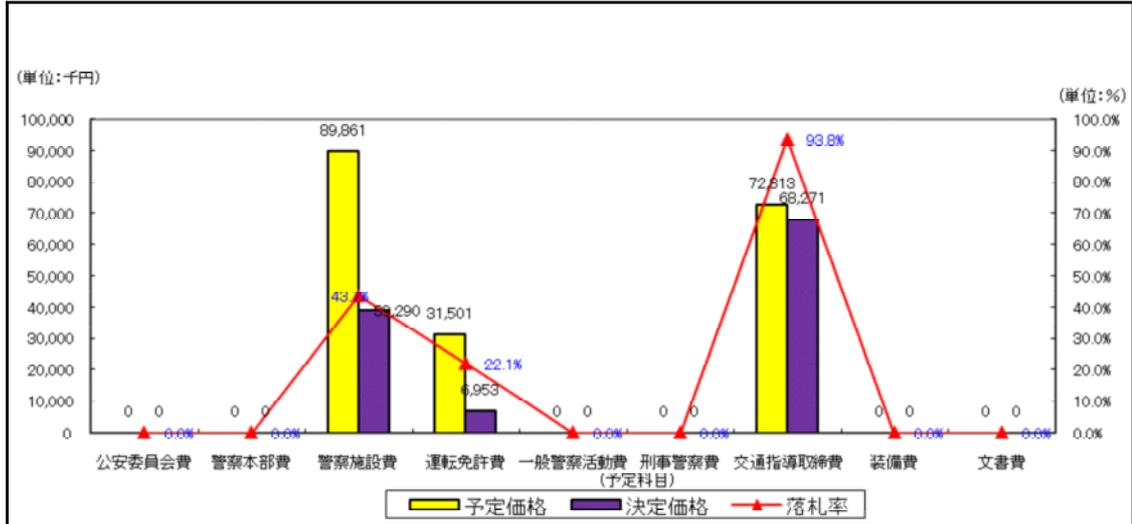
それぞれの契約金額は、一般競争入札は5,324万円、指名競争入札は1億1,451万円、随意契約は2億8,925万円である。上図は、随意契約が60パーセント以上と委託料全体のうち大きな割合を占めていることを示している。

3 一般競争入札の落札率等



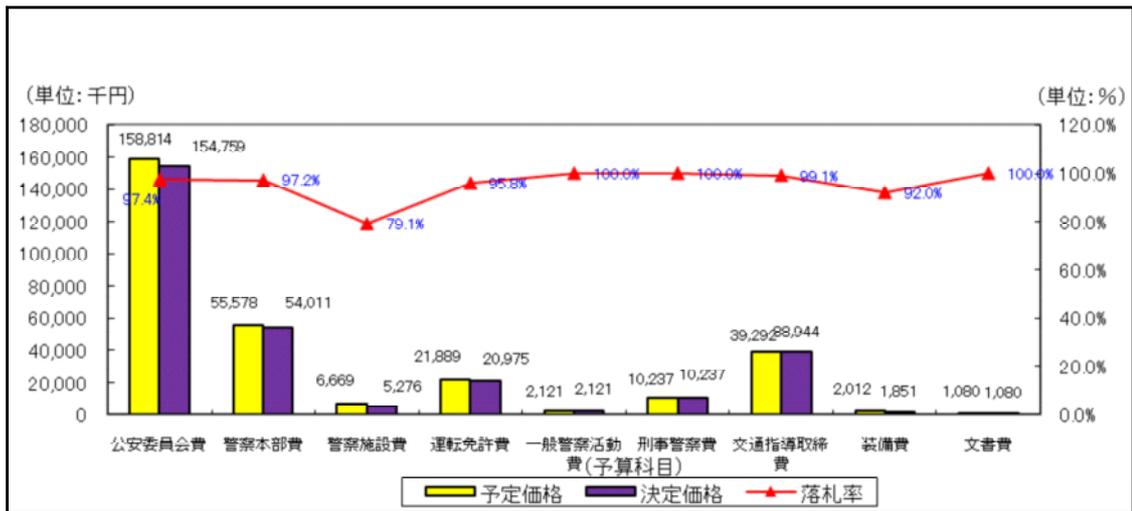
一般競争入札の対象委託は鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務の1件のみであった。

4 指名競争入札の落札率等



指名競争入札については、1のグラフで確認したことと同様に、警察施設費及び運転免許費は、競争原理が働いており、低い落札率に抑えられて効率的に調達が行えている。これに対して、交通指導取締費は93.8パーセントと高い落札率となっている。

5 随意契約の落札率等



警察施設費に関しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号で定められている少額の随意契約が多くある。そのため、競争入札に準ずる方式をとっているものや、複数の業者から見積書を取り寄せ、委託契約に関して経済的効率化を図っている。その結果が、警察施設費の79.1パーセントという落札率になっている。鳥取県警察が努力をしている姿がみえてくる。

また、合理的な根拠がなく意図的に契約を分割することにより予定価格を低く見積もっているような契約は存在しなかった。

第5 支出金額1,000万円以上の委託契約

ここでの監査対象は、1,000万円以上の委託契約である。ただし、委託契約の相手先が公益法人等であるものは次節以降の監査対象としている。

1 予定価格・契約金額等

まず、契約金額が1,000万円以上である7件の委託契約について、予定価格、契約金額等の内容を次に示した。

金額単位:円、消費税込

サンプル番号	契約形態	科目	委託料の名称	委託契約の相手先	予定価格	契約金額	落札率

							(%)
1	一般競争入札	交通指導取締費	鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務	住友電工システムソリューション株式会社	53,581,500	53,235,000	99.4
2	指名競争入札	警察施設費	警察本部庁舎保守管理委託業務(3年契約)	鳥取ビルクリーナー株式会社	31,592,610	31,185,000	98.7
3	指名競争入札	警察施設費	警察本部庁舎清掃委託業務(3年契約)	鳥取ビルクリーナー株式会社	26,189,100	25,704,000	98.1
4	指名競争入札	交通指導取締費	交通信号機保守業務(鳥取、郡家、智頭、浜村、警察署管内の信号機)	有限会社濱野電波サービス	18,309,900	18,259,500	99.7
5	指名競争入札	交通指導取締費	交通信号機保守業務(倉吉、八橋警察署管内の信号機)	株式会社エナテクス	12,308,100	10,500,000	85.3
6	指名競争入札	交通指導取締費	交通信号機保守業務(米子、境港、黒坂警察署管内の信号機)	エレックス株式会社	21,368,550	21,000,000	98.2
7	随意契約	交通指導取締費	発信地表示システムの提供に関する業務委託料	西日本電信電話株式会社鳥取支店	13,744,332	13,744,332	100

7件のうち、一般競争入札が1件、指名競争入札が5件、随意契約が1件であった。

まず、競争入札の方式をとっているものにあっても、サンプル5を除けば、落札率がすべて98パーセント以上と高くなっている。この点に着目して、以下、入札状況の確認を行っていく。次に、随意契約の方法に至った理由を確認する。

2 一般競争入札・指名競争入札の入札状況

監査対象とした契約は、業者間の競争原理が働くはずの競争入札の方式をとっている。しかし、落札率がすべて98パーセント以上と高くなっている。そこで競争入札の方式による6件について、入札状況を確認する。

金額単位：円、消費税込

サンプル番号	委託料の名称	予定価格	落札価格	1回目入札	2回目入札	入札業者
1	鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務	53,581,500	53,235,000			住友電工システムソリューション株式会社
				53,235,000		住友電工システムソリューション株式会社
2	警察本部庁舎保守管理委託業務(3年契約)	31,592,610	31,185,000			鳥取ビルクリーナー株式会社

				辞退		A社
				42,000,000		B社
				37,800,000		C社
				辞退		D社
				44,793,000		E社
				45,972,000		F社
				失格		G社
				31,185,000		鳥取ビルクリーナー株式会社
				41,958,000		H社
3	警察本部庁舎清掃委託業務(3年契約)	26,189,100	25,704,000			鳥取ビルクリーナー株式会社
				33,264,000		A社
				27,405,000		B社
				30,240,000		C社
				辞退		D社
				30,240,000		E社
				34,020,000		F社
				28,350,000		G社
				25,704,000		鳥取ビルクリーナー株式会社
				28,917,000		H社
4	交通信号機保守業務(鳥取、郡家、智頭、浜村、警察署管内の信号機)	18,309,900	18,259,500			有限会社濱野電波サービス
				19,110,000		I社
				18,774,000		J社
				辞退		K社
				辞退		L社
				18,480,000		M社
				18,900,000		N社
				19,530,000		O社
				18,259,500		有限会社濱野電波サービス
				19,477,500		P社
				18,900,000		Q社
5	交通信号機保守業務(倉吉、八橋警察署管内の信号機)	12,308,100	10,500,000			株式会社エナテクス
				辞退		R社
				辞退		S社
				10,500,000		株式会社エナテクス
				13,545,000		T社
				13,125,000		U社
				13,007,400		V社

				11,340,000		W社
6	交通信号機保守業務(米子、境港、黒坂警察署管内の信号機)	21,368,550	21,000,000			エレックス株式会社
				22,050,000	21,210,000	Z社
				22,050,000	21,157,500	Y社
				22,050,000	21,210,000	Z社
				22,785,000	辞退	a社
				22,890,000	辞退	b社
				22,050,000	21,105,000	c社
				22,155,000	21,157,500	d社
				21,420,000	21,000,000	エレックス株式会社

サンプル1は一般競争入札ながら、1社しか入札がない。また、サンプル2以降は指名競争入札である。

サンプル2は落札業者である鳥取ビルクリーナー株式会社と次に低い価格の入札をしたC社との入札価格を比較すると鳥取ビルクリーナー株式会社の入札価格はC社と比べ、82.4パーセントと低い価格で入札していることから、鳥取ビルクリーナー株式会社が他社と比べ思い切った低価格を示したといえる。

これらの落札状況には特に不可解なものはない。そこで次において、過去の予定価格、落札価格及び委託契約の相手先等の検証を行う。

(1) サンプル1「鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務」は、1社入札が継続している

まずサンプル1については、一般競争入札となっているが、入札業者は1社のみであった。このシステム自体は住友電気システムソリューション株式会社が開発したものであり、同社しか保守委託を受注できない現状がある。この契約の平成16年度からの相手方、予定価格、落札価格等は次のとおりとなる。

金額単位：円、消費税込

契約年度	委託契約の相手方	予定価格	落札価格	契約形態	落札率
平成16年度	住友電気工業株式会社	44,383,500	42,735,000	指名競争入札	96.3%
平成17年度	住友電気フィールドシステム株式会社	53,064,000	53,025,000	一般競争入札	99.9%
平成18年度	住友電気システムソリューション株式会社	53,308,500	53,235,000	一般競争入札	99.9%
平成19年度	住友電気システムソリューション株式会社	53,581,500	53,235,000	一般競争入札	99.4%

(注) 委託名の相手方は平成17年度と平成16年度は異なるが、住友電気工業株式会社は住友電気システムソリューション株式会社の親会社であり、住友電気フィールドシステム株式会社は関連会社である。関連会社内部での合併・営業譲渡等による業者の変更であり、すべての契約が同一業者となされているとみなすことができる。

鳥取県警察が導入している交通管制システムは、車両感知器等で収集した交通量や走行速度等のデータを分析し、その分析結果に基づき信号機の制御や交通情報の提供を行うことにより、交通の流れを円滑にするものである。

鳥取県の交通管制システムは、昭和54年4月に開発されたものであり、このシステムの毎年の保守委託を住友電気システムソリューション株式会社系列の会社が競争入札という形をとりながら受託し続けている。

平成17年度の委託料の金額が前年比1,029万円増加している。これは、平成16年2月に警察本部庁舎の新築に伴い、同システムを現行の新システムに更新を行ったためである。その後の委託料は車両感知

器等の設置エリアの拡大により微増しながら推移している。

鳥取県警察による、平成19年度の同システム保守委託契約の予定価格の積算の主な内訳は、業務原価4,253万円（直接人件費3,796万円を含む）、一般管理費850万円（業務原価に所定の一般管理費率を乗じた額）及び消費税額255万円である。

直接人件費は、同システムの装置別の点検回数と所要時間を元に年間総点検時間数を計算し、その時間数に技術員別の時間単価を乗じて積算している。このほかの経費も詳細に積算している。この委託料の積算は、適切に行われていると判断した。

県内の交通管制システムは、交通制御の基幹をなすものであり、システムの保守業務は不可欠である。システムを保守管理するためには、システム開発にかかわった事業者しか知りえないシステム固有のノウハウを公開しない限り、他業者が入札に参加することは事実上不可能である。それゆえに、同社系列の会社への委託が続いているのである。

(2) 交通信号機保守業務等の委託先の固定化

その他の委託契約についてもサンプル1の「鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務」と同様に検証していく。

金額単位：円、消費税込

サンプル番号	契約年度	委託契約の相手方	予定価格	落札価格	契約形態	落札率
2	平成15年度 (3年契約) (注)	鳥取ビルクリーナー株式会社	74,733,000	31,500,000	一般競争入札	42.2%
	平成19年度 (3年契約)	鳥取ビルクリーナー株式会社	31,592,610	31,185,000	指名競争入札	98.7%
3	平成15年度 (3年契約) (注)	鳥取ビルクリーナー株式会社	38,982,392	27,132,000	一般競争入札	69.6%
	平成19年度 (3年契約)	鳥取ビルクリーナー株式会社	26,189,100	25,704,000	指名競争入札	98.1%
4	平成16年度	有限会社濱野電波サービス	18,318,300	17,535,000	指名競争入札	95.7%
	平成17年度	有限会社濱野電波サービス	18,039,000	17,325,000	指名競争入札	96.0%
	平成18年度	有限会社濱野電波サービス	18,095,700	17,850,000	指名競争入札	98.6%
	平成19年度	有限会社濱野電波サービス	18,309,900	18,259,500	指名競争入札	99.7%
5	平成16年度	有限会社濱野電波サービス	11,383,050	10,290,000	指名競争入札	90.4%
	平成17年度	有限会社濱野電波サービス	12,106,500	10,710,000	指名競争入札	88.5%
	平成18年度	有限会社濱野電波サービス	12,159,000	11,025,000	指名競争入札	90.7%
	平成19年度	株式会社エナテクス	12,308,100	10,500,000	指名競争入札	85.3%
6	平成16年度	エレックス株式会社	22,011,150	21,840,000	指名競争入札	99.2%
	平成17年度	エレックス株式会社	21,155,400	20,790,000	指名競争入札	98.3%
	平成18年度	エレックス株式会社	21,199,500	21,105,000	指名競争入札	99.6%

	平成19年度	エレックス株式会社	21,368,550	21,000,000	指名競争入札	98.3%
--	--------	-----------	------------	------------	--------	-------

(注) サンプル2については、契約期間が平成15年12月1日～平成19年3月31日(3年4月間)である。また、サンプル3については、契約期間が平成16年2月2日～平成19年3月31日(3年1月28日間)である。

サンプル1から6の契約については、一般競争入札や指名競争入札による入札を実施しているものの、落札者がおおむね特定の業者に偏っている。そして、サンプル5の場合を除き、落札率は95パーセント以上であり、その中には100パーセントの落札率に近いものも存在する。

これら6件とも毎年ほぼ同様の契約を行っている。よって、予定価格が入札業者にとって予測できていたと思われる。

サンプル2、3の「警察本部庁舎保守管理委託業務」、「警察本部庁舎清掃委託業務」については、鳥取県警察本部の新庁舎が平成15年12月19日完成、平成16年1月15日引渡、同年2月23日使用開始している。それぞれ3年契約で契約が結ばれているため、現在まで同一の契約実績は2度しかない状況ではあるが、ともに同じ業者が落札している。

また、サンプル2、3の平成15年度における最初の契約は、それぞれ落札率が、42.2パーセント、69.6パーセントと低い落札率によって契約が結ばれている。しかし、平成19年度の契約では、それぞれ落札率が98.7パーセント、98.1パーセントと高い落札率となっている。

サンプル2の平成15年度の契約は、新しい契約ということもあり、予定価格の積算自体が高すぎることも低い落札率になったことに影響している。

また、サンプル4から6の「交通信号機保守業務」については、それぞれ契約の相手方が固定化されていることが読み取れる。しかし、サンプル5の「交通信号機保守業務(倉吉、八橋警察署管内の信号機)」については、他のサンプルと異なった特徴を持っており、過年度においてもサンプル4、6と比べて低い落札率であった。そして平成19年度において、従来と別の業者が落札したことによって、落札率が85.3パーセントと従来の結果から3から5ポイントの下落になった。

3 意見

(1) 交通管制システム保守委託業務について

サンプル1の事例のように、システムの開発業者が同システムのノウハウを独占しているような場合であっても、そのシステムの使用者は鳥取県警察である。システム固有の専門情報やノウハウを、県警察が保有・管理し、その情報公開を行うことにより、他の事業者の入札参加への門戸を開く必要がある。

「名ばかり」競争入札ではなく、真の競争入札に移行することが求められる。

(2) 交通信号機保守業務について

交通信号機は、道路交通の秩序を維持するための重要設備である。この委託契約は、管轄内の全ての交通信号機の定期点検、修理、電球の取替え等が業務内容となっている。鳥取県警察は、県内を東・中・西部と3つに区分して信号機保守の委託契約を行っている。信号機の故障への即応体制を第一に考えて地域を分け、また、委託料に含まれる車両経費を削減するために地元業者を指名している。

平成19年度は中部地区の委託業者に変更があったが、平成16年度から19年度の東部・西部地区の委託業者は同一業者が続いていることが分かる。また、落札率は高水準が続いている。落札業者の固定化と落札率の高さは、何を物語るのであろうか。

平成19年度の東部地区の入札状況を見ると、落札業者以外の7事業者全部が県の予定価格を上回る価格を提示している。予定価格以下の業者は、落札した1社だけであった。

中部地区の入札状況を見ると、県の予定価格以下を提示したのは2事業者であった。そのうち1事業者は平成16年度から18年度までの委託業者であったが、その事業者以下の価格を提示した業者が落札した。

西部地区の入札状況を見ると、1回目の入札ではすべての業者が県の予定価格以上の提示をした。そして2回目の入札で、平成16年度から18年度までの委託事業者が落札する結果となった。

中部地区の平成19年度信号機保守委託業務を落札した業者は、過去の委託料金額にとらわれない価格を提示することによって落札することができた。落札率は85パーセント。低価格入札ではないが、中部地区の281機の信号機の保守点検に24時間臨む対価として消費税込み金額で1,050万円が採算性のある金額であるかは落札業者の問題である。

県の予定価格1,230万円のうち書類作成を含む直接人件費は595万円である。技術者1名の年間給与・賞与及び法定福利費に相当する金額とっている。そのほか電球等の材料費126万円、車両経費132万円が主な経費である。実際の積算は、信号機の種類ごとの標準点検時間の総時間数に人件費単価(1時間1,950円)を乗じた金額を積み上げて人件費を算定している。競争性を喚起する競争入札は、市場原理にかなった方法である。その落札価格のなかで採算を合わせるの業者の責任となる。

しかし、サンプル4及び6の契約については、契約の相手先が固定化され、高い落札率が続いていることをみると、発注単位の見直し、業者指名の方法等の改善又は報告義務等を契約業者に課すことにより契約に係る業務の再委託状況等の監視を行う必要がある。

4 随意契約の根拠

公共調達を行う場合、競争性のある競争入札の契約方式をとることを原則としているが、任意に特定の業者を選択して契約を行う場合がある。この場合には、競争性が働かないため法令等その他特段の根拠が必要である。

次の委託業務の随意契約の理由を確認する。

サンプル番号	委託料の名称	委託契約の相手先	随意契約の内容と理由
7	発信地表示システムの提供に関する業務委託料	西日本電信電話株式会社鳥取支店	<p>警察用緊急通報用電話に関する生命、身体、自由又は財産に差し迫った危険からの回避の観点から発信地を自動的に表示するシステムの提供に関する委託である。</p> <p>随意契約の理由は、発信地表示システムの提供に関する業務については、西日本電信電話株式会社のデータベースの提供を受けるものであり、データは西日本電信電話株式会社が電気通信業務を遂行する範囲で保有しているものであるため、他の業者では当該業務は行えないためである。</p>

鳥取県警察が行う契約は、あくまで競争入札による方法が原則であり、随意契約による方法は例外的な契約方法である。

さらに今日の行政手続は、透明性・公正性の確保が強く求められているため、随意契約の選択は厳格に行い、かつ、慎重を期す必要がある。

よって随意契約を行う場合は、随意契約に拠った理由及び相手方の選定の判断過程は適正かどうかという視点はもちろんのこと、委託の必要性・有用性を検証する必要がある。

この随意契約は、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、契約の性質又は目的が競争入札の方式によることが適さないため、競争入札の方法ではなく、随意契約の方法によって行われている。

この契約は110番通報等に係る発信地を自動表示するシステムの通信指令業務における有用性及び西日本電信電話株式会社の保有するデータベースの提供が不可欠であることも理解できた。

第6 公益法人等に対する委託料

鳥取県警察が行う委託契約は入札によることが原則である。しかし、法令等を根拠として公益法人等と随意契約を結ばなければならないものも存在する。

このように契約の相手方が法令等の規定によって関係公益法人等に特定されているものについては、警察退職者が役員を務めているなど鳥取県警察との関係も密であり、契約金額の算定が合理的に行われているか検証すべき余地がある。

よってここでは、 随意契約に至った理由及び相手方の選定の判断過程は適正か、 契約金額は合理的な算定に基づいているか、 随意契約の内容について透明性は確保されているか等の視点から監査を行う。

1 公益法人等との委託契約の一覧

鳥取県警察が行っている公益法人等との委託契約（契約金額20万円以上）の一覧を委託契約の相手方ごとに示すと次のものである。

金額単位:円、消費税込

サンプル番号	委託契約の相手先	科目	委託料の名称	予定価格	契約金額 (精算があるものは精算金額を表示)
8	財団法人鳥取県交通安全協会	公安委員会費	運転者講習委託料	90,120,000	90,120,000 4,010,710
9	財団法人鳥取県交通安全協会	警察本部費	自動車保安場所証明現地調査事務委託料	(注1)	30,598,668
10	財団法人鳥取県交通安全協会	警察本部費	自動車保管場所データ入力業務委託料	(注1)	5,109,312
11	財団法人鳥取県交通安全協会	運転免許費	免許更新通知業務委託料	(注1)	7,014,930
12	財団法人鳥取県交通安全協会	交通指導取締費	道路使用許可に関する調査業務委託料	5,527,000	5,527,000 44,369
13	財団法人鳥取県交通安全協会	交通指導取締費	パーキングチケット発給施設管理業務及び発給手数料収納業務委託料	6,791,000	6,791,000 119,663
小計					140,986,168
14	財団法人暴力追放鳥取県民会議	刑事警察費	責任者講習委託料	5,939,000	5,939,000 0
小計					5,939,000
15	財団法人日本道路交通情報センター	交通指導取締費	道路交通情報提供業務委託料	9,145,000	9,145,000
小計					9,145,000
16	鳥取県安全運転運行管理者協議会連合会	公安委員会費	安全運転管理者講習委託料	5,523,000	5,523,000 43,962
小計					5,479,038
17	社団法人鳥取県指定自動車学校協会	公安委員会費	指定自動車教習所職員に対する講習委託料	1,529,000	1,529,000 0
18	社団法人鳥取県指定自動車学校協会	公安委員会費	高齢者講習通知業務委託料	(注1)	2,998,320
小計					4,527,320
19	指定自動車学校9校	公安委員会費	原付講習委託料	(注1)	1,805,700
20	指定自動車学校9校	公安委員会費	取得時講習委託料	(注1)	2,094,900

21	指定自動車学校 9校	公安委 員会費	高齢者講習業務委託料	(注1)	54,245,700
22	指定自動車学校 9校	運転免許費	仮運転免許試験業務委託料	(注1)	7,271,750
小計					63,612,350
23	社団法人鳥取県 防犯連合会	公安委 員会費	風俗営業管理者講習委託料	497,000	497,000 423
小計					496,577
24	財団法人鳥取県 情報センター	警察本部費	人事給与資料作成委託料	347,550	347,550
25	財団法人鳥取県 情報センター	警察本部費	職員情報総合管理システム基本設計作業業務委託料	3,781,701	3,746,295 1,943,865 (注2)
小計					2,149,980
合計					232,335,433

(注1) 単価契約のため実際に行った件数に対する金額を支出している。

(注2) サンプル25の(マイナス)は、精算による返金ではなく、財政当局から事業内容の見直しを求められたことから、本事業要求を一時中断し、委託期間中の基本設計作業も途中で打ち切ったことに伴い、本業務委託の変更契約による返金額である。

鳥取県警察の関係公益法人等に対する随意契約による委託料の支払は、約2億3千万円である。そのうち、鳥取県交通安全協会に対する委託料が約1億4千万円であり、関係公益法人等に対する随意契約全体の約6割を占めている。また、指定自動車学校9校に対する委託料が約6千万円あり、全体の3割弱となるが、9校に対しての契約であるため、1校当たりの委託金額は相対的に大きいものとはなくなる。

サンプル25の事業は、平成18年10月の人事委員会から受けた「より客観的なデータに基づく勤務時間管理を行うためにもICカード職員証を導入し、実効性のある勤務管理を行う」という勧告に基づき行われたものである。しかし、警察職員の勤務は不規則・複雑であり、システム本体の事業全体費用の見積りは運用費も含め5年間で約5億円必要であることが判明した。警察の要求を満たすシステム開発を行うためには、トータルで約5億円と膨大な金額を要するのである。平成20年度の予算要求を行った結果、費用対効果等を検討する必要がある等の理由により、ゼロ査定となったのである。そのため、この基本設計作業も打ち切られる結果となった。

2 情報システム関連投資に対する提言

情報システムの導入にあたっては、そのシステムを設計開発した業者が自動的に保守業務を行う場合が多くなる。システムを運用している期間はその設計開発業者と保守委託業務やシステム更新の委託業務の随意契約を続ける結果となる。競争原理を持たない随意契約の方法を避けるため、保守業務を他の業者でもできるように設計開発し、仕様の公開をする必要がある。

つまり費用対効果の面から、導入するシステム費用を検討する上で、調達・設計してから運用・廃棄するまで全期間を考えた生涯費用を計算する必要がある。生涯費用は、費用対効果を測定する上でも重要な基礎となり、初期設計費用と運用するための人件費、保守費用、改修・更新費用などの運用費用から構成される。この生涯費用の低減を図るには、企画・計画段階から全費用を総合的に積み上げ計算することが必要である。たとえ低価格で調達・設計することができたとしても、生涯費用を考慮しないと、総合的に見て高い費用になるからである。

この意味でも、システム関係保守委託契約に競争性を持たせることが可能な形でシステム関連投資に向かうべきである。

このような情報システム設計者との随意契約による保守委託業務は、16件、2,862万円ある。これに1社入札である交通管制システム保守委託のサンプル1を合わせると8,185万円となる。

これらの契約のうち予定価格と契約価格が同額となるものは12件もある。16件全体の予定価格が、8,239万円となり、全体の落札率は、99.3パーセントと高い。

情報システム関連投資を行う場合には、その後の保守委託契約の入札に競争性を持たせることができるようにしなければならない。システム固有の専門情報やノウハウを鳥取県警察が保有管理し、その情報等の開示を行うことにより、他の事業者の入札参加への門戸を開く必要がある。

3 公益法人等に対する随意契約に至った理由

次に、契約の相手方の選定の判断過程は適正に行われていたかどうかという点も含めて公益法人等に対して随意契約を行う根拠を契約の金額500万円以上のものについて確認しておく。

サンプル番号	委託契約の相手先	委託料の名称	随意契約の内容と理由
8	財団法人鳥取県交通安全協会	運転者講習委託料	<p>運転免許の行政処分いわゆる免許停止を受けたものに対する講習、運転免許証の更新時に行う講習及び軽微な違反者講習を、財団法人鳥取県交通安全協会へ委託するものである。</p> <p>随意契約の理由は、道路交通法等の規定による団体は、財団法人鳥取県交通安全協会1団体だけであり、また、協会の目的等からも適当である。</p>
9	財団法人鳥取県交通安全協会	自動車保管場所証明現地調査事務委託料	<p>自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく、警察署長が行う自動車の保管場所証明に係る現地調査業務を財団法人交通安全協会に委託するものである。</p> <p>随意契約の理由は、公的団体で警察署間にまたがる不正申請事案を防止し、全県下を調査できる能力を有する公益法人であり、他に同等または同等以上の能力、適正を有する団体の存在を認めるところ、過去の実績等から委託するのに適当である。</p>
10	財団法人鳥取県交通安全協会	自動車保管場所データ入力業務委託料	<p>自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令に基づき、警察署長が行う自家自動車の保管場所証明に係るデータ入力業務を、財団法人鳥取県交通安全協会に委託する。</p> <p>随意契約の理由は、公的団体で、本業務を行うため必要な組織及び能力を有し、警察署長が指導監督できる唯一の団体であり、過去の他委託業務の実績等から委託するのに適当である。</p>
11	財団法人鳥取県交通安全協会	免許更新通知業務委託料	<p>道路交通法に定める免許の更新の申請に係る事務の円滑な実施を図るための必要事項を記載した書面を送付する業務を委託するものである。</p> <p>随意契約の理由は、道路交通法等に規定する条件で、公安委員会に認められているのは、財団法人鳥取県交通安全協会のみである。</p>
12	財団法人鳥取県交通安全協会	道路使用許可に関する調査業務委託料	<p>道路交通法に定める道路使用許可に関し、道路使用許可に関する調査を財団法人鳥取県交通安全協会に委託するものである。</p> <p>随意契約の理由は、本調査を行うため必要な組織及び能力を有する団体であり、道路交通法に定める団体である。</p>

13	財団法人鳥取県交通安全協会	パーキングチケット発給施設管理業務及び発給手数料収納業務委託料	鳥取県公安委員会が設置するパーキングチケット発給施設について、道路交通法に基づくパーキングチケット発給施設の管理業務及び地方自治法施行令の規定に基づく作動手数料収納事務を、財団法人鳥取県交通安全協会に委託するものである。 随意契約の理由は、道路交通法等による指定が当協会だけであり、過去の実績からも適当である。
14	財団法人暴力追放鳥取県民会議	責任者講習委託料	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法の規定により、鳥取県公安委員会が行う講習に関する事務を財団法人暴力追放鳥取県民会議に委託するものである。 随意契約の理由は、本講習を行うため必要な組織及び能力を有する団体であり、同法に定める団体である。
15	財団法人日本道路交通情報センター	道路交通情報提供業務委託料	鳥取県公安委員会が行う車両の運転者に対する道路交通情報業務を、道路交通法により財団法人日本道路交通情報センターに委託するものである。 随意契約の理由は、道路交通法施行規則により鳥取県公安委員会が認める唯一の団体である。
16	鳥取県安全運転運行管理者協議会連合会	安全運転管理者講習委託料	道路交通法の規定に係る安全運転管理者に対する講習を同法により、鳥取県安全運転運行管理者協議会連合会へ委託するものである。 随意契約の理由は、同法等による認定団体であり、本連合会の主旨からも妥当である。
19	指定自動車学校9校	高齢者講習業務委託料	道路交通法の規定により鳥取県公安委員会が行う高齢者講習を、同法によりの指定自動車学校に委託するものである。 随意契約の理由は、道路交通法施行規則に定める、本講習を行うため必要な組織及び能力を有する団体であり、公安委員会に認められているのは、県下の各指定自動車教習所のみである。
22	指定自動車学校9校	仮運転免許試験業務委託料	道路交通法の規定により鳥取県公安委員会が行う業務を、同法により指定自動車学校に委託するものである。 随意契約の理由は、道路交通法に定める本業務を行うため必要な組織及び能力を有する団体として、公安委員会に認められているのは、県下の各指定自動車学校教習所のみである。

これらの契約は、地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定により、契約の性質又は目的が競争入札の方法が適さないものであるため、公益法人等と随意契約を締結したものである。これら公益法人等に対する随意契約について、契約が法令等に基づいて行われていることを検証した。結果、法令等に準拠していないと認められるものはなかった。

ここで特記すべき点は、サンプル9、11、13、16及び18が平成20年度から競争入札の方式に移行したことである。

サンプル16の委託契約は、鳥取県安全運転運行管理者協議会連合会だけが入札に参加した。3回の入札

を行ったが落札不調となり、随意契約に移行した。サンプル9、11、18に関しては、それぞれ平成19年度と同じ相手先のみを入札の参加で、そのまま同じ相手先が落札に至っている。特に、サンプル13については、結果的に平成19年度と同じ財団法人鳥取県交通安全協会が落札したが、他に民間業者1社が入札に参加していた。

4 競争入札の方式への移行に関する意見

たとえ入札業者が現行の契約先の1者入札であっても、競争入札の方式に移行したことは評価に値する。競争入札の方式へ移行すれば、随意契約の場合より緊張感を持った見積りがなされてくる。特に、サンプル13について、民間業者が入札に参加してきたことは、大きな前進であった。

しかしながら、「データ入力業務」や「通知業務」などの契約の性質や目的から公益法人以外への外部委託が可能であると認められるものが存在している。今後も可能なものについては、引き続き競争入札の方法への移行を検討すべきである。

あくまで委託料の契約は、原則として競争入札の方式によらなければならないため、今まで随意契約を行っているから本年度も随意契約により契約するのではなく、全ての契約の見直しを絶えず行っていかなければならない。

5 受取行政手数料等と支払委託料との関係

公益法人等に対する委託事業のほとんどが、行政事務の代行を委託しているものであり、鳥取県警察は、行政事務の対価として行政手数料を収入している。

また、パーキングチケット事業においては、パーキングチケットの発券収入がある。

そこで、委託契約料が手数料収入割れをしていないかという視点から、設定委託料の問題性の検討を行う。あわせて収入の面から、鳥取県の行政手数料単価と中国5県の手数料を比較する。

ここで確認するものは、委託料の金額が500万円以上の契約に限定している。

(1) 平成19年度行政手数料単価

区 分		手数料単価 (鳥取県)	島根県	山口県	広島県	岡山県
A. 「8」運転者講習委託料・「11」免許更新通知業務委託料						
更新時講習	優良運転者	700	700	700	700	700
	一般運転者	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	初回更新者	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	違反運転者	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
行政処分者講習	行政処分(長期)	27,600	27,600	27,600	27,600	27,600
	行政処分(中期)	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000
	行政処分(短期)	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
違反者講習	違反者(社会参加活動無)	13,400	13,400	13,400	13,400	13,400
	違反者(社会参加活動有)	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400
	違反者講習通知手数料	850	850	850	850	850
B. 「18」高齢者講習通知業務委託料・「21」高齢者講習業務委託料						
高齢者講習	高齢者講習(小特のみを除く)	6,150	6,150	6,150	6,150	6,150
	高齢者講習(小特のみ)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	チャレンジテスト	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750
	特定任意高齢者講習(簡易)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
C. 「12」道路使用許可に関する調査業務委託料						
鳥取署・米子署	道路使用許可手数料	2,300	2,200	2,100	2,400	2,300
D. 「9」自動車保管場所証明現地調査事務委託料・「10」自動車保管場所データ入力業務委託料						
自動車保管場所	自動車保管場所証明手数料	2,100	2,100	2,000	2,100	2,200
	自動車保管場所証明(再交付)	650	610	500	700	0

	自動車保管場所標章手数料	550	610	500	550	600
E. 「16」安全運転管理者講習委託料						
管理講習	安全運転管理者講習	700	700	700	700	700
F. 「13」パーキングチケット発給施設管理業務及び発給手数料収納業務委託料						
	パーキングチケット発給手数料(1時間当)	200	200	200	200	200

(2) 受取行政手数料等と支払委託料の収支差額

A. 「8」運転者講習委託料・「11」免許更新通知業務委託料(交通安全協会)

区分	内容	金額(円)	割合(%)
受取行政手数料	更新時講習手数料	86,555,550	61.3
	行政処分者講習手数料	42,876,600	30.4
	違反者講習手数料	11,761,250	8.3
	小計	141,193,400	100.0
支払委託料	運転者講習委託料	86,109,290	61.0
	免許更新通知業務委託料関係	7,014,930	5.0
	小計	93,124,220	66.0
収支差額		48,069,180	34.0

B. 「18」高齢者講習通知業務委託料(指定自動車学校協会)・「21」高齢者講習業務委託料(指定自動車学校9校)

区分	内容	金額(円)	割合(%)
受取行政手数料	高齢者講習業務委託(小特のみを除く)	58,388,100	99.7
	高齢者講習業務委託(小特のみ)	108,000	0.2
	チャレンジテスト業務委託	30,250	0.1
	特定任意高齢者講習(簡易)業務委託	5,600	0.0
	小計	58,531,950	100.0
支払委託料	高齢者講習業務委託料	54,245,700	92.7
	高齢者講習通知業務	2,998,320	5.1
	小計	57,244,020	97.8
収支差額		1,287,930	2.2

C. 「12」道路使用許可に関する調査業務委託料(交通安全協会)

区分	内容	金額(円)	割合(%)
受取行政手数料	道路使用許可手数料(鳥取・米子署管轄内)	13,158,300	100.0
支払委託料	道路使用許可に関する調査業務委託料(鳥取・米子署管轄内)	5,482,631	41.7
収支差額		7,675,669	58.3

D. 「9」自動車保管場所証明現地調査事務委託料・「10」自動車保管場所データ入力業務委託料(交通安全協会)

区分	内容	金額(円)	割合(%)
受取行政手数料	自動車保管場所証明	70,627,200	74.7
	自動車保管場所証明(再交付)	1,950	0.0
	自動車保管場所標章	23,939,300	25.3
	小計	94,568,450	100.0
支払委託料	自動車保管場所証明現地調査事務委託料	30,598,668	32.4
	自動車保管場所データ入力業務委託料(注)	5,109,312	5.4

	小計	35,707,980	37.8
	収支差額	58,860,470	62.2

(注) データ入力業務は、鳥取署・米子署の管轄部分のみ委託している。

E. 「16」安全運転管理者講習委託料(安全運転運行管理者協議会連合会)

区分	内容	金額(円)	割合(%)
受取行政手数料	安全運転管理者講習手数料	12,003,600	100.0
支払委託料	安全運転管理者講習委託料	5,479,038	45.6
	収支差額	6,524,562	54.4

F. 「13」パーキングチケット発給施設管理業務及び発給手数料収納業務委託料(交通安全協会)

区分	内容	金額(円)	割合(%)
受取行政手数料	パーキングチケット発給手数料	10,200,200	100.0
支払委託料	パーキングチケット発給施設管理業務及び 発給手数料収納業務委託料	6,671,337	65.4
	収支差額	3,528,863	34.6

鳥取県警察が収入している手数料については、A、B及びEの手数料は、法令等により標準額が定められている。そのため、中国地方の他県と手数料金額を比較すると、すべて同額となっている。

C、D及びFの手数料については、標準額が定められていないため、それぞれ各県独自の手数料金額を設定しやすくなっている。そのため、岡山県はDの「自動車保管場所証明手数料(再交付)」を収入していない。鳥取県警察のC、D及びFの手数料は、他県と比較して、平均的な金額を設定している。

行政手数料は、行政サービスを提供するため県民の応益負担として収入するものである。手数料収入と委託料を比較するとすべての収支差額がプラスになっている。鳥取県警察内部での事務に係る経費も負担しなければならないからである。

6 公益法人等に対する委託料の契約金額の算定

公益法人等に対する委託料の契約金額の算定方法を確認していく。契約金額の算定方法には単価計算方式と実額精算方式の2通りある。それぞれの方式の契約金額の最も大きいもの各1件の契約金額の算定について、合理的な金額の算定が行われているかの分析・検討を行う。

(1) 「高齢者講習業務委託料」(単価計算方式)

講習等の受講者実数に単価を乗じた金額を契約金額とする方法である。この方法を採用している高齢者講習業務委託料の委託契約金額の積算については、次のとおりである。

内容	金額(円)	積算内訳
高齢者講習業務委託(小特のみ)	97,200	3,000円(注)×92% 2,700円 2,700円×36件=97,200円
高齢者講習業務委託(小特のみを除く。)	54,115,800	6,150円(注)×92% 5,700円 5,700円×9,494件=54,115,800円
チャレンジテスト業務委託	27,500	2,750円(注)×92% 2,500円 2,500円×11件=27,500円
特定任意高齢者講習(簡易)業務委託	5,200	1,400円(注)×92% 1,300円 1,300円×4件=5,200円
合計	54,245,700	

(注) 受講者から徴収する手数料の金額である。

この契約の計算方法は、高齢者講習業務委託(小特のみを除く。)の場合、行政手数料の6,150円の約92パーセントである5,700円を単価としている。その5,700円に実績件数を乗じた金額を委託料としている。単純な計算方法である。

(2) 「運転者講習委託料」(実額精算方式)

契約期間中は概算払によって支払い、契約期間終了後に実費確定させ、精算する方法である。この

方法を採用している運転者講習委託料の契約時の積算については、次のとおりである。

費用科目	内 訳	金額（円）	積 算 内 訳				
安全運転講習部分							
人 件 費	本俸	18,021,120	(校長) 217,000円×1人×12月=2,604,000円 (主任講師) 181,000円×1人×12月=2,172,000円 (講師) 138,000円×7人×12月=11,592,000円 (書記) 6,560円×21日×1人=1,653,120円				
	期末勤勉	5,949,132	(校長) 217,000円×1.15×4.22月×1人=1,053,101円 (主任講師) 181,000円×1.05×4.22×1人=802,011円 (講師) 138,000円×4.22×7人=4,076,520円 (書記) 17,500円×1人=17,500円				
	共済費	3,332,584	健康保険・厚生年金・児童手当拠出金・介護保険・雇用保険 ・労災保険				
事 務 費	旅費	69,860	(指導員講習旅費 東京2泊3日) 62,660円 (連絡旅費 由良～東部免許センター) 7,200円				
	需用費	86,417	(講習員用被服) 13,717円×7人×0.9=86,417円 夏服上下×1、冬服上下×1、盛夏シャツ×2				
	役務費	105,250	(ボランティア活動保険) 65円×650人=42,250円 (健康診断費) 6,720円(35才以上)×9人=60,480円 2,520円(書記)×1人=2,520円				
小計		27,564,363					
消費税		551,287	簡易課税制度に準じて算出(みなし仕入れ税率60%)				
安全運転講習合計		28,115,650					
更新時講習部分							
人 件 費	本俸	22,248,000	(主任講師) 158,000円×3人×12月=5,688,000円 (講師) 138,000円×10人×12月=16,560,000円				
	期末勤勉	7,823,880	(主任講師) 158,000円×4.22×3人=2,000,280円 (講師) 138,000円×4.22×10人=5,823,600円				
	共済費	4,180,893	健康保険・厚生年金・児童手当拠出金・介護保険・雇用保険 ・労災保険				
事 務 費	旅費	74,120	(指導員講習旅費 東京2泊3日) 64,120円 (講師事務連絡) 10,000円				
	需用費	26,294,390	22,000円(消耗品費)+26,222,390円(印刷製本代) +50,000円(修繕費)=26,294,390円				
			品名	数量	単 価 (円)	金額(円)	
			優良 一般	講習テキスト (全国版)	77,050	204	15,718,200
			初回 違反	安全運転ノ ート	77,050	65	5,008,250
				交通事故現場写真	36	1,465	52,740
			優良 一般	優良講習テキ スト(全国 版)	50,400	108	5,443,200
計				26,222,390			

	役務費	166,360	(健康診断費) 6,720円(35才以上)×13人=87,360円 (通信運搬費 郵便料) 79,000円
	小 計	60,787,643	
	消費税	1,215,753	簡易課税制度に準じて算出(みなし仕入れ税率60%)
	更新時講習合計	62,003,396	
	総合計	90,120,000	(注)総合計は千円未満を切り上げている

当初の契約金額は9,012万円であったが、平成19年度の実績積算による委託料確定額は8,611万円となったことより、契約終了時に401万円の返金を受けている。この401万円の返金は、テキスト等の単価を下げることによる交通安全協会の努力の結果である。また、このテキスト等の単価を下げることにより、必要な講師用参考図書などの費用を捻出している。

人件費、諸経費を積算して契約金額を決めて、契約期間終了時に契約にかかる確定額との精算を行っている。

7 意見

(1) 「高齢者講習業務委託料」の契約について

分かりやすい契約金額の算定となっている。

他の同様の計算方法を行っているものも含めて、契約単価は過去の金額を踏襲している場合が多く、過去の単価金額では実態にそぐわない場合も生じるため、絶えず見直しを行う必要がある。

(2) 「運転者講習委託料」の契約について

この契約は、当事業の担当者の期末勤勉手当や共済費・健康診断費用などまで積算してある。交通安全協会の当該担当者がこの運転者講習に専任しているということを理由としている。

しかしこのように人件費について、賞与部分はもちろん健康診断費用まで見積もることは、一般的な見積書とは全く算定方法を異にしている。担当講師1か月あたりの給与が138,000円であるため、鳥取県警察職員が直接業務に当たる場合に比べると、かなりの割合で抑えられている。しかし、一般でいう賞与に当たる期末勤勉手当の支給に関しては、ほぼ県の職員の支給基準の月数分の手当の支給をしている。さらに、期末勤勉手当に対して職制上の段階、職務の級等に応じた15パーセント又は5パーセント加算も県の職員と同じ水準で計算されている。これでは外部委託しているのか、警察内部で事業を行っているのか区別できない状態になっている。

さらに、賞与の加算率から見て、当該事業の担当職員の構成も13人のうち課長級相当(校長、在職時警視正)1人、係長級(主任講師、在職時警視)1人を配置している。これも警察内部の一つの課をそのまま交通安全協会に持って行ったような形になっている。交通安全協会が、警察の関係公益法人であり、多くの警察退職者が勤務しているからといって、身内意識を捨て、委託事業として契約内容を厳しく見詰め直す必要がある。

また別の視点から見ると、交通安全協会との委託契約のサンプル9、10及び11は、単価計算方式の委託契約を行っている。これらの事業について、交通安全協会の委託事業特別会計収支計算書を確認すると、これらのうちサンプル9及び11の事業は、委託料収入が事業支出を上回っている。これに対し、サンプル10の事業は、委託料収入が事業支出を下回っている。このように委託料収入が事業支出を下回る事業については、交通安全協会はこの事業に関し協会内で経営努力をしなければならない状態になっている。

鳥取県警察は、契約単価を下げる努力をし、交通安全協会は、委託料収入が事業支出を下回らない努力をする。このような緊張感が単価計算方式の契約の事業には生じてくる。

これらのことにより、実額精算方式の契約を結んでいるものを単価契約の方式の契約に移行できないか今後検討すべきである。

第7 鳥取県警察学校等給食業務の委託料

1 問題点の所在

委託料に対する質疑応答の過程で、鳥取県警察学校等給食業務(以下「給食業務」という。)委託に関

し、次の情報を得た。

- (1) 警察学校の給食委託業務は、平成19年度からの新規委託業務であった。
- (2) 平成19年度の警察本部の要求額1,000万円に対し同事業予算額700万円と大きな開きがあった。
- (3) 予定価格と入札価格の開きが大きく、複数回の入札等を経て委託業者が決まった。
- (4) 平成19年度中に委託料の変更契約を行った。

この4点の事実から、この委託事業の予定価格の算定に疑問を有したため監査対象とした。

2 給食委託業務の内容

(1) 事業の概要

給食委託業務事業は、警察学校入校生、隣接する機動隊の職員及び研修者など一時的に警察学校に入寮する職員等に食事を提供する事業である。

(2) 給食事業費の削減のための外部委託

鳥取県警察は、鳥取市伏野に鳥取県警察学校を設置している。新規に採用した警察官は全員が、まず全寮制の警察学校において初任訓練を受けた後に、警察業務の一線に配属されることになっている。

また、警察学校に隣接して鳥取県警察機動隊を設置している。警察学校は全寮制であるため、生徒に対して平日（月曜日から金曜日）には3回の給食を提供することになっている。また、機動隊隊員のうち、独身者は入寮させるため食事を提供する必要がある。

1年を通じて、朝昼晩の食事を準備するために平成18年度までは、調理担当者は県の一般職員2名と非常勤職員2名を雇用してその職に当たらせていた。しかし、これらの職員に対して年間約1,800万円の人件費を要すること、また中・四国の他県の給食業務が外部委託化の方向にあるため、鳥取県警察は平成19年度に初めて警察学校等の給食の調理を外部委託することにした。

(3) 給食費の収納と委託業者への支払事務

給食利用者が負担する給食費は、朝食220円、昼食400円、夕食400円である。

給食費の集金と業者への支払は、契約における指定職員制度に基づき警察学校の職員の中から担当者を指定している。この職員を、以下「指定職員」ということにする。

警察学校の生徒・職員、機動隊職員等定期的に給食を利用する者からは、指定職員が給食費を集金し、委託業者にその金額を支払っている。また、研修など一時的に警察学校に入寮する職員等は、別途その職員の中で集金代行者を決定し、その集金代行者が指定職員に現金を手渡し、指定職員が委託業者職員に直接現金払いしている。その際、支払明細を添付すると共に領収書を徴している。

3 平成19年度の予定価格の積算根拠

(1) 予定価格算定の概要

委託料の予定価格は、実際に要する委託原価から給食を利用する警察職員から受け取る給食費を差し引いて次のように計算している。

委託原価	2,632万円	…人件費973万円、食事材料費1,545万円ほか
給食費収入	1,932万円	…年間約5万6千食で計算
差引き委託料	700万円	

上記委託原価の主なものは、栄養士1名と調理員の給与・法定福利費等人件費が973万円、食事材料費1,545万円である。

給食費収入は、利用者から収納する食事代である。予定価格算定時には、年間総食数を5万6千食としていた。

(2) 委託原価の人件費の内容

委託原価の人件費の積算内訳を次の表にまとめている。

区 分	金額	備 考
栄養士給料・手当・賞与	297万円	勤続年数6年26歳で計算
調理員と臨時調理員人件費ほか	593万円	県の非常勤職員人件費並みで計算
法定福利費	83万円	

合 計	973万円
-----	-------

栄養士は、勤続年数6年で26歳の者を対象に、県の一般職の給料表を参考に算定している。調理員は、県の非常勤職員の給料水準、また臨時調理員は県の臨時職員の給与水準で計算している。

(3) 給食業務食事材料費に含まれる委託料

給食業務の食事材料費は、利用者から収納する食事代の80パーセント相当額を食事材料費に充当することから算定されている。給食費収入1,932万円の80パーセントを乗じた金額が1,545万円になる。

さて、この収納する食事代の80パーセント相当額を食事材料費に充当するという事は、裏を返せば食事代の20パーセント相当額の約386万円は、委託先の収入になることを意味する。

4 平成19年度の入札の経過状況と結果

この給食業務委託は、一般競争入札方式によって行われた。1年を通じて朝昼晩と延べ5万食を超える食事を提供できる業者は限られているが、広く委託業者を求めため一般競争入札方式によったものである。以下において、入札状況を説明する。

(1) 平成19年2月22日実施の入札状況

次の表は、平成19年2月22日に実施した給食業務委託の「競争入札開札筆記」を元に作成したものである。

入札者とは、給食業務の入札参加者である。各入札者が入札額を提示し、入札額が予定価格を下回り、かつ、最低入札額を提示した入札者が落札することになる。

単位：円、消費税込

入 札 者	第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目
A 社	10,052,700	9,788,100	9,632,700
B 社	19,425,000	辞退	
C 社	11,109,000	9,754,500	失格
D 社	14,338,773	辞退	

第1回目の入札では、全ての入札者の提示した価格が予定価格の697万円以上であったため、再度入札を行った。第2回目も予定価格以下の価格を提示した業者はなかった。第3回目の入札でも予定価格以下の価格を提示した業者がなく、入札は不調に終わった。

(2) 入札不調による随意契約方式

早急に委託業者を決定しなければならず、しかも前回の入札では予定価格と初回の入札価格とに大きな開きがあったため、鳥取県警察は給食業務に関する仕様書（予定価格を積算する根拠となる契約書）を変更し、それに伴い予定価格を697万円から約700万円に増額して、平成19年2月27日に見積り合わせを行った。

平成19年2月22日の入札に参加した業者の中から3社に依頼し、見積り合わせによる随意契約を締結することになった。各社の見積価格は次のとおりであった。

見 積 者	税込見積金額
A 社	6,589,800円
C 社	6,889,050円
D 社	9,345,000円

この結果、3社中最低価格を示したA社が落札した。

5 収納する食事代の20パーセント相当額は実質委託料

(1) 収納する食事代を委託原価から控除して委託料を計算している。

前述したように、平成19年度の給食業務の委託料の予定価格は委託原価2,632万円から利用者から収納する食事代1,932万円を控除した700万円としていた。

(2) 委託原価中の食事材料費は収納する食事代の80パーセント相当額になっている。

委託業者に示した仕様書は、利用者から収納する食事代の80パーセント相当額を食事材料費（以下この項で、「食材費」という。）に充当することを求めている。400円の夕食であれば、その80パーセン

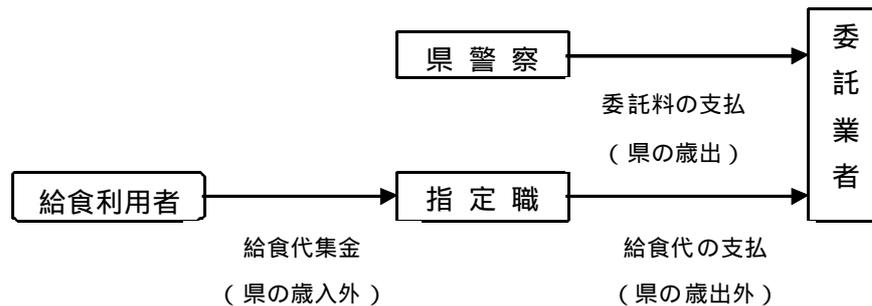
トの320円の食事材料を調達して給食を提供することになっている。

平成19年度の委託料の予定価格計算上の食材費は、食事代1,932万円の80パーセントとなる1,546万円で設定していた。

- (3) 利用者から収納した食事代の100パーセントを直接委託業者に支払っている。

食事代の80パーセント相当額を食材費に充当することは、食事内容の水準を求めたものである。

一方、食事代の80パーセントを食材費に充当することを委託料算定過程の収支の仕組みの中で考えると、残り20パーセント相当額は委託業者の収入になることを意味している。なぜなら、利用者から収納する食事代は、月一度給食代収納担当の指定職員が集金して、委託業者に直接支払っているからである。この食事代の金銭の受払は、鳥取県警察の歳入・歳出の収支の枠外で行っている。このことを、簡単に図示すると次のようになっている。



委託料の支払いは、契約金額を毎月委託業者に支払っている。これは、鳥取県警察の会計上委託料として計上されている。給食委託事業全体が鳥取県警察の事業であるにもかかわらず、利用者から収納する食事代が歳入に計上されず、それゆえに食材費の委託業者への支払が歳出として処理されていないことを問題にする。

- (4) 歳入・歳出としないことは給食委託事業全体の収支を表していないことになる。

利用者の食事代を歳入として取り扱わない理由は、それが個人負担のものであるからである。個人負担の食事代は、県の条例や会計規則では、歳入として扱うことはできないことになっている。それゆえに、歳入・歳出に該当しない給食代の金銭を取り扱う者として指定職員を任命し、責任と権限を付与しているのである。

県の歳入・歳出ではないからという理由で、食事代と食材費が警察本部の会計に計上されずにあることは、会計原則が求める総額主義の原則に適っていないことになる。

平成19年度は、委託原価2,632万円から食事代収入1,932万円を控除した700万円を委託料として予算措置していた。総額主義の原則では、歳入として給食費収入1,932万円、歳出として委託料2,632万円を計上することになる。

公会計には、企業会計の会計原則が適用されないことは分かっている。しかし、この給食業務の収支を表すために、給食代は歳入、委託原価を歳出、という総額でとらえなければ、お金の動きを鳥取県が管理統制していることの証とならないと考える。

給食業務に係る収入と支出を、歳入・歳出に含めるべきである。条例と会計規則にとらわれない、鳥取県発の歳入・歳出の考え方を導入する時期であると考えている。

- (5) 食事代の20パーセント相当額は実質委託料である。

食事代の80パーセントが食材費に充当されるため、その20パーセントは委託業者の収入になっていることを前述した。例えば、一食400円の食事には、80パーセント相当の320円の食材費を充当することになっている。しかし、委託業者には一食400円を支払っているのである。結果、20パーセント相当の80円が委託業者の収入になっていることになる。これは、実質的に委託料であるのに鳥取県の歳出外となっている。この実質委託料を、あえて第二の委託料ということにする。

この第二の委託料は、給食代の収納額つまり実績食数の多寡によって変動する性格を持っている。そ

れゆえに、後述する平成19年度の見込み食数の減少による委託契約金額の増額を招来することになった。

6 平成19年度途中で給食委託契約の変更

(1) 当初の見込み給食数の達成が不可能となったため委託料が増額となった。

学生の採用辞退・中途退職等の理由から、当初予定していた給食数が大幅に減少したこと、また、年度末までに増加する見込みがないことが判明したため給食の委託契約金額の変更が行われた。

具体的には、平成19年の4月から8月の実績食数と9月から平成20年3月末までの見込み食数が次の表に示したように減少し、それに伴い第二の委託料が減少することにより、委託業者の採算を悪化させることが判明したためである。

区 分	食 数	食事代の20%相当額
当 初 見 込 み	56,244食	388万円
変 更 後 の 見 込 み	44,090食	303万円
見込み数の減少による増減	12,154食	85万円

見込み食数の約1万2千食の減少が、委託契約金額を85万円増額させることになってしまったのである。

(2) 委託契約変更の内容とその理由

食数の減少により契約書の細部の変更もあったが、給食業務委託契約金額659万円が744万円に増額となったことが、大きな契約内容の変更である。

給食数は給食委託料の算定上、重要な要素である。なぜなら、1食当たりの食事代の20パーセント相当額が鳥取県の給食委託料の歳出外の委託料になっているからである。鳥取県では、正式には委託料として扱っていないが、受け取る委託業者から見れば収入になるものである。委託業者が受け取る当初契約の委託料659万円は食数の減少により影響は受けないが、食事代の20パーセント相当額を原資とする歳出外の第二の委託料が確保できなくなったからである。

この委託料増額契約額85万円は、食数の見込み減少見合いの食事代20パーセント相当額で計算されている。この増額契約により、委託業者の受け取る委託料総額（契約による委託料の金額と第二の委託料の合計）は、当初契約時の金額が保障されることになった。

7 平成20年度の入札状況

平成19年度の給食業務の委託は初めてのことであった。複数回の入札、年度途中での委託料の増額変更契約と、鳥取県警察の事務手数料をかけることになった。

平成20年度の給食委託事業では、給食利用者からの食事代の100パーセントを食材費に充当することにより食事内容の水準を上げることにした。これは、食数の変動により影響を受ける第二の委託料の廃止につながったため、給食業務の委託料予算は前年度の744万円から919万円に増額となった。しかし、食材費の歳出外の扱いは、そのままである。

8 平成19年度給食業務委託に対する意見

(1) 給食委託業務の経験不足による予定価格の見込み誤り

当初予算編成時の予定価格約697万円は、警察本部の予算原案1,000万円を財政課の査定により700万円にしたものである。財政課の緊縮財政意識を感じるが、食堂事業の経験のなさを感じてしまった。

3回も実施した入札に落札者が現れなかったことを重く受け止めなければならない。平成19年2月22日実施の第一回入札は不調に終わった。鳥取県警察は、同月27日に同月22日の入札参加者中3社に見積りを出させた。最終落札者が659万円で落札する結果となっている。業者が示した価格は、県の予定価格を大幅に上回っていた。

民間の食堂、あるいは大会社・大規模事業所の食堂運営経験者は、実際利用客数の幅を経験あるいはデータから読み取ることができる。その幅をリスクとして考えているため見込みより客数が少ない事態を想定した見積りを試算するからである。まずは、この入札結果を見て、鳥取県警察の予定価格が低すぎたことを謙虚に受け止め、見直し検討すべきであったと思っている。

しかし、議会承認を受けた予算は変更できない。そこで、見込み食数をかさ上げすることにより、なんとか予定価格内で収まるようにしたと思われる。

その見込み給食食数を過大に見積もったことの答えは、年度途中の委託料の増額契約という形で現れた。平成19年度の後半では予定していた年間食数を大きく下回ることが確実となり、契約金額を659万円から744万円に増額したのである。

警察学校の食堂なら、利用数は固く見積ることができる。当初約5万6千食の見込みが、最終では4万4千食にまで食数が落ち込んでいる。確かに、採用辞退者、中途退職者数、さらに弁当持参者の数を正確に見積もることはできないかもしれない。しかし、この数の見込み減はそれだけでは説明ができない。利用数を当初想定どおりに執行できると考えていた県の見込み誤りは、予算段階での積算が甘かったといわれても仕方がない。

このことが、県に対する業者の不信感につながらないことを願っている。

(2) 第二の委託料は歳出外支出である。

第二の委託料とは、給食利用者から受け取る給食代の20パーセント相当額を指し、これは歳出外の支出として取り扱っていた。

隠そうとして行ったことではないかもしれないが、給食利用者から受け取る給食代の80パーセントを食材費に充当する委託料算定の仕組み及び給食代を県の会計を通さずにそのまま直接委託業者に支払っていることから生じたものである。

給食委託業務は、給食利用者の個人負担なしでは成立しないものである。このような個人負担分の収納金額を、歳入として扱うことにすれば、第二の委託料も自然と歳入に含められるようになる。

県の他の事業においても、個人負担を求めるものがあるかもしれない。個人負担金の出納は、指定職員を置いているから間違いはありませんということではなく、県の公式の歳入・歳出として取り扱わなければ、県が管理統制していることにならないと考える。

全国の地方自治体において、裏金問題が発生した。このような個人負担金の出納あるいは県の条例や会計規則に規定されないお金の動きも、歳入・歳出として扱うことが裏金発生之余地を減らす手法になると思料する。

第8章 待機宿舍の老朽化による入居率の低さ

第1 問題点の所在

鳥取県警察から、警察職員用の待機宿舍の入居状態に関する資料を入手して見たところ、警察職員数が約1,400人前後であるのに、待機宿舍の戸数が541戸と多いことに気がついた。また、それだけの数の宿舍を用意しているのに入居率は約60パーセント、逆に言えば空室率が約40パーセントと高いことに驚いた。築経過年数が長く、宿舍の老朽化が進行していること、また民間賃貸住宅の増加により、待機宿舍への入居が敬遠される傾向にあるとの説明を受けた。

そこで、待機宿舍の一部を視察することにより、鳥取県警察の宿舍保全状況を感じ取ることにした。

第2 警察活動の基盤施設である警察職員待機宿舍

1 警察官に対する居住制限

突発的に発生する事件・事故等に迅速な対応が求められる警察活動の特性上、警察官の住居については、原則として管轄内居住とする制約がある。

警察官も公務員である以上、警察本部及び県内の各警察署への異動がある。警察官以外の一般職員は、居住地制限がなく自宅からの長距離通勤は許されている。一方、警察官は職務の特性上、居住地に制約があるため、自宅からの長距離通勤は許されず、警察の用意した管轄内の宿舍あるいは管轄内の民間賃貸住宅に住むことになっている。例えば、智頭町に自宅がある警察官が鳥取警察署に勤務する場合は、自宅からの通勤は原則できず、職員宿舍か民間の賃貸住宅に居住することになる。

警察官に対する居住制限があることにより、約1,200名の警察官の約半数に相当する169棟・総戸数541戸の宿舍を有している。なお、警察の一般職員もこの宿舍を利用することはできる。

2 宿舍の入居率の状況（平成20年10月1日現在）

各部署が管理している宿舎の入居状況を次の表に示した。なお、この表には、平成20年度から利用を開始した長期借り上げ賃貸宿舎（第9章で報告）は、含めていない。

部 署	棟 数	戸 数	入居戸数	入居率
本 部	31	134	100	74.6%
鳥 取 署	35	92	44	47.8%
郡 家 署	11	16	11	68.8%
智 頭 署	16	27	18	66.7%
浜 村 署	9	17	13	76.5%
倉 吉 署	11	68	44	64.7%
八 橋 署	10	20	16	80.0%
米 子 署	18	108	48	44.4%
境 港 署	15	31	13	41.9%
黒 坂 署	13	28	26	92.9%
合 計	169	541	333	61.6%

全体で60パーセントを超える入居率となっている。各部署によって入居率にバラツキがあることが分かる。郡部の警察署の入居率が高いのは、管轄内の民間賃貸住宅で警察官が居住するのに適したところが少ないためである。

市部の警察署のうち、鳥取署・米子署・境港署の入居率は50パーセントを割り込んでいる。これらの警察署の入居率が低いのは、当該市内には民間賃貸住宅が多いこともあるが、鳥取署の場合は、廃止となった旧岩美警察署用の宿舎戸数が8戸（入居数1戸）あるためである。米子署の場合、長期賃貸方式の待機宿舎（総戸数36戸）が平成20年4月から利用開始となったので、古い宿舎からの転居があったためである。

3 昭和49年以前に建設された宿舎の入居状況（平成20年10月1日現在）

昭和49年以前に建設された宿舎の入居状況を次の表に示した。

部署	棟数	戸数	入居戸数	入居率	部署	棟数	戸数	入居戸数	入居率
本 部	19	75	45	60.0%	倉 吉 署	1	8	7	87.5%
鳥 取 署	25	54	16	29.6%	八 橋 署	6	8	5	62.5%
郡 家 署	5	7	4	57.1%	米 子 署	12	63	7	11.1%
智 頭 署	4	8	0	0.0%	境 港 署	11	21	7	33.3%
浜 村 署	2	4	0	0.0%	黒 坂 署	3	3	2	66.7%
					合 計	88	251	93	37.1%

昭和49年以前建築の宿舎戸数は251戸と全戸数541戸の半分近くの約46パーセントとなっている。予想したことであるが、昭和49年以前建築の宿舎の入居率は、全体で37.1パーセントと極めて低い。経過年数と入居率の低さにより宿舎が老朽化し、居住性が著しく低下しているためである。

本部管轄の宿舎（鳥取市浜坂二丁目1494、昭和41年から45年にかけて8棟、総戸数40戸）と、鳥取警察署管轄の宿舎（鳥取市覚寺260-9、昭和44年から51年にかけて6棟、総戸数23戸）の視察を行った。

その宿舎別の入居率は、次の表のとおりである。

部署	所在地	建築年月	1戸の面積	棟数	戸数	入居戸数	入居率
本部	鳥取市浜坂	S 41.3	54.28㎡	2	10	4	40.0%
		S 42.3	52.44㎡	2	10	2	20.0%
		S 43.3	46.00㎡	2	10	2	20.0%
		S 45.3	55.35㎡	2	10	9	90.0%
		合 計		8	40	17	42.5%
鳥取署	鳥取市覚寺	S 44.9	54.68㎡	2	10	4	40.0%

	S 46.9	55.28㎡	2	6	2	33.3%
	S 51.3	51.14㎡	1	4	2	50.0%
	S 51.5	59.77㎡	1	3	0	0.0%
	合 計		6	23	8	34.8%

両宿舎の写真を次に掲載している。撮影日は、平成20年11月21日である。

【浜坂の宿舎】

【覚寺の宿舎】



両宿舎は、世帯用として建設したものであるが、現在は家族を実家に残し単身住まいしている者と独身者が入居している。

両宿舎の入居率は低い。この写真は、手入れが行われず放置されている姿を映し出している。このような状態の宿舎に、鳥取市浜坂の宿舎に17名、鳥取市覚寺の宿舎に8名が居住しているのである。生活費を切り詰めるためなのか、仮住まいということで割り切って居住しているのかわからないが、警察職員の忍従の一面を感じさせる。

第3 意見

待機宿舎は、県民の治安を守る警察職員の公的な宿舎である。この宿舎のありさまを見れば、単身赴任してきた警察職員も居住意欲を失ってしまうだろうと想像する。住む場所を選ぶのは個人であるが、予算を投じて建設した宿舎なのであるから、敬遠されるものであってはならない。鳥取県警察は、居住するに足る宿舎を維持する責任がある。

老朽宿舎の問題に対して、警察本部は以下の方針を示している。

「築30年以上経過し、老朽化が進んでいる宿舎については、老朽化に係る整備上の優先性や必要経費等も勘案しながら、賃貸及び建て替え等の方法により計画的に整備したいと考えている。」

この方針を読み取ると、老朽化はいたしかたないものと考えている節が感じられる。

しかし、経過年数だけで老朽化するわけではない、普段の手入れがなければ老朽化が進行するものである。包括外部監査人の実家は昭和36年に建築しているが、現在も老朽化を感じさせず、両親が元気で暮らしている。自分で建てた家だから、大切に使っているのである。

宿舎が必要であるから建てた、でも空き家になった、入居希望者がいない、手入れを怠る、老朽化が進行する、入居希望者が減る、ますます老朽化する。普段の維持補修を怠っているから、悪循環となるのである。管理すべき鳥取県警察の管理方針に問題点を指摘しておく。

平成20年4月から米子署では長期借り上げ方式の単身宿舎の利用を開始した。この方式は、確かに「造る」から「借りる」にすることにより予算削減に寄与する。この米子の新宿舎は、昭和43年建設の米子市昭和町の独身寮が米子署（米子市上福原）からの距離上の問題、老朽化の問題、そして一部屋の面積が17.52平方メートル（四畳半）と手狭なことからの必要性から求めたものであった。

平成21年度から利用開始の鳥取警察署管轄の長期借り上げ宿舎（18戸の単身寮）が現在建設中である。この長期借り上げ宿舎は、それだけでみれば自前で建設するより予算削減化に資するのである。

しかし、空き宿舎の存在を考えれば、それらを再生して利用することも検討されなければならなかったと

思っている。鳥取市浜坂と覚寺の宿舎は、1戸が2階建てタイプの約50平方メートル前後の広さの世帯向け宿舎である。家族での入居はともかくも、再生すれば単身宿舎として十分に機能するものである。平成20年10月現在、警察本部と鳥取警察署の職員のうち、161名が民間賃貸住宅に入居している。築経過年数の長い宿舎の維持更新を怠らなければ、これらの職員の宿舎利用が促進できたであろう。もったいないことである。

県は、新しい事業に対する予算化はする。しかし、維持補修に対する予算化には、腰を引く体質がある。県庁舎や学校等の人が多く出入りする施設は、継続的な維持補修をする。一方、職員宿舎のような福利厚生施設に対する維持補修予算は、「認めがたい」と突っぱねられるトラウマが底流にあるのであろう。それが、県の財産である宿舎の老朽化につながっていることを指摘しておく。

曲がりなりにも、現に利用中の県有財産であり、現職警察職員が居住しているのである。見た人が、「エー！これが県職員の宿舎ですか？」と、驚くような状態にしておくべきではない。鳥取市浜坂の宿舎は、住宅街の中に建っている。近隣住民にとっても、老朽宿舎の存在は景観を損なう目障りなものとして写っているだろう。

県の財産である待機宿舎の継続的な維持補修により、住むに値する状態にしておく責任がある。入居待ちの待機者がいるぐらいにしておかなければならない。県の施設を、老朽化させないことを求める。

第9章 賃貸方式にした待機宿舎

第1 「造る」から「借りる」にした公募提案型待機宿舎

1 新しい待機宿舎の完成

平成20年3月に米子市上福原六丁目に鉄筋コンクリート造り4階建て部屋数36室の待機宿舎「中央マンション」が完成し、平成20年4月1日から使用を開始した。

2 この待機宿舎は、鳥取県が建設せず長期賃貸方式にした。

これまでの待機宿舎は、県が宿舎用地を自ら確保し、当該地に宿舎を建設していた。県は、平成17年度の当初予算要求にかかる米子警察署待機宿舎整備事業に対して、次に記した理由により、市部における宿舎は、原則、県で建設せず、民間の賃貸住宅を借り上げることとする方針を示した。



【中央マンション写真】

3 長期賃貸方式を採用した理由

県が示した長期賃貸方式への変更理由は、次の6点である。

- (1) 民間の施設を借り上げた場合の方が、県で建設した場合の建設費とのコスト上有利である。
- (2) 公募により民間の競争性が引き出せるため、居住性の優れた宿舎整備が期待できる。
- (3) 宿舎維持管理費等が不要になる。
- (4) 用地取得費が不要である。
- (5) 財政支出の平準化が図られる。
- (6) 長期賃貸方式にすることにより、宿舎老朽化による施設取り壊しや建て替えの負担を回避できることになる。

4 宿舎建設した場合と長期賃貸宿舎の場合のコスト比較

長期賃貸方式を採用した理由の一つであるコスト上有利であることを、平成17年度の予算要求時に検討した「警察官待機宿舎建設費コスト比較表」で確認した。この比較表は、30年間賃貸すると想定してのものであったが、中央マンションは20年の賃貸契約であるので20年間のコスト比較を下に書いている。

建設の場合のコスト算定上の条件は、RC造り、部屋数18戸、建築面積750平方メートル、平米当たり建設費28万円で計算している。10年目、15年目及び20年目に大修繕を想定している。その他の経費は、建物等を所有することによる租税公課と火災保険料である。

賃貸の条件は、1戸当たり月45,000円の賃借料（18戸の年額で972万円）を賃貸人に支払う、また基本的維持補修費は賃貸人負担となっている。

また、利用する警察官からは月家賃11,000円と月駐車料金1,500円を収入することになっているので、20年間のその収入額を入居者負担額として控除している。

建設した場合の20年間の支出額		長期賃貸の場合の20年間の支出額	
項目	金額	項目	金額
建設費	210,000千円	賃借料	194,400千円
維持修繕費	32,800千円	入居者負担額	54,000千円
その他経費	9,544千円		
入居者負担額	54,000千円		
差引き負担額	198,344千円	差引き負担額	140,400千円

建設した場合の20年間の支出額は1億9,834万円、一方長期賃貸の場合の支出額は1億4,040万円となっている。賃貸する方が総額5,834万円もお得になっている。維持修繕費とその他の経費分の負担から免れることが大きく効いている。

なお、米子警察署の待機宿舍中央マンションは、総戸数36戸であるので規模としては、このコスト比較表の単純に倍の金額になる。

第8章において宿舍の老朽化問題を書いている。そこで感じたことは、県は建物の維持補修に対する予算化に及び腰であることである。自ら維持補修費をすることのない賃貸方式は合理的である。

第2 公募提案型待機宿舍整備における業務の手順

1 業務の事務手続と実行日

業務	業務の内容と日程	実行日
募集要項の策定	鳥取県警察職員待機宿舍賃貸人選定委員会の設置 ・募集条件の決定 (宿舍規模・構造・仕様・建築地域・家賃等) ・選定に向けた採点基準の決定	募集説明書の起案日はH19.3.5
広報・広報文作成	鳥取県警のホームページ掲載、県掲示板への掲示	
公告・広報による募集と受付	募集期間は24日間	公告日はH19.3.19 募集期間H19.4.9～5.2
選定・決定	選定期間は15日間	決定日はH19.5.28
決定業者への通知		通知日はH19.6.6
契約	平成19年2月の定例県議会での債務負担行為の議決承認	契約日付はH19.11.7
建築	建設途上で県の立会い確認を実施	H20.3中に完成
入居	完成検査後となる	入居日はH20.4.1

従来型の建設の予定価格をもって指名競争入札に参加させるのではなく、要求する建物の仕様、賃借料等の条件を示して提案内容（宿舍の場所や間取り等）により民間の競争力を喚起する方式である。県が企画したことであるので、民間は安心して提案に応募できる。

では、どのような宿舍の使用を賃貸人に示したのかを次に要約して記載する。

2 募集説明書の概要

項目	仕様の概要
場所	米子警察署から直線距離で概ね2.5キロメートル圏内
構造等	非木造。耐震性、遮音性のある構造
借り上げ期間	20年間（協議の上、10年間延長できる）
賃借料	1か月1戸当たり消費税込みで45,000円。月162万円、年間1,944万円
戸数	1棟36戸のワンルーム型、台所・風呂・トイレ付。管理人室はなし。

1 戸 の 面 積	25～30平方メートル程度
駐 車 場 ・ 駐 輪 場	自動車36台、自転車等20台程度
室 内 の 補 修	10年ごとの内装補修
共 益 費	入居者負担であるが、上限は1か月1,000円

上記のような基本条件を示し、応募者からは配置図、平面図、仕上げ表等の提示を要求した。

3 応募者の状況と選定

この条件を公告募集した結果、4者からの応募があり提案書を受け取った。

県は、警察職員4名と総務部管財課営繕室長の5名により構成する「鳥取県警察職員待機宿舍賃貸人選定委員会」において、協議し、各委員が提案書ごとに評価基準に沿って配点し、合計点がもっとも高い応募者に決定した。参考までに、4者の点数は、453点、440点、393点、369点であった。

第3 意見

1 歳出の削減効果がある。

県が自ら建設するより、長期賃借する方がコスト減になっている。特に、維持補修費負担を免れることの効果は大きい。

2 公募提案型は品質の競争になっている。

家賃等を決めて、その条件の範囲で賃借する宿舍に高い質を求めるという方法である。従来建物等の一般競争入札に見られる入札参加業者に価格競争させる方法からは逆転の発想が入っていて評価する。賃借料明示方式による商品・サービスの質を求める品質競争型への転換である。

3 家賃が固定される。

1戸当たりの月45,000円の賃借家賃。部屋を見た感想は、面積29.7平方メートルの部屋に風呂・トイレ・台所が付いているワンルーム型。相応の家賃であると感じた。しかし、民間の賃貸住宅では築年数の経過とともに家賃が下落していくのが常である。

不動産賃貸借契約書の第7条に「賃貸料の改定」の条項がある。その条項は、「公租公課の増減、経済情勢の変動又は近隣賃貸住宅との比較その他の事情により、当初の賃貸料の額が適当でないと判断される場合には、賃貸人・賃借人協議の上改定することができるものとする。」となっている。一般的改定条項であり、具体性がない。このままでいけば、賃貸料は継続されるかもしれない。

20年間の賃貸料総額は3億8,800万円である。県議会で承認された長期債務負担行為ということにとらわれず、少なくとも5年に一度は「賃貸料見直し検討委員会」を立ち上げて協議検討すべきである。その前に、今後はこの方式による宿舍建設が増えてくるのであるから、賃貸料改定シミュレーションを策定しておくことである。

4 建物補修の手間が省け、老朽化によるリスクがない。

建物補修費等維持費は、家賃に含まれているので金銭上の負担はしていることになるが、補修は賃貸人が行うので県の手間が省けることは大きな利点である。

また、20年後の賃貸期限時に契約延長を判断することになるので老朽化等の資産価値の劣化に対応できる。著しく劣化している、あるいはその時代が求める待機宿舍にふさわしくないと判断すれば、再度新しい提案宿舍を公募すればよいのである。

第10章 捜査報償費の監査

第1 問題点の所在

捜査報償費については、他県において大きな問題となったことがある。その内容は、架空の捜査協力者への報償費の支出あるいは二セの領収書による支出を通じて、組織的に捜査報償費を裏金づくりに利用していたことであった。

捜査活動に当たる警察官は、聞き込みによる情報提供者等に対する謝礼（品物提供が一般的であり、現金提供も一部ある。）を提供する等のため所定の要件のもとで現金を支出することが認められている。警察官から聞き取りされることは、情報提供者にとってはある意味では負担を強いることであるが、捜査活動における第三者からの情報は不可欠なものである。また、捜査の過程で、市街地の有料駐車場を利用することや

深夜の張り込みの際に補食を摂ることもある。このような経費は捜査活動上必要なものである。少額であるからという理由で、自己負担することがあってはならない。捜査が迅速かつ効果的に実施されるために必要な経費は公費で支出される必要がある。

鳥取県警察の執行した捜査報償費の執行状況を分析し、適正に支出されているかを監査した。

第2 捜査報償費の性格と使途

1 捜査報償費の性格と現金経理の容認

捜査報償費の使途は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する謝礼金ほかである。

国・都道府県の会計は、現金経理ではなく、原則として小切手の振り出しや口座振込みより行われる。しかし、犯罪の経費には、これらの支出手続により難しい場合がある。

捜査報償費は、その性質上、特に緊急を要し又は秘密を要するため、捜査報償費固有の支出手続を経ることによって警察活動上に使用できる経費として、現金経理が認められている。

2 捜査報償費の区分

捜査報償費を一般捜査費と捜査諸雑費に区分している。

- ・一般捜査費・・・取扱者等の判断に基づき執行する経費
- ・捜査諸雑費・・・捜査員等の判断に基づき執行できる少額（おおむね3千円を限度）な経費

鳥取県警察の執務資料「捜査報償費経理の手引き」では上記のように記載している。しかし、誤解のないように書き加えると、少額の捜査諸雑費であっても捜査報償費執行のすべてが県警察本部長の責任と権限で執行されているということである。

3 捜査報償費の責任と権限体制

捜査報償費は、現金支出を認めないという県の会計の本則から外れるため、「捜査報償費の資金前渡会計事務処理要領」（平成16年7月1日付鳥取県出納局長通知）により、特別の取扱いが認められている。「資金前渡」とは、民間の事業者における「仮払金」である。出張前に、見込まれた必要経費を現金で支給しておいて、出張後の確定経費との精算を行う制度と類似している。

捜査報償費の執行に間違いや警察官の誤解があってはならないため、鳥取県警察は「捜査報償費経理の手引き」という事務手続書と、実際の捜査に際し捜査報償費を支出する警察官向けの「捜査員のための捜査費経理の手引き」書を作成し、警察官に対する教育を行っている。

鳥取県警察においては、捜査報償費の執行にあたり、次の責任権限区分により管理統制を行っている。

責任権限区分	警察本部	警察署
取 扱 者	・本部の所属長(課長及び隊長等) ・補助者として本部所属の次席等を充てることできる。	・署長 ・補助者として副署長を充てることできる。
中 間 交 付 者	・本部の所属にあつては課長補佐	・課長に相当する者
主 任 執 行 者	・主任捜査員	・主任捜査員
捜 査 員	・捜査活動に従事する警察官	・捜査活動に従事する警察官

取扱者は、捜査報償費を執行する本部の所属長（課長及び隊長等）及び警察署長である。実際に捜査報償費を支出する捜査員等の間に、中間交付者・主任執行者と複層の決裁者を置いているために取扱者等となっているが、最終的に決裁するのは取扱者である。

また、事後的な検証においては、県の出納局長又は出納員に証拠書類等に代えて捜査報償費出納報告書を提出することにより、当該証拠書類の一部を資金前渡受領者が保管し、監査委員監査及び庶務集中局（県出納局）会計検査の際、要求に応じて提出することになっている。

4 捜査報償費の支出手続

(1) 一般捜査費

ア 申請及び交付

取扱者等は、捜査員等から交付申請があった場合は、その必要性等を検討した上で、報償費支出伺

を作成させ、決裁の後、捜査員等に交付する。

イ 精算

取扱者等は、捜査員等に対し、執行後、支払精算書により都度精算させる。

なお、捜査協力者等に対して現金を交付した際に、協力者本人名義の領収書を受領することができなかった場合は支払報告書を、商品券等金券を交付した場合は金券交付報告書をそれぞれ作成させる。

ウ 立替払

取扱者等は、捜査員等が立替払いした場合は立替払報告書を作成させ、執行内容を確認し、当該捜査員等に当該立替額として現金を交付する。

(2) 捜査諸雑費

ア 捜査諸雑費の限度額

1件当たりの支払いは、おおむね3,000円を限度とする。

イ 捜査諸雑費の執行

(ア) 申請及び交付

a 取扱者等は、中間交付者から交付申請を受けた場合は、その必要性等を検討した上で、報償費支出何を作成させ、決裁の後、中間交付者に現金を交付する。

b 中間交付者は、取扱者等から現金を受領した時は、速やかに捜査員等に交付するとともに、捜査諸雑費交付書兼支払精算書に交付状況を記載する。なお、取扱者等は、必要に応じて追加交付を行うことができる。

(イ) 精算

a 捜査員等は、執行後支払伝票を作成し、領収書等を添えて、速やかに中間交付者に提出する。また、原則として毎月末中間交付者に対して精算を行う。

b 中間交付者は、捜査員等から提出を受けた支払伝票及び領収書等の内容を確認する。また、原則として毎月末捜査諸雑費交付書兼支払精算書に支払精算状況を記載し、支払伝票、領収書等及び返納額とともに取扱者等に提出する。

第3 捜査報償費の支出額

平成17年度から平成19年度間の各所属別の捜査報償費の支出額は、次の表のとおりである。

金額単位:千円

所 属	平成17年度	平成18年度	平成19年度	3年間の合計
生活安全企画課	6	0	交付なし	6
少年課	2	0	4	6
生活環境課	6	252	125	383
捜査第一課	309	244	335	888
捜査第二課	561	1,235	871	2,667
組織犯罪対策課	0	0	0	0
交通指導課	113	32	37	182
高速道路交通警察隊	交付なし	交付なし	5	5
本 部 計	997	1,763	1,377	4,137
鳥 取 警 察 署	898	1,985	1,120	4,003
郡 家 警 察 署	165	140	240	545
智 頭 警 察 署	64	130	106	300
浜 村 警 察 署	155	150	39	344
倉 吉 警 察 署	645	404	345	1,394
八 橋 警 察 署	217	167	103	487
米 子 警 察 署	900	1,492	1,673	4,065
境 港 警 察 署	52	151	195	398
黒 坂 警 察 署	38	185	154	377
警察署計	3,134	4,804	3,975	11,913
合 計	4,131	6,567	5,352	16,050

平成17年度から平成19年度の3年間の捜査報償費の支出合計金額は1,605万円、年平均で535万円であった。警察本部での3年間の支出総額は414万円で、年平均額は138万円。警察署の3年間の合計額は1,191万円で、年平均額は397万円である。捜査現場を所轄する警察署の執行額が多くなるのは当然である。

この支出額のうち、捜査員等の判断により支出できる1件当たりの支出額が概ね3,000円以下の諸雑費は3年間の合計で750万円、割合は約46.7パーセントとなっている。

第4 捜査報償費の個別点検

平成17年度から平成19年度の3か年度の所属別・署別の月次推移表を入手し、その中から単月の支出額が多額なものを目安として、平成18年2月の警察本部捜査第一課、平成20年1月の警察本部捜査第二課、平成19年5月の米子警察署、平成20年2月の郡家警察署の捜査報償費について所定の手続どおりに執行されているかどうかの個別点検を行った。

なお、機密上の配慮から、この報告書には捜査報償費の明細は載せていない。

1 平成18年2月の警察本部捜査第一課

警察本部捜査第一課は、凶悪犯、粗暴犯等の事件を取り扱う部署である。平成18年2月は、同年1月に発生した業務上過失致死傷事件の捜査が進行中であった。

聞き込み捜査の協力者に、謝礼として物品を購入して手渡している。また、関係者に対する事情聴取の際の有料駐車場料金を支出している。

個々の執行に対する「支払精算書」の記載事項(支出年月日・金額・支払先・捜査目的等の支払事由)は明瞭に記載され、それを証する領収書が添付され決裁承認を受けていることを確認した。

2 平成20年1月の警察本部捜査第二課

警察本部捜査第二課は、贈収賄、詐欺、横領等の知能犯を取り扱う。これらの捜査は、殺傷事件と異なり金銭の絡むことの多い事件であり、捜査の糸口を見つけ出すのに時間のかかる部署である。それゆえに証拠入手のため、関係者からの傍証収集に捜査報償費を要するという特徴がある。平成17年度から平成19

年度の捜査報償費合計金額266万円、同期間の捜査第一課の合計金額88万円の約3倍となっている。

具体的には、情報提供者と接触するための飲食費、情報提供者に対する謝礼金等を支出している。

個々の執行に対する「支払精算書」の記載事項（支出年月日・金額・支払先・捜査目的等の支払事由）は明瞭に記載され、それを証する領収書が添付され決裁承認を受けていることを確認した。

3 平成19年5月の米子警察署

警察署であるため、種々の事件捜査に捜査報償費を支出している。捜査協力者に対する謝礼として物品を購入し、手渡していることが多かった。また、平成19年7月の参議院議員選挙に備えた情報収集活動を行っていたことが見てとれる。

個々の執行に対する「支払精算書」の記載事項（支出年月日・金額・支払先・捜査目的等の支払事由）は明瞭に記載され、それを証する領収書が添付され決裁承認を受けていることを確認した。

4 平成20年2月の郡家警察署

小規模警察署としては、単月支出額が相対的に多額と感じたので監査対象とした。

多額となったのは、被害者の保護等に要した物品の借り入れ使用料のためである。

個々の執行に対する「支払精算書」の記載事項（支出年月日・金額・支払先・捜査目的等の支払事由）は明瞭に記載され、それを証する領収書が添付され決裁承認を受けていることを確認した。

第5 監査結果

対象となった所属・警察署の「現金出納簿」の記録内容と「報償費支出伺」ほかの関連資料とを照合した結果、すべて合致していた。現金の動きを表す現金出納簿は現金の受払いの事実を反映していた。

実際の支出内容を記録する支払伝票に記載すべき「支払年月日」、「金額」、「支払先」、「支払事由」が漏れなく明瞭に記載されていた。また、添付の領収書が原本であることを確かめ、支出年月日、支出内容を証明する証拠書類であるかどうかを点検した。

以上の結果、捜査報償費は適正に支出執行されていると判断した。また、支出内容からみて、いわゆる裏金財源として利用されていることはないと判断した。

第11章 食糧費の監査

第1 食糧費の内容と問題点の所在

食糧費とは、いわゆる食事を対象とした支出であり、各種会議で供される食事代、接待用茶菓代、警察被留置者に対する食事代、病院・療養所等の患者に対する食事代などが含まれる。

交際費と類似する点があるが、食糧費は行政事務執行上の直接的必要性から支出されるものである点で区別されるものである。

過去において、地方公共団体の官公庁間の接待に際しての食糧費支出が問題になった。この問題に対しては、平成7年8月11日に自治大臣が「（前文省略）簡素かつ公正を旨とした節度ある対応と（以下省略）」と談話を発し、また、食糧費問題に対して総務庁人事局長から「（前文省略）官公庁間の接待については、（中略）閣議決定等によりこれを行わないこととされている（中略）その趣旨の徹底を図られるようお願いする。」旨の通知（平成8年8月12日）が出ている。

平成19年度における鳥取県警察の食糧費支出額は3,065万円であった。この食糧費の内容をみることにする。

第2 鳥取県の食糧費の執行基準

鳥取県は官公庁間接待が問題化された後の平成7年に「食糧費の執行基準について」の総務部長通知を発している。

その要旨は、食糧費の支出については 明確な目的意識を持つこと、 必要最小限の回数で開催、 必要最小限の参加人数、 廉価な施設の利用、 社会通念上認められる範囲の食事内容等である。

この執行基準は、行政事務執行上の間接的必要性から支出する食糧費の執行基準を定めたものであり、行政事務執行上の直接的必要性から支出されるもの（例えば被留置者に対する食費）は、この執行基準の対象外と理解している。

第3 平成19年度の食糧費の内容

平成19年度の食糧費の科目別支出額を次の表に示した。

科 目	主 な 使 途	支 出 額
警察本部費の食糧費	下記に含まれない総務・庶務的な食糧費	1,232千円
一般警察活動費の食糧費	警察活動に伴う食糧費	29,403千円
刑事警察費の食糧費	被害者支援研修会のお茶代	13千円
交通指導取締費の食糧費	ヘリコプターに常備義務のある緊急時食糧費	4千円
合 計 金 額		30,652千円

食事を主体とした支出額が、平成19年度で3千万円を超えている。上表の一般警察活動費の食糧費合計2,940万円のほとんどは、警察署内の被留置者や被疑者に対する食事代である。県内の大規模警察署（鳥取・倉吉・米子）の被留置者に対する食事代は、総額2,818万円に及ぶ。被留置者に対する食事は各警察署所在地地域の飲食業に委託している。1食の単価は393円、1年365日休みなく提供できる業者でなければならぬため委託先は限定されている。なお、被留置者に対する食糧費については、米子警察署の監査時に証拠書類をみて支出額の正確性を確認している。

食糧費のほとんどは、警察事務執行上の直接的必要性から支出される被留置者等に対するものであることが分かった。次に、警察本部費の食糧費のうち警察本部執行分の内容について見ることにする。

第4 警察本部費の食糧費

平成19年度の警察本部費の警察本部執行額は約64万円、警察署の執行額合計は約58万円であった。警察本部執行額の内容を、以下でみることにする。

1 警察本部執行額の内訳

支出内容	支 出 内 容	件数	支出金額
意見交換会	全国規模の会議出席後の意見交換会参加費	76件	352,500円
物品購入	会議用ペットボトルのお茶ほか購入代金	11件	25,594円
物品購入	来客用のお茶・コーヒー購入代金	2件	267,298円
合 計		89件	645,392円

意見交換会は、いわゆる会議後に行われる懇親会の参加費である。各都道府県の警察を統括する警察庁がテーマごとに全国会議を招集し、警察庁からの情報発信と協議を行い、その後、都道府県間の連絡体制等の強化を図るために懇親会を行っている。飲食しながら交流を図ることは、人と人とのつながりが組織の力となるということで、警察事務執行上の必要経費と考えて支出している。なお、食糧費を支出した出席者に支給する出張旅費中の朝食・夕食相当額2,200円の3分の2を減額支給している。

同様の会議・意見交換会は、中国地方単位など地域単位でも実施している。鳥取県警察では、地域単位での会議後の意見交換会費は全額出席者の個人負担としている。

気になったのは鳥取県警察本部主催の会議後の意見交換会に対する支出の有無であるが、本部主催の会議後の意見交換会についても、全額出席者の個人負担としていた。

物品購入は、本部主催の会議出席者に対するペットボトル詰めのお茶代と来客用のお茶・コーヒー代であり、社会通念上の範囲内である。

次項で、平成19年度に捜査第一課の担当者が出席した意見交換会の内容を明らかにする。

2 平成19年度の捜査第一課の意見交換会費支出明細

金額単位：円

会議の内容 (会議招集担当)	意見交換会日	場 所	出席者の所属と階 級(氏名は省略)	金 額
全国盗犯捜査担当者会議の後意見交換会を開き、各県間の連絡体制等の強化を図る (警察庁刑事局捜査第一課長)	H19年4月18日	東京都千代田区霞ヶ関 「合同庁舎第2号館B1食 堂」	捜査第一課 警部	3,500
全国組織犯罪対策担当課長等会議 (警察庁刑事局組織犯罪対策部長)	H19年4月24日	東京都千代田区隼町 「グラウンドアーク半蔵門」	捜査第一課 警視	5,000
全国捜査第一・第三課長等会議 (警察庁刑事局捜査第一課長)	H19年4月26日	東京都千代田区霞ヶ関 合同庁舎第2号館低層 棟	捜査第一課 警視	4,000
全国刑事部長会議 (警察庁刑事局長)	H19年5月9日	東京都千代田区隼町 「グラウンドアーク半蔵門」	捜査第一課 警視正	5,000
全国組織窃盗犯対策官並びに盗犯担当 課長補佐等会議 (警察庁刑事局捜査第一課長)	H19年5月16日	東京都千代田区霞ヶ関 法曹会館2階「高砂」	捜査第一課 警部	5,000
全国強行犯担当補佐等会議 (警察庁刑事局捜査第一課長)	H19年5月24日	警察庁(中央合同庁舎2 号館)地下1階 「和食堂さくら坂」	捜査第一課 警部	3,000
全国国際犯罪捜査情報官会議の後意見 交換会を開き、各県間の連絡体制等の強 化を図る (警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜 査管理官)	H19年5月31日	静岡県浜松市元城町 「ホテルコンコルド浜松」	捜査第一課 警部	7,000
生保・警察連絡協議会 < 県警からの講話が予定に入っている > (鳥取県生命保険協会 会長 畦上 徹)	H19年6月14日	鳥取市東品寺 「鳥取フシントンホテル」	捜査第一課 警視正	5,000
全国捜査関係課長等会議 (警察庁刑事局長)	H19年10月3日	東京都千代田区隼町 「グラウンドアーク半蔵門」	捜査第一課警視	5,000
全国国際犯罪捜査情報補助官会議 (警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜 査管理官)	H19年10月18日	茨城県つくば市吾妻町 「オークラフロンティアホ テル つくば」	捜査第一課警部補	7,000
全国刑事調査官等会議 (警察庁刑事局捜査第一課長)	H19年11月29日	東京都千代田区霞ヶ関 「法曹会館富士の間」	捜査第一課 警視	6,000
専門捜査員研修会 (警察庁刑事局捜査第一課理事官)	H20年1月30日	東京都千代田区霞ヶ関 「法曹会館富士の間」	捜査第一課 警部	5,000
			合計金額	60,500

平成19年度の捜査第一課で支出した意見交換会費は、12件合計金額60,500円であった。うち11件は警察庁主管の全国会議及び研修会への本会議出席後の懇親会、1件は鳥取県生命保険協会と鳥取県警察との連絡協議会後の懇親会参加費である。

上表のすべての支出に対して、「食糧費支出の事前伺書(捜査第一課と会計課の決裁)」、「支出負担行為兼支出仕訳書(会計課作成後、出納局の決裁)」、「資金前渡精算書(支出を証する領収書を貼付している書類。会計課作成後、出納局決裁)」等の書類を見ることにより確認した。会議開催の事実については、添付されている警察庁等の会議及び意見交換会の開催案内文により確認した。領収書との金額は一致していた。

平成7年総務部長通知「食糧費の執行基準」に照らして判断する。執行基準の要旨は、明確な目的意識を持つこと、必要最小限の回数で開催、必要最小限の参加人数、廉価な施設の利用、社会通念上認められる範囲の内容等であった。会議の目的等を勘案し、また金額的に判断して、これらの支出は社会通念上認められる範囲の内容であったと考える。平成20年度からは、全国規模の会議後の意見交換会費は自己負担にしていることを書き添えておく。自らが、飲食したのであるから当然の対応である。

鳥取県生命保険協会と鳥取県警察との連絡協議会は、保険金殺人・保険金詐欺や高額保険契約に関する情報入手先である鳥取県生命保険協会との緊密な連携のための会議である。この会議では、鳥取県警察の担当者の講話があった。当該会議及び意見交換会には、鳥取県警察から複数人が参加しているが、県の食糧費支出は1人分に抑えている。

第5 意見

支出手続きと支出金額に問題はなかった。

意見交換会費は、「食糧費の執行基準」から判断して妥当なものである。しかし、行政事務執行上の直接的必要性の視点で判断すると、直接的な必要性はないと考える。

食糧費という支出科目の約95パーセント以上は、被留置者等に対する食事代である。それと意見交換会費は、食事に対する支出とはいえ異質の目的・内容のものである。異質のものが、食糧費として会計処理されていることに疑問を有する。

鳥取県警察は、意見交換会費を抑制している姿勢を感じた。平成20年度から、全国規模の会議後の意見交換会参加費用も個人負担としている。

平成7年の総務部長通知「食糧費の執行基準」では、行政事務執行上の必要性に対する直接性と間接性の区別を明記していない。その執行基準中に、「市町村等県内の他の地方公共団体が主催する会議・懇談会等に県の職員が出席するに当たっても、この基準の趣旨を十分踏まえること。」の記載がある。この記載があるために間接的に必要と判断した飲食を対価とする支出を食糧費として扱うとの誤解が生じたと考えている。

鳥取県警察では、平成20年度以降意見交換会費はほとんど発生しないであろうが、この種の行政事務執行上の間接的必要経費は「交際費」として会計処理することにより人目につきやすくしたほうが良いと考える。また、会議用のお茶代や来客用のお茶代も間接的必要経費であるので「交際費」として扱う方が良いと考える。

第12章 交際費の監査

第1 鳥取県警察の交際費と問題点の所在

交際費という用語は、地方自治法施行規則中、歳出の表中の節の表にのみ規定があり、法令上他に規定がない。したがって、交際費として支出できる範囲については、鳥取県独自の解釈により運用している。

民間事業者に適用する租税特別措置法では、取引先の歓心を得るための接待・供応・慰安・贈答等に類する行為のために支出するものを交際費としている。

国や地方自治体の交際費は、行政事務執行上の直接的必要性から支出されるものではないと考えている。鳥取県警察の平成17年度から平成19年度の交際費支出額を見たところ、この3年度で約128万円、各年度ほぼ同額の支出があることが分かった。

この交際費の内容を見ることにより、鳥取県警察の交際費執行における問題の有無を判断することにした。

第2 鳥取県警察の交際費の事務手続

交際費の支出は、一般経費と同様個々の支出負担行為に基づいて、正当債権者（支払先のこと）に支払うことが原則である。この原則によることが困難な場合においては地方自治法施行令第161条（資金前渡）に基づき、資金前渡の方法により支出できている。

県は、地方自治法施行令第161条（資金前渡）の条項を受けて、鳥取県会計規則第70条（資金前渡のできる経費）第3号において交際費を資金前渡（民間事業者の仮払金制度と理解できる。）できる経費として扱っている。また、交際費については、「交際費の資金前渡経理事務要領」（平成5年3月29日発出第582号）により、事務手続、決裁方法、精算方法又は証拠書類の別途編綴につき規定をしている。厳格な決裁手続を定めていることが分かった。

交際費を資金前渡できる経費として位置付けているが、むしろ資金前渡対象経費とすることにより複数人の点検を受けることができ、支出行為についての緊張感を持たせる効果があると感じている。

鳥取県警察が支出した交際費の内容について、以下に記載する。

第3 鳥取県警察の交際費の支出額

1 平成17年度から平成19年度の交際費支出額

鳥取県警察の交際費の取扱部署は2つある。公安委員会扱いのものと警察本部長扱いの2つである。平成17年度から平成19年度までの取り扱い部署別の支出額を次の表に示した。

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公安委員会	4,005円	6,916円	5,400円
警察本部長	493,200円	380,286円	398,980円
年度合計額	497,205円	387,202円	404,380円

支出総額で見ると抑制していると感じた。以下で具体的な中身をみることにする。

2 平成19年度の公安委員会の交際費

・公安委員3名の名刺印刷代	4,500円
・県内自動車学校理事長のご尊父逝去に際しての弔電 (レタックスを利用していることにより支出額を抑えている)	900円
合 計	5,400円

民間の事業会社であれば、名刺印刷代が交際費になることを奇異に感じるだろう。一般的に交際費とは、接待・供応等取引先からの歓心を得るための経費であるからである。

鳥取県警察の職員は、業務用名刺を自己負担により作成している。一方、公安委員という公職者に対する名刺印刷代は県が負担している。名刺は、初対面の者に対して自己の職責を明示するものであるから交際費として考えているのである。

また、印刷は県庁近くの印刷会社に委託している。この種の経費支出は、資金前渡から現金支出するものではなく、本来は振込払い対象とすべきものである。しかし、名刺の印刷回数が少ないこと、また各公安委員の名刺印刷履歴を手元の帳簿で把握する方が管理上便利であるためにこのような支出形態を採用しているのである。

県内の自動車学校は公安委員会指定になっている。公安委員長名で県内自動車学校理事長のご尊父逝去に際して弔電を送ることは儀礼として当然である。弔電は通常2千円前後の金額を要する。県は、郵便事業株式会社の郵便局内ファクシミリ利用による電子郵便で1通の価格は消費税込みで900円となっているレタックスを利用することにより経費支出を抑えている。

3 平成19年度の警察本部長の交際費

公安委員会以外の各課・各警察署の交際費は警察本部長名で集計し管理している。

(1) 警察本部長交際費の支出目的別経費

目 的	金 額	備 考
儀礼的経費	6,880円	弔電代8回分である。 レタックス利用により支出額を抑えている。
報償的経費	0円	
賛助的経費	0円	
社交的経費	382,100円	
雑費的経費	10,000円	本部長名刺代
合 計	398,980円	

(2) 儀礼的経費中の弔電の対象となった物故者

物故者(氏名は省略した。)	弔 電 代
鳥取県交通安全協会元会長	900円
県議会議員妻	900円
鳥取県教育長実父	900円
県議会議員実父	900円
湯梨浜町長実母	900円
米子駐屯地司令実父	580円
前県議会議員	900円
米子地区少年健全育成指導員	900円
合 計	6,880円

物故者は、いずれも県政や警察活動に貢献のある人であり、弔電を送ることは県警本部長の儀礼を尽くすことになると思う。

(3) 社交的経費の支出内容別集計

支 出 内 容	件 数	支出金額
(ア) 鳥取県議会議員との意見交換会	15件	150,000円
(イ) 「21世紀の会」の入会金(2名 2万円)と例会費	6件	38,600円
(ウ) 鳥取県内官公長(庁)ほかとの連絡協議会等	10件	64,500円
(エ) 警察退職者が会員である「鳥取県警友会連合会」との意見交換会	11件	55,000円
(オ) 社団法人鳥取県指定自動車学校協会の年次総会後の意見交換会	3件	6,000円
(カ) 県内報道機関の支局長で構成する「土曜会」との意見交換会	8件	48,000円
(キ) 地方自治法施行60周年記念総務大臣表彰受賞の前田宏議員を祝う会経費負担金	1件	10,000円
(ク) 琴光喜関大関昇進祝賀会出席に伴う粗酒	1件	10,000円
合 計	55件	382,100円

以下、上表の(ア)から(ク)までの内容を説明する。

(ア) 鳥取県議会議員との意見交換会

鳥取県議会議員との意見交換会は、県議会会派との県議会終了後などの懇親の場に参加する会費負担金である。1回の参加費は1万円である。

意見交換の内訳は、鳥取県議会自由民主党との意見交換会5回、鳥取県議会自由民主党クラブとの意見交換会5回、鳥取県議会会派自由民主との意見交換会3回、鳥取県議会会派信との意見交換会2回、合計15回となっている。

意見交換会には、鳥取県警察の代表として本部長が参加している。この会は、鳥取県庁の知事・副知事・出納長の三役と教育長にも声がかかり、都合がつけば参加している。

(イ) 「21世紀の会」の入会金と例会費

21世紀の会は、平成3年に設立した地域社会への貢献等を目的とした任意団体である。一般会員27名は、県内に事業所を設置している全国規模の大企業等と県内大手企業の責任者であり、特別会員7名は鳥取県知事、警察本部長・警務部長、鳥取労働局局長、地元銀行の頭取等である。

支出の内容は、入会金2名分2万円と4回出席した例会の参加費18,600円。会には公務の都合を考慮の上、警察本部長又は警務部長のいずれかが出席している。

(ウ) 鳥取県内官公長(庁)ほかとの連絡協議会等

鳥取県内官公長(庁)ほかとの連絡協議会等は、県内の市町村の首長等との連絡協議会後の懇親会への会費負担金や新年賀詞交換会への参加費である。

鳥取官公長連絡会議には警務部長、鳥取警察署長が出席し、各地域で開催される会には地区の警察署長が出席している。

(エ) 警察退職者が会員である「鳥取県警友会連合会」との意見交換会

鳥取県警友会は、鳥取県警察を退職した者が組織した団体である。鳥取県等と同団体は緊急事態における協力に関する協定を結んでいる。

上表の支出額は、理事会後の懇親会への参加費であり、警察本部長・本部部长以下11名の警察幹部が出席している。

(オ) 社団法人鳥取県指定自動車学校協会の年次総会後の意見交換会

鳥取県内の指定自動車学校9校で設立した社団法人鳥取県指定自動車学校協会の年次総会に来賓として招かれ、その後の懇親会に30分ほど参加したための参加費である。警察本部長以下3名が出席し、1人の通常会費6,000円の3分の1を負担している。

(カ) 県内報道機関の支局長で構成する「土曜会」との意見交換会

県内報道機関の支局長クラスがメンバーとなっている名称「土曜会」との懇親会の参加費であ

る。警察本部長以下幹部クラス計8名が参加し、合計48,000円を支出している。

(キ) 総務大臣表彰受賞の前田宏議員を祝う会経費負担金

功績のあった県会議員の表彰受賞を祝う会への参加費である。主催者は、鳥取県議会会派自由民主であり、警察本部長が出席し、会費1万円を支出している。

そのほかに県からは、知事交際費として粗酒1万円、副知事交際費として粗酒1万円、出納長の参加費として1万円を支出している。

(ク) 琴光喜関大関昇進祝賀会出席に伴う粗酒

大相撲の琴光喜関の大関昇進祝賀会への出席の参加費である。主催者は、鳥取琴光喜関後援会であり、警察本部長が出席し粗酒の名目で1万円を支出している。

そのほかに県からは、知事交際費として鳥取米60キログラムほかの贈呈代45,420円、副知事交際費として粗酒1万円を支出している。

第4 意見

1 意見交換会参加費は、行政事務執行上の直接的必要性から支出されるものではない。

意見交換会は、行政事務執行上必要な会議という受けとめ方はできるが、実態は飲食を伴った県の行政事務から見れば非公式な懇親会である。意見交換会を、言葉どおりに受け取れば、どのような意見が交わされたのかの議事録等の記録が必要となる。

県議会で代表質問を行った政党等とは、従来から県議会後に慣例的に意見交換会を開催している。知事・副知事・出納長の三役及び教育長にも参加要請のある会合である。県議会あるいは県会議員が討議する各委員会において県政に関する熱い議論が終了した後に、このような会を設けることを無用なこととは思わないが、参加費の全額(1回1万円で15回参加)を県費から支出することについては問題視する。

鳥取県警友会は、鳥取県警察官の退職者で組織している。同会は、鳥取県等と緊急事態における協力に関する協定を結んでいる団体である。会員が県内各地で地域の安全と警察活動のパイプ役として防犯ボランティア等の活動をしている。鳥取県警察は、大幅な世代交代の時期を迎えるに当たり、治安維持の第一線において長年にわたって培った技能や経験を若手警察官に伝授するための講習会の開催など、OBの協力を得ていくことは警察力の維持を図る上で必要不可欠であるとしている。このような情勢の中で、退職後も地域の安全・安心に貢献するための活動を志向するOBの組織する同会との意見交換会に出席し、警察行政各般にわたる支援要請を行っているとしている。県内における災害発生時には、長い間の警察活動で培った同団体の会員の支援が受けられることは心強い。

しかし、この会の理事会後の意見交換会への参加は、言葉を変えれば同窓会への現職警察職員の参加であり、この会に参加し懇親を深めることは否定しない。しかし、公立学校の同窓会に現職教員が招かれた場合に、教員の同窓会参加費を所属する公立学校が負担するであろうか。この意見交換会に対する支出は、鳥取県警察幹部11名が参加して55,000円であった。県費から支出することは問題である。

県内報道機関の支局長クラスとの懇親会も、無用のこととは考えない。鳥取県警察は、振り込め詐欺や飲酒運転、交通死亡事故など、社会問題化している事案の被害防止のための広報を積極的に働きかけるなど、警察行政上の課題を報道機関に重点的に取り上げてもらうことにより、事件・事故の発生を抑制し、安全で安心できる鳥取県の実現を図る観点から、報道機関との間で良好な関係を築くことは極めて重要であるとしている。

しかし、これも行政事務執行上の直接的必要性はないと考える。民間の法人が交際費を支出した場合、その全額が損金になるわけではない。損金不算入とされた金額は法人税等の課税対象となっている。県財政は逼迫しているが、税収入の中には民間法人の交際費を元にした税金も含まれているのである。県費からの交際費支出は、極力抑制すべきである。交際費の執行基準について議論し、早急に検討すべきである。

仮に、意見交換会費の支出を全額個人負担とすると、意見交換会に参加したことそのものが記録に残らなくなる。これでは、県職員の行動を律することにならない。個人負担の意見交換会の参加に対しても鳥取県警察は管理統制していくべきである。

2 社団法人鳥取県指定自動車学校協会の年次総会後の意見交換会の会費

鳥取県指定自動車学校協会の年次総会後の意見交換会に警察幹部3名が出席し、その会費が1人当たり2,000円である。どのような、飲食の内容が不明であるが2,000円というのは低廉過ぎると受けとめた。これでは、出席した警察幹部が接待・供応を受けているのではないかと疑問をもったので、その会の内容等について質問した。

意見交換会開始後30分には退席しており、正規の参加費6,000円の3分の1を負担したとのことである。脇の甘さを見せない行動である。

さらに、このような会合に無償で出席することはないのか、あるいは関連団体の会合に自己負担とはいえ低廉な会費で参加するようなことはないのか質問した。そのようなことは一切ないとの回答を得た。

3 「21世紀の会」は、会員としての継続の是非を検討すべきである

地域への貢献等を目的とした「21世紀の会」は、民間事業者の有力者が会員である。地域への貢献を目的として平成3年に設立され、以来地域社会のために有益な提言を行ってきている団体と聞いている。

鳥取県警察の本部長と警務部長の2人が、同会の会則第6条の規定により公務員の立場で特別会員となっている。なお、鳥取県知事も特別会員となっている。

入会金1人1万円を県費から支出し交際費処理している。年会費6万円は免除され、月例会に出席した都度、例会費を県費から支出し交際費で処理している。

鳥取県警察は、企業の代表者等の意見を警察行政に反映させるべく意見交換を行い、また、同会会員に講師を依頼して職員の視野を広めるための講演も開催するなど、同会に出席して得た人間関係を職務にも積極的に活用しているとしている。

この会の意義は否定しないが、公務員が特別会員として位置付けられるようなことは、民間の人から優遇を受けることになると感じている。鳥取県警察の2名の会員は、平成19年度中に延べ4回出席しているだけである。これでは、この会の役に立つことはできないと思っている。また、民間人の意見を聞く公式の会として各警察署単位で警察署協議会が設置してあるのであるから、この協議会で出た意見の活用を優先すべきである。

この会の会員としての継続の是非を検討すべきである。

4 祝賀会に対する参加費も執行基準を設けるべきである

県政に対して功績のあった県会議員の表彰祝賀会と鳥取県内の高校を卒業した関取の大関昇進祝賀会への粗酒という名目で各1万円を支出している。

めでたい祝いの会であるが、この種の祝賀会は公的な行事ではない。県として、お祝いするという気持ちは大切にしなければならない。それであるなら、県費からの支出は代表者1名に止めるべきである。

5 交際費に対する総括意見

鳥取県警察が、交際費支出額を抑えている姿は見て取れた。特に公安委員会の支出内容は、公安委員の名刺代と弔電に対するものであり、職務上の立場をわきまえた納得性のあるものであった。

本部長扱いの交際費の中の社交的経費約38万円については、出席する会自体の意義はそれなりに理解できる。しかし、交際費の執行は必要最小限に止めるべきである。

県としてその範囲、金額などについてより具体的な執行基準を設け、簡素かつ納得性のある執行に努めるべきである。